

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年10月12日
【事業年度】	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
【会社名】	新韓銀行 (Shinhan Bank)
【代表者の役職氏名】	銀行長兼最高経営責任者 晉 玉童 (Ok Dong Jin, President and Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】	大韓民国ソウル特別市中区世宗大路9道20
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎文彰
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5843-9631
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎文彰
【連絡場所】	東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5843-9631
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【提出理由】

2022年6月21日に提出しました有価証券報告書の記載事項および韓国語で発行された監査報告書の日本語訳の一部に訂正すべき事項がありましたので、本有価証券報告書の訂正報告書により、該当事項を以下のとおり訂正するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 企業の概況

3 事業の内容

第3 事業の状況

2 事業等のリスク

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 提出会社の状況

3 コーポレート・ガバナンスの状況等

(2) 役員の状況

第6 経理の状況

1 財務書類

(1) 連結財務書類

(2) 個別財務書類

3 その他

当期連結財務諸表に対する独立監査人の監査報告書（韓国語で発行された監査報告書の日本語訳）

当期財務諸表に対する独立監査人の監査報告書（韓国語で発行された監査報告書の日本語訳）

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所は下線で示しております。

第一部【企業情報】

第2【企業の概況】

3【事業の内容】

< 訂正前 >

概要

(中略)

2021年12月31日現在の当行の資産合計、償却原価測定正味貸出金（貸倒引当金控除後）および銀行勘定預金は、それぞれ467,435十億ウォン、325,933十億ウォンおよび354,938十億ウォンであった。2020年12月31日現在の当行の資産合計、償却原価測定正味貸出金（貸倒引当金控除後）および銀行勘定預金は、それぞれ427,675十億ウォン、297,905十億ウォンおよび317,556十億ウォンであった。2020年および2021年12月31日に終了した年度について、当行の純利益はそれぞれ2,078十億ウォンおよび2,495十億ウォンであった。

(中略)

(1) 事業

事業の概観

当行の主要業務

当行は、個人顧客および法人顧客からの預金を受入れており、これは様々な銀行サービスを提供するために必要な資金を当行に提供している。当行は、主に4つの事業セグメントにより構成される包括的な銀行サービスを提供している。2019年1月、当行は与信管理プロセスを合理化するために、SOHO（「Small Office, Home Office」を意味し、以下「SOHO」という。）部門を個人向け銀行業務から法人向け銀行業務に再分類した。これまで、当行の個人向け銀行業務セグメントの下に行われていたSOHO業務が、法人向け銀行業務セグメントに移管された。当行はこれまで、SOHOに対する貸出を個人向け銀行業務セグメントの下に管理していたが、SOHOは個人または世帯によって経営されているが、別の法人格を有しているため、この変更により、現在ではSOHOに対する貸出は他の法人向け貸出とともにSOHOとして管理されている。

(中略)

預金受入業務

(中略)

その他の預金 その他の預金は主に譲渡性預金からなる。譲渡性預金の満期は通常30日から2年である。譲渡性預金の金利は、預金の預入期間および実勢市場金利に基づいて決定される。譲渡性預金は、当該譲渡性預金に対する支払金利を反映して、額面価額から割り引いて販売される。その他の預金は、2020年および2021年12月31日現在における当行の預金合計額のそれぞれ1.9%および4.6%を占め、2020年度および2021年度における平均支払金利はそれぞれ1.42%および0.91%であった。

当行はまた、住宅法および住宅供給に関する規則（以下「住宅法」という。）に基づく住宅申込優先権を顧客に付与する預金ならびに抵当ローンおよび住宅担保ローンに対する適格性を顧客に付与する預金を提供している。2015年6月の住宅法の改正により、住宅申込貯蓄口座、住宅申込定期預金口座および住宅申込積立貯蓄口座に対する新規申込みを2015年9月1日から受けることができなくなった。代わって、現在は誰もが一般住宅申込貯蓄口座（上記3口座すべての機能を併せ持っている。）を利用することが可能である。拠出期間は、申込日から口座名義人が住宅の買い手として選ばれる日までで、毎月の拠出金額は最低20,000ウォンから最高500,000ウォンである。一般住宅申込貯蓄口座に対する金利は口座終了時に一括して支払われ、その金利は国土交通部により決定され、発表される利率で計算される。一般住宅申込貯蓄口座を有し、一定のその他の基準を満たす者には住宅購入申込優先権が付与される。民間資金による住宅の場合、当該口座に対する合計拠出金額は、当該住宅の所在地別の適用預金限度額（2百万ウォン以上15百万ウォン以下）以上でなければならない。当初の口座名義人の死亡による相続の場合を除き、一般住宅申込貯蓄口座の名義を変更することはできない。当行が提供する主な預金商品の種類別の当行の韓国ウォン建て預金についての詳細は、「第2 - 3 - (2) 資産および負債の詳細 - 資金調達 - 預金」を参照されたい。

(中略)

個人向け銀行業務

(中略)

個人向け貸出業務

(中略)

- ・ **その他の個人向け貸出** これは抵当ローンおよび住宅担保ローン以外を目的として行われる顧客への貸出であり、その条件は主に借り手の特性によって異なり、無担保であるか、または預金もしくは第三者による担保もしくは保証が付される。その他の個人向け貸出はまた、個人の借り手に無担保で提供される**アドバンスローン**（その借入金の使途が建設完了前の住宅購入資金に制限される。）を含む。

(中略)

下表は、当行の個人向け貸出金（貸倒引当金および繰延貸付付帯費用控除前）の内訳を示している。

	12月31日現在	
	2020年	2021年
(単位：十億ウォン、 %を除く。)		
個人向け貸出金 ⁽¹⁾		
抵当ローンおよび住宅担保ローン	72,449	79,210
その他個人向け貸出金	61,996	66,359
総貸出金合計に対する個人向け貸出金の割合	44.8%	44.4%

注記：

(1) 貸倒引当金控除前。

2021年12月31日現在の当行の抵当ローンおよび住宅担保ローンの貸出金残高合計額は、79,210十億ウォンで、このうち、元本分割返済型貸出金（その貸出元本が一部分割払いにより返済される貸出）は48,886十億ウォンで、元本分割返済を伴わない貸出金は30,324十億ウォンであった。さらに、2021年12月31日現在、当行はまた元本分割返済を伴わない貸出金の貸出金残高について617十億ウォンの与信枠を提供している。

価格設定

当行の個人向け貸出金に付される金利は、定期的に調整される変動金利（内部振替価格制度を用いて算出された3ヵ月、6ヵ月または12ヵ月間の期間について決定された基準金利に基づいており、貸出関連費用および関連貸出商品の利益率を考慮するために調整された、資金調達の市場コストを反映している。）か、または貸出関連費用および利益率を考慮するために調整された、資金調達の市場コストを反映した固定金利のいずれかである。固定金利の貸出金は限定された場合に限り変動金利貸出金にプレミアムを付して提供される。当行が変動金利または固定金利に基づき提供している無担保の貸出について、これらにかかる金利は、とりわけ貸出承認プロセスにおいて決定された借り手の信用スコアに基づく利益率が反映される。有担保貸出について、信用限度は担保の種類に基づき、担保およびローン資産価値比率が優先される。当行は、借り手による現在および／または将来予想される当行の収益に対する貢献を反映するために、これらの貸出の価格設定を調整することができる。当行の貸出商品にかかる金利は、貸出延長時に調整することができる。貸出が貸出日から3年以内に弁済される場合、借り手は当行に対して未返済の元本額の通常0.7%から1.4%（貸出の種類および適用金利による。）の早期弁済手数料に加え、当該貸出の元本に対する発生済みだが未払いの金利に当該貸出の満期までの残存日数を分子とし、当該貸出の期間または3年間のいずれか長い方の日数を分母とする分数を乗じた金額を支払うことが義務付けられる。

(中略)

法人向け銀行業務

(中略)

中小企業向け銀行業務

小規模および中規模企業に関する基本法（以下「中小企業基本法」という。）ならびに同法大統領令（改正済。2016年1月27日施行。）に基づき中小企業として適格となるためには、(i)直前の会計年度末における当該企業の資産合計が500十億ウォン未満で、()その年間売上高の平均および合計がその主たる事業の種類に適用される大統領令に定める基準を満たし、かつ()当該企業は大統領令に定める所有から独立した経営基準（独占規制および公正取引に関する法律において定義されるコングロマリットの構成企業でないことを含む。）を満たさなければならない。独占規制および公正取引法に基づく開示の対象となる事業グループに属しているか、または属しているとみなされる企業は中小企業として適格ではない。中小企業基本法および大統領令に規定される一定の要件を満たす非営利企業は、中小企業として適格とすることができる。さらに、2014年4月15日から、大統領令に規定される協同組合および協同組合連合会は中小企業とみなされる。2021年12月31日現在、当行は121,961十億ウォン（貸倒引当金および繰延貸付付帯費用控除前）の貸出を469,576社の中小企業に付与していた。

（中略）

販売網

（中略）

韓国における支店網

（中略）

デジタル・バンキング

当行のデジタル・バンキング・サービスは店舗カウンターで利用できるサービスと比較してより総合的であり、24時間の口座残高照会、リアルタイムの口座振替、海外送金および借入申込といったサービスが含まれる。2021年12月31日現在、当行は約21,818,545のインターネット・バンキング・サービス利用顧客および約18,150,902のスマート・バンキング・アプリ利用顧客を有しており、これは2020年12月31日現在と比較してそれぞれ5.8%および9.2%の増加であった。当行のオンラインおよびモバイル・バンキングの利用者数は引き続き増加するであろう。当行は当初、収益を増やすよりもむしろコスト節減のためにオンラインおよびモバイル・バンキングの提供を開始したが、今ではこれらのサービスを通じて収益を増加させる方法を探求している。これらのサービスは、時間や場所の制約を受けることなく、より簡単で便利な銀行サービスへのアクセスを顧客に提供し、かつ、顧客にぴったりのカスタマイズされたサービスを各顧客に提供することができる。2018年2月、当行は、当行の6つのこれまでの既存のモバイルアプリケーションを統合する新たなモバイル・バンキング・アプリケーションである「SOL」を立ち上げた。SOLは当行の顧客志向でユーザーフレンドリーなモバイル・バンキング・プラットフォームを顧客に提供するための取組みの蓄積であり、とりわけ使いやすい生態認証と非対面の識別認証技術の特徴としている。革新的な機能に加えて、顧客は当行のATMを利用して他の銀行の自分の口座から資金を引出し、最小限の時間と労力で（たとえば、ログインや口座番号を入力する必要なしに）送金することができる。当行は2019年10月、SOLのみを使用して複数の銀行の口座、商品およびサービスにアクセスすることができるオープンバンキングサービスの提供を開始した。2019年11月、当行はまた外国人向けのモバイル・バンキング・アプリケーションである「SOLグローバル」を立ち上げ、外国人顧客がオープンバンキングを利用できるようにした。2020年、当行はSOLのオープンバンキングサービスを通じてアクセス可能な金融機関のネットワークを拡大した。利用者の個人資産運用の好みを反映するようにユーザーインターフェイスをカスタマイズできるようにアップグレードを実施した。さらに、当行は、2021年12月に金融MyDataサービスを利用し、銀行、証券、保険、年金、不動産、自動車など他の機関が保有する資産を新韓SOLに移動できる「MoneyVerse」サービスを開始した。このサービスにより、資産の照会と管理を統合的に行うことが可能となった。さらに、2022年に、当行はSOLよりも高いレベルのモバイルバンキングサービスを提供する革新的な新しいバンキングプラットフォームの立ち上げを計画している。当行は、SOLを金融サービスプラットフォームを超えて顧客の生活と密接に結びつくデジタルプラットフォームに変えるためのさまざまな取組みを推進している。2020年および2021年、当行はSOLを通じたコロナウィルス（以下「COVID-19」という。）政府救済申請サービスを開始し、利用者がモバイル申請を通じて政府緊急資金を申請できるようにした。また、2020年2月にはSOLによる医療保険金請求サービスを開始し、SOLモバイルアプリで補足資料の写真を送信することで、簡単に医療保険金請求を行うことができるようにした。最近の「ライブコマース」の流行に合わせて、当行は2020年10月には金融商品の生放送マーケティングストリームチャンネル「SOLライブ」を立ち上げた。当行はまた、2021年に既存のオフライン支店でデジタルイノベーションを推進した。たとえば、顧客はAIコンシェルジュによって迎えられ、セルフサービスバンキングとリモートビデオコンサルティングを含むデジタルサービスを可能にするスマートキオスクを使用することを選択することができる。2021年コンシューマーエレクトロニクスショーに参加することで、当行は革新的な支店サービスと、AIを活用した顧客サービス支援およびサービス担当者とのライブビデオチャットを提供するデジタルデスクなどのデジタルサービスデバイスを世界に紹介することができた。

海外のサービス・ネットワーク

下表は、2021年12月31日現在における当行の海外銀行業務子会社および支店を示している。

事業部門	所在地	設立年または 取得年
(中略)		
駐在員事務所 ⁽⁷⁾		
メキシコ	メキシコ メキシコシティ	2008年
ウズベキスタン	ウズベキスタン タシュケント	2009年
ポーランド	ポーランド ワルシャワ	2014年
ハンガリー ⁽⁸⁾	ハンガリー ブタペスト	2021年

注記：

- (1) 新韓銀行の中国の香港特別行政区の子会社であった新韓アジュ金融有限公司は2020年7月14日付で清算された。
- (2) ヨーロッパ新韓銀行は2014年にポーランドに駐在員事務所を設立した。
- (3) 当行は2009年に同子会社を日本に設立したが、1986年から支店組織を通じて日本で銀行業務を提供してきた。
- (4) 2011年に同子会社を設立する以前、当行は、1995年から支店組織を通じてベトナムで銀行業務を提供してきた。
- (5) メキシコ新韓銀行は2018年3月に営業開始した。
- (6) 当行はインドネシアのBank Metro ExpressおよびCentratama Nasional Bankの2行の持分をそれぞれ2015年11月に98.01%および2016年12月に100%取得した。2016年3月3日、Bank Metro Expressは新韓インドネシア銀行の商号で事業活動を行う免許を取得した。2016年12月6日、Centratama Nasional Bankは新韓インドネシア銀行に吸収合併された。
- (7) ミャンマーの当行駐在事務所は2018年6月8日に閉鎖した。
- (8) 当行のハンガリー駐在員事務所は2021年10月に営業を開始した。

(中略)

法的手続きおよびその他事項

(中略)

2020年6月、当行は、当行取締役会が、一部のライムアセットのファンドの投資家に対し、かかる投資家の関連商品に対する投資のうち、満期を迎えている商品の50%に相当する金額を前払いすることを決議したと発表した。2021年4月、FSSの金融紛争調停委員会は、当行がかかるライムアセットのファンドの投資家に対し、投資家が被った損失の40%から80%の範囲の金額を前払いによって補償するよう勧告した。そのため、当行は、自己規制調停手続きを通じて金融紛争調停委員会が勧告する上記の補償ガイドラインに基づいて、投資家の投資の残りの50%を補償する予定である。当行がライムアセットのファンドの投資家に対して行った、または行う予定の前払いは、場合によっては、原資産の回収時に決済されているか、または決済される予定である。原資産について回収される金額が投資家に前払いされた金額より少ない場合、当行は前払額が回収額を超過する金額を投資家から回収することができず、これにより損失を被る可能性がある。かかる原資産のパフォーマンスに応じて、当行は、予想される将来の損失を会計処理するために貸倒引当金の繰入れを計上する場合がある。

2020年6月、FSSは、ダイレクト・レンディング・インベストメントLLC(「DLI」)が運用する米国の特定のファンドに投資したファンドを運営するディスカバリー・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(「ディスカバリーアセット」)の調査を開始した。2019年4月、米国証券取引委員会は、DLIがその運用資産価値を偽って収益を報告したという申立てに基づいて、DLIの資金を凍結するため、受領者を指名する仮差止め命令を取得した。これを受けて、ディスカバリーアセットは、その運用資金からの引出しを停止し、2019年4月現在で投資家の資金合計約256十億ウォンを凍結した。当行はディスカバリーアセットによって組成されたかかるDLI関連ファンドの販売に関与していなかったが、その他のディスカバリーアセットのファンド(かかる引出し停止の影響を受けた。)を韓国の投資家に販売した。2017年から2019年の間に、当

行は約93.6十億ウォンのかかるディスカバリーアセットの商品（DLIファンドとは無関係）を販売し、そのうち約45.1十億ウォンがディスカバリーアセットから回収された。残りの約48.5十億ウォンについて、当行は相互に合意できる条件に基づいてこれらの金額を決済するために投資家と協議中である。2021年下半期に、当行はライムアセットおよびディスカバリーアセットの商品を含む金融商品に関連して予想される将来の損失のための貸倒引当金として220.8十億ウォンを計上した。原資金の運用成績や投資家との協議の進展といった当行の支配の及ばない要因を含む様々な要因次第で、当行はこれらまたは他の金融商品の予想される将来の損失のために、さらに貸倒引当金を計上する可能性がある。

（中略）

(2) 資産および負債の詳細

（中略）

未収利息不計上の貸出および延滞未収利息計上貸出

（中略）

当行は通常、商業貸出の場合は14日まで、抵当ローンおよび住宅担保ローンの場合は30日まで、個人向けその他の貸出の場合は60日まで金利の支払が延滞している貸出について、貸出元本残高および関連未収利息の全額を即座に返済するよう借り手に要請することはない。

（中略）

不良債権の再編

（中略）

下表は、表示日現在の個人債務者向けの「債務整理前プログラム」に基づく債務整理の対象である個人向け貸出（未収利息不計上貸出金および延滞貸出金を含む。）の貸出金残高および個別貸倒引当金の内訳を、かかる貸出が対象となる再編の種類別に示している（かかる貸出は前述の法人向け貸出には含まれないため、上記の表に含まれていない。）。「債務整理前プログラム」に関する詳細は、下記「債務整理および再生手続中の会社に対する信用エクスポージャー - 延滞している消費者および中小企業の借り手に対する信用再生プログラム」を参照されたい。

（中略）

下表は、表示日現在の法人向け貸出のうち、減損したとみなされ、下記に記載される当行の一般金利計上方針に基づき未収利息不計上に分類される再編済み貸出の金額を示している。同表はまた、表示期間の法人向け貸出について、再編済み貸出金の償却合計および再編の一環として持分証券に転換された貸出に関する再編済み貸出の償却金額を示している。

（中略）

不良債務再編中の貸出金に係る貸出条件改訂プログラム

（中略）

貸出条件改訂プログラムの評価

（中略）

しかしながら、当行は限られた方法で、つまり、主に借り手と債権者機関との間で合意された再編計画の契約条件を借り手がどの程度遵守しているかという点から条件緩和の成果を限定的な方法で測定している。再編計画には通常、事業計画および借り手が実施する自力救済が含まれる。当行は、借り手による再編計画の遵守を定期的に監視し（再編計画の条件に従って年毎、半年毎および四半期毎）、(i)事業計画の実施の進展、()自力救済措置の実施の進展、ならびに()経済全般における主要な展開、規制環境、競争上の展望、上級役員の質および経営の透明化といったその他の数量的要素という、主に3つの属性に関して当該条件緩和の成果を評価している。当行はまた、借り手のキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローを注意深く監視し、債権者委員会は通常、借り手による主な支出および借入関連の意思決定に参加する権利を有している。

(中略)

投資ポートフォリオ

(中略)

満期分析

下表は、2021年12月31日現在における当行の有価証券を満期別に分類したものである。

(中略)

(3) リスク管理

(中略)

信用リスク管理

(中略)

- ・関係するリスクの水準に見合った利益水準を達成すること。
- ・資産の質を改善し、最適な資産構成のポートフォリオを達成すること。
- ・特定の借り手または部門に対する過剰な貸出の集中を避けること。
- ・借り手の債務返済能力を厳密に監視すること。
- ・選別された顧客の成長を推進するために、財務支援を提供すること。

当行の全体的なリスク管理計画および信用方針ガイドラインを含む当行の信用リスク管理のための主な方針は、信用リスク管理に関する最高意思決定機関である当行のリスク方針委員会が決定する。リスク方針委員会は、最高リスク責任者（CRO）が代表を務め、最高与信責任者（CCO）および各事業単位の長からなっている。当行は、貸出承認機能を信用方針の意思決定から分離するために与信審議委員会を設けており、同委員会が、行われた貸出による資産の質および収益性の改善に注力して信用審査を評価し、リスク方針委員会とは別に運営される。リスク方針委員会と与信審議委員会とはともに、それぞれの委員会の出席委員数の三分の二以上（それぞれの定足数を満たすためには、各委員会の委員数の少なくとも三分の二の出席が必要である。）の投票により決定を行う。

(中略)

信用評価および承認

(中略)

個人向けローン

個人向けローンの貸出申請は、当行の信用スコアリングシステムおよび当行の個人向け銀行業部門が維持・運用している担保付貸出および無担保貸出に関する客観的な統計モデルに従い審査されている。当行の信用スコアリングシステムは、貸出申請の評価に用いられる自動与信承認システムであり、貸出の適切な金額を決定し、借り手の個人情報、当行およびその他の金融機関との取引履歴ならびに関連する信用情報等の要素を考慮する。申請者に対しては、(i)申請者の貸出を承認するか否か、()貸出額、および()貸出に係る利息、を決定するために用いられるスコアが付与される。申請者のスコアに応じて申請者が与信を認められるか、条件付で認められるか、追加審査を必要とするか、与信を認められないかが決定される。申請者が追加審査の対象となる場合には、支店レベルまたは本店レベルの適切な裁量権を有する機関が、信用履歴、職業および過去の当行との関係等の質的要素ならびに量的要素に基づいて再評価を行う。

(中略)

貸出残高のある借り手に対する体系的監視

(中略)

当行は、早期警告システムによって決定された借り手の監視等級に応じた間隔（例えば、「監視を要する会社」である場合は3ヵ月ごとまたは6ヵ月ごと、「警戒を要する会社」以下の等級の借り手または信用格付がCCCより低い借り手の場合は3ヵ月ごと、「正常会社」には定期監視は行われない。）で上記の借り手に対して体系的な監視を行っている。さらに、与信審査担当者は、借り手に信用の質の悪化の兆候がある場合、より頻繁な監視を要請することができる。20億ウォン以上の貸出残高を有する借り手については、当行はまたかかる借り手の収入および所得を四半期ごとに四半期終了後7週間以内に監視する。

(中略)

市場リスク管理

(中略)

非トレーディング業務のための市場リスク管理

(中略)

市場価値分析

当行は、当行の有利子負債の市場価値と比較した利付資産の市場価値の変化を測定するために、金利が平行にシフトすると仮定して、市場価値分析を行っている。これらの測定は毎日行われている。

(中略)

(6) 監督および規制

銀行に適用される主要な規制

(中略)

自己資本比率

(中略)

FSCは2016年1月1日付で、システム上重要な銀行の追加資本積立ておよびカウンターシクリカル資本バッファ要件に関するバーゼルIIIの要件を実施した。FSCは年ごとに国内の金融システム上重大な影響力（規模およびその他金融機関との関係に基づく。）を有する銀行を国内のシステム上重要な銀行として指定し、(i)普通株式資本のリスク・アセットに対する比率（システム上重要性評価スコアにより、0.0%から2.0%の範囲内）、()銀行の持株会社が国内のシステム上重要な持株会社である場合、金融持株会社監督規則に基づき銀行持株会社に義務付けられる追加資本に対応する比率、または()銀行がまたバーゼル委員会によって定義されるグローバルなシステム上重要な銀行である場合、バーゼル委員会によって義務付けられる資本比率、のうち最も高いものに従い追加資本を積立てることを義務付けることができる。新韓フィナンシャル・グループおよび当行は2016年から2022年に国内のシステム上重要な銀行持株会社および国内のシステム上重要な銀行にそれぞれ指定された。FSCの指示に従い、当行を含む国内のシステム上重要な銀行は、2016年1月1日から0.25%の追加的資本バッファを維持することが義務付けられ、かかる資本バッファは2019年1月1日に1.00%に達するまで毎年0.25%ずつ引上げられることが義務付けられた。FSCはまた、四半期ごとの検討の際に、銀行が積立てなければならないカウンターシクリカル資本バッファの水準を国内総生産に対する与信の増加程度といった要因を考慮して、リスク・アセットの0%から2.5%の範囲で決定し、義務付けることができる。FSCは2016年3月以来、カウンターシクリカル資本バッファ要件を0%に維持しており、2022年についてもカウンターシクリカル資本バッファ要件を0%に維持することが見込まれる。銀行業務の監督に関する細則もまた2018年6月30日に改正され、FSSが韓国の銀行のリスク管理制度を評価する際の追加基準として「個人向け部門のリスク集中」が加えられた。

(中略)

預貸率

2009年12月、FSSは、銀行が過去数年に渡って住宅に係る抵当権や中小企業への貸出金を付与することで過度に競って資産規模を拡大した結果、預貸率が継続的に上昇したことから、韓国の銀行の流動性が全般的に不安定になったと判断し、銀行業務の監督に関する規則の改正により預貸率に関する新たな一連の規制を導入することを発表した。銀行業務の監督に関する規則（2010年8月19日付および2014年12月26日付で改正され、それぞれ2014年1月1日および2015年1月1日から効力が生じている。）は、保有するウォン建て貸出金の直前の四半期の最終月の価値が2兆ウォン以上の銀行に対して、ウォン建て貸出金（韓国産業銀行もしくは韓国政府から借り入れた資金を利用した一定の種類の貸出または韓国銀行連合会の一定の業務規則に基づいて行われた貸出を除く。）のウォン建て預金（譲渡性預金証書を除く。）およびカバード・ボンドの発行に関する法律に基づく満期が5年未満のカバード・ボンドの残高（カバード・ボンドの発行によるかかる調達資金がウォン建てで使用され、かつ、ウォン建て預金の1%を超えない場合に限る。）に対する比率を100%未満に維持することを義務付けている。2020年1月1日から、預貸率の計算において、個人向け貸出と

法人向け貸出に異なる掛け目が適用され、個人向け貸出は115%、法人向け貸出（SOHOに対する貸出を除く。）は85%を乗じることが規定されたことにより、預貸率の計算において個人向け貸出の影響が強まり、法人向け貸出の影響が弱まることとなった。COVID-19によるパンデミックに対応し、FSSIは2020年4月20日に預貸率に関する規制を一時的に緩和する一連の措置を発表した。特に、2022年6月まで、最大100%の預貸率は一時的に105%に引上げられ、2020年1月1日から2021年12月31日まで、SOHOに対する法人向け貸出についても、かかる貸出が不動産関連貸出でない場合、掛け目は85%となる。2021年12月31日現在の当行の月平均残高に基づく預貸率は99.05%である。

（中略）

個人世帯向け貸出に関する最近の規制

（中略）

- ・それぞれ政府が指定する過剰投資地域または投機性の高い地域に所在する住宅（集合住宅を含む。）を担保とする新規の貸出については、借り手の債務所得比率（(i)年間返済合計額（x）かかる住宅により担保されるローンならびに既存の抵当ローンおよび住宅担保ローンの元金および利息と、(y)借り手のその他の債務に係る利息の合計）の（ ）借り手の年収に対する比率として計算される。）は40%を超えてはならない。ただし、（ ）年間所得が80百万（または初めての住宅購入者の場合は90百万ウォン）未満で、（ ）現在住宅を所有しておらず、（ ）評価額が600百万ウォン以下の低価格の住宅を購入するためにローンを利用する低所得世帯に対する最大債務所得比率は50%とする。

（後略）

<訂正後>

概要

(中略)

2021年12月31日現在の当行の資産合計、償却原価で測定する正味貸付債権（貸倒引当金控除後）および銀行勘定預金は、それぞれ467,435十億ウォン、325,933十億ウォンおよび354,938十億ウォンであった。2020年12月31日現在の当行の資産合計、償却原価で測定する正味貸付債権（貸倒引当金控除後）および銀行勘定預金は、それぞれ427,675十億ウォン、297,905十億ウォンおよび317,556十億ウォンであった。2020年および2021年12月31日に終了した年度について、当行の純利益はそれぞれ2,078十億ウォンおよび2,495十億ウォンであった。

(中略)

(1) 事業

事業の概観

当行の主要業務

当行は、個人顧客および法人顧客からの預金を受入れており、これは様々な銀行サービスを提供するために必要な資金を当行に提供している。当行は、主に4つの事業セグメントにより構成される包括的な銀行サービスを提供している。2019年1月、当行は与信管理プロセスを合理化するために、SOHO（「Small Office, Home Office」を意味し、以下「SOHO」という。）部門を個人向け銀行業務から法人向け銀行業務に再分類した。これまで、当行の個人向け銀行業務セグメントの下に行われていたSOHO業務が、法人向け銀行業務セグメントに移管された。当行はこれまで、SOHOに対する貸出を個人向け銀行業務セグメントの下に管理していたが、この変更により、SOHOは個人または世帯によって経営されているものの別の法人格を有しているものとして、現在ではSOHOに対する貸出は他の法人向け貸出とともに管理されている。

(中略)

預金受入業務

(中略)

その他の預金 その他の預金は主に譲渡性預金からなる。譲渡性預金の満期は通常30日から2年である。譲渡性預金の金利は、預金の預入期間および実勢市場金利に基づいて決定される。譲渡性預金は、当該譲渡性預金に対する支払金利を反映して、額面価額から割引いて販売される。譲渡性預金は、2020年および2021年12月31日現在における当行の預金合計額のそれぞれ1.9%および4.6%を占め、2020年度および2021年度における平均支払金利はそれぞれ1.42%および0.91%であった。

当行はまた、住宅法および住宅供給に関する規則（以下「住宅法」という。）に基づく住宅申込優先権を顧客に付与する預金ならびに抵当ローンおよび住宅担保ローンに対する適格性を顧客に付与する預金を提供している。2015年6月の住宅法の改正により、住宅申込貯蓄口座、住宅申込定期預金口座および住宅申込積立貯蓄口座に対する新規申込みを2015年9月1日から受けることができなくなった。代わって、現在は誰もが一般住宅申込貯蓄口座（上記3口座すべての機能を併せ持っている。）を利用することが可能である。拠出期間は、申込日から口座名義人が住宅の買い手として選ばれる日までで、毎月の拠出金額は最低20,000ウォンから最高500,000ウォンである。一般住宅申込貯蓄口座に対する利息は口座終了時に一括して支払われ、その金利は国土交通部により決定され、発表される利率で計算される。一般住宅申込貯蓄口座を有し、一定のその他の基準を充たす者には住宅購入申込優先権が付与される。民間資金による住宅の場合、当該口座に対する合計拠出金額は、当該住宅の所在地別の適用預金限度額（2百万ウォン以上15百万ウォン以下）以上でなければならない。当初の口座名義人の死亡による相続の場合を除き、一般住宅申込貯蓄口座の名義を変更することはできない。当行が提供する主な預金商品の元本別の当行の韓国ウォン建て預金についての詳細は、「第2 - 3 - (2)資産および負債の詳細 - 資金調達 - 預金」を参照されたい。

(中略)

個人向け銀行業務

(中略)

個人向け貸出業務

(中略)

- ・ その他の個人向け貸出 これは抵当ローンおよび住宅担保ローン以外を目的として行われる顧客への貸出であり、その条件は主に借り手の特性によって異なり、無担保であるか、または預金もしくは第三者による担保もしくは保証が付される。その他の個人向け貸出はまた、個人の借り手に無担保で提供される短期ローン（その借入金の使途が建設完了前の住宅購入資金に制限される。）を含む。

(中略)

下表は、当行の個人向け貸出金（貸倒引当金および繰延貸付付帯費用控除前）の内訳を示している。

	12月31日現在	
	2020年	2021年
(単位：十億ウォン、%を除く。)		
個人向け貸出金 ⁽¹⁾		
抵当ローンおよび住宅担保ローン	72,449	79,120
その他個人向け貸出金	61,996	66,359
総貸出金合計に対する個人向け貸出金の割合	44.8%	44.4%

注記：

(2) 貸倒引当金控除前。

2021年12月31日現在の当行の抵当ローンおよび住宅担保ローンの貸出金残高合計額は、79,120十億ウォンで、このうち、元本分割返済型貸出金（その貸出元本が一部分割払いにより返済される貸出）は48,886十億ウォンで、元本分割返済を伴わない貸出金は30,234十億ウォンであった。さらに、2021年12月31日現在、当行はまた元本分割返済を伴わない貸出金の貸出金残高について617十億ウォンの与信枠を提供している。

価格設定

当行の個人向け貸出金に付される金利は、定期的に調整される変動金利（内部振替価格制度を用いて算出された3ヵ月、6ヵ月または12ヵ月間の期間について決定された基準金利に基づいており、貸出関連費用および関連貸出商品の利益率を考慮するために調整された、資金調達の世界市場コストを反映している。）か、または貸出関連費用および利益率を考慮するために調整された、資金調達の世界市場コストを反映した固定金利のいずれかである。固定金利の貸出金は限定された場合に限り変動金利貸出金にプレミアムを付して提供される。当行が変動金利または固定金利に基づき提供している無担保の貸出について、これらにかかる金利は、とりわけ貸出承認プロセスにおいて決定された借り手の信用スコアに基づく利益率が反映される。有担保貸出について、信用限度は担保の種類に基づき、担保およびローン資産価値比率が優先される。当行は、借り手による現在および/または将来予想される当行の収益に対する貢献を反映するために、これらの貸出の価格設定を調整することができる。当行の貸出商品にかかる金利は、貸出延長時に調整することができる。貸出が貸出日から3年以内に弁済される場合、借り手は当行に対して残存期間の元本額および貸出の弁済期日までの残存日数を分子とし、当該貸出期間または3年間のいずれか長い方の日数を分母とする分数を乗じて算出した未払利息金額の通常0.7%から1.4%（貸出の種類および適用金利による。）の早期返済手数料を支払うことが義務付けられる。

(中略)

法人向け銀行業務

(中略)

中小企業向け銀行業務

小規模および中規模企業に関する基本法（以下「中小企業基本法」という。）ならびに同法大統領令（改正済。2016年1月27日施行。）に基づき中小企業として適格となるためには、(i)直前の会計年度末における

当該企業の資産合計が500十億ウォン未満で、()その年間売上高の平均および合計がその主たる事業の種類に適用される大統領令に定める基準を満たし、かつ()当該企業は大統領令に定める会社所有者から独立した経営基準（独占規制および公正取引に関する法律において定義されるコングロマリットの構成企業でないことを含む。）を満たさなければならない。独占規制および公正取引法に基づく開示の対象となる事業グループに属しているか、または属しているとみなされる企業は中小企業として適格ではない。中小企業基本法および大統領令に規定される一定の要件を満たす非営利企業は、中小企業として適格とすることができる。さらに、2014年4月15日から、大統領令に規定される協同組合および協同組合連合会は中小企業とみなされる。2021年12月31日現在、当行は121,961十億ウォン（貸倒引当金および繰延貸付付帯費用控除前）の貸出を469,576社の中小企業に付与していた。

（中略）

販売網

（中略）

韓国における支店網

（中略）

デジタル・バンキング

当行のデジタル・バンキング・サービスは店舗カウンターで利用できるサービスと比較してより総合的であり、24時間の口座残高照会、リアルタイムの口座振替、海外送金および借入申込といったサービスが含まれる。2021年12月31日現在、当行は21,818,545のインターネット・バンキング・サービス利用顧客および18,150,902のスマート・バンキング・アプリ利用顧客を有しており、これは2020年12月31日現在と比較してそれぞれ5.8%および9.2%の増加であった。当行のオンラインおよびモバイル・バンキングの利用者数は引き続き増加するであろう。当行は当初、収益を増やすよりもむしろコスト節減のためにオンラインおよびモバイル・バンキングの提供を開始したが、今ではこれらのサービスを通じて収益を増加させる方法を探求している。これらのサービスは、時間や場所の制約を受けることなく、より簡単で便利な銀行サービスへのアクセスを顧客に提供し、かつ、顧客にぴったりのカスタマイズされたサービスを各顧客に提供することができる。2018年2月、当行は、当行の6つのこれまでの既存のモバイルアプリケーションを統合する新たなモバイル・バンキング・アプリケーションである「SOL」を立ち上げた。SOLは当行の顧客志向でユーザーフレンドリーなモバイル・バンキング・プラットフォームを顧客に提供するための取組みの蓄積であり、とりわけ使いやすい生態認証と非対面の識別認証技術の特徴としている。革新的な機能に加えて、顧客は当行のATMを利用して他の銀行の自分の口座から資金を引出し、最小限の時間と労力で（たとえば、ログインや口座番号を入力する必要なしに）送金することができる。当行は2019年10月、SOLのみを使用して複数の銀行の口座、商品およびサービスにアクセスすることができるオープンバンキングサービスの提供を開始した。2019年11月、当行はまた外国人向けのモバイル・バンキング・アプリケーションである「SOLグローバル」を立ち上げ、外国人顧客がオープンバンキングやその他の金融サービスを利用できるようにした。2020年、当行はSOLのオープンバンキングサービスを通じてアクセス可能な金融機関のネットワークを拡大した。利用者の個人資産運用の好みを反映するようにユーザーインターフェイスをカスタマイズできるようにアップグレードを実施した。さらに、当行は、2021年12月に金融MyDataサービスを利用し、銀行、証券、保険、年金、不動産、自動車など他の機関が保有する資産を新韓SOLに移動できる「MoneyVerse」サービスを開始した。このサービスにより、資産の照会と管理を統合的に行うことが可能となった。さらに、2022年に、当行はSOLよりも高いレベルのモバイルバンキングサービスを提供する革新的な新しいバンキングプラットフォームの立ち上げを計画している。当行は、SOLを金融サービスプラットフォームを超えて顧客の生活と密接に結びつくデジタルプラットフォームに変えるためのさまざまな取組みを推進している。2020年および2021年、当行はSOLを通じたコロナウィルス（以下「COVID-19」という。）政府救済申請サービスを開始し、利用者がモバイル申請を通じて政府緊急資金を申請できるようにした。また、2020年2月にはSOLによる医療保険金請求サービスを開始し、SOLモバイルアプリで補足資料の写真を送信することで、簡単に医療保険金請求を行うことができるようにした。最近の「ライブコマース」の流行に合わせて、当行は2020年10月には金融商品の生放送マーケティングストリームチャンネル「SOLライブ」を立ち上げた。当行はまた、2021年に既存のオフライン支店でデジタルイノベーションを推進した。たとえば、顧客はAIコンシェルジュによって迎えられ、セルフサービスバンキングとリモートビデオコンサルティングを含むデジタルサービスを可能にするスマートキオスクを使用することを選択することができる。2021年コンシューマーエレクトロニクスショーに参加することで、当行は革新的な支店サービスと、AIを活用した顧客サービス支援およびサービス担当者とのライブビデオチャットを提供するデジタルデスクなどのデジタルサービスデバイスを世界に紹介することができた。

海外のサービス・ネットワーク

下表は、2021年12月31日現在における当行の海外銀行業務子会社および支店を示している。

事業部門	所在地	設立年または 取得年
(中略)		
駐在員事務所 ⁽⁷⁾		
メキシコ	メキシコ メキシコシティ	2008年
ウズベキスタン	ウズベキスタン タシュケント	2009年
ポーランド	ポーランド ワルシャワ	2014年
ハンガリー ⁽⁸⁾	ハンガリー ブタペスト	2021年

注記：

- (1) 新韓銀行の中国の香港特別行政区の子会社であった新韓アジュ金融有限公司は2020年7月14日付で清算された。
- (2) ヨーロッパ新韓銀行は2014年にポーランドに駐在員事務所を設立した。
- (3) 当行は2009年に同子会社を日本に設立したが、1986年から支店組織を通じて日本で銀行業務を提供してきた。
- (4) 2011年に同子会社を設立する以前、当行は、1995年から支店組織を通じてベトナムで銀行業務を提供してきた。
- (5) メキシコ新韓銀行は2018年3月に営業開始した。
- (6) 当行はインドネシアのBank Metro ExpressおよびCentratama Nasional Bankの2行の持分をそれぞれ2015年11月に98.01%および2016年12月に100%取得した。2016年3月3日、Bank Metro Expressは新韓インドネシア銀行の商号で事業活動を行う免許を取得した。2016年12月6日、Centratama Nasional Bankは新韓インドネシア銀行に吸収合併された。
- (7) ミャンマーの当行駐在事務所は2018年6月8日に閉鎖した。
- (8) 当行のハンガリー駐在員事務所は2021年10月19日に営業を開始した。

(中略)

法的手続きおよびその他事項

(中略)

2020年6月、当行は、当行取締役会が、一部のライムアセットのファンドの投資家に対し、かかる投資家の関連商品に対する投資のうち、満期を迎えている商品の50%に相当する金額を前払いすることを決議したと発表した。2021年4月、FSSの金融紛争調停委員会は、当行がかかるライムアセットのファンドの投資家に対し、投資家が被った損失の40%から80%の範囲の金額を前払いによって補償するよう勧告した。そのため、当行は、自己規制調停手続きを通じて金融紛争調停委員会が勧告する上記の補償ガイドラインに基づいて、投資家の投資の残りの50%を補償する予定である。当行がライムアセットのファンドの投資家に対して行った、または行う予定の前払いは、場合によっては、原資産の回収時に決済されているか、または決済される予定である。原資産について回収される金額が投資家に前払いされた金額より少ない場合、当行は前払額が回収額を超過する金額を投資家から回収することができず、これにより損失を被る可能性がある。かかる原資産のパフォーマンスに応じて、当行は、予想される将来の損失を会計処理するために引当金の繰入れを計上する場合がある。

2020年6月、FSSは、ダイレクト・レンディング・インベストメントLLC(「DLI」)が運用する米国の特定のファンドに投資したファンドを運営するディスカバリー・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(「ディスカバリーアセット」)の調査を開始した。2019年4月、米国証券取引委員会は、DLIがその運用資産価値を偽って収益を報告したという申立てに基づいて、DLIの資金を凍結するため、受領者を指名する仮差止め命令を取得した。これを受けて、ディスカバリーアセットは、その運用資金からの引出しを停止し、2019年4月現在で投資家の資金合計約256十億ウォンを凍結した。当行はディスカバリーアセットによって組成されたかかるDLI関連ファンドの販売に関与していなかったが、その他のディスカバリーアセットのファンド(かかる引出し停止の影響を受けた。)を韓国の投資家に販売した。2017年から2019年の間に、当

行は約93.6十億ウォンのかかるディスカバリーアセットの商品（DLIファンドとは無関係）を販売し、そのうち約45.1十億ウォンがディスカバリーアセットから回収された。残りの約48.5十億ウォンについて、当行は相互に合意できる条件に基づいてこれらの金額を解決するために投資家と協議中である。2021年下半期に、当行はライムアセットおよびディスカバリーアセットの商品を含む金融商品に関連して予想される将来の損失のための引当金として220.8十億ウォンを計上した。原資金の運用成績や投資家との協議の進展といった当行の支配の及ばない要因を含む様々な要因次第で、当行はこれらまたは他の金融商品の予想される将来の損失のために、さらに引当金を計上する可能性がある。

（中略）

(2) 資産および負債の詳細

（中略）

未収利息不計上の貸出および延滞未収利息計上貸出

（中略）

当行は通常、商業貸出の場合は14日まで、抵当ローンおよび住宅担保ローンの場合は60日まで、個人向けその他の貸出の場合は30日まで金利の支払が延滞している貸出について、貸出元本残高および関連未収利息の全額を即座に返済するよう借り手に要請することはない。

（中略）

不良債権の再編

（中略）

下表は、表示日現在の個人債務者向けの「債務整理前プログラム」に基づく債務整理の対象である個人向け貸出（未収利息不計上貸出金および延滞貸出金を含む。）の貸出金残高および個別貸倒引当金を示している（かかる貸出は前述の法人向け貸出には含まれないため、上記の表に含まれていない。）。「債務整理前プログラム」に関する詳細は、下記「債務整理および再生手続中の会社に対する信用エクスポージャー - 延滞している消費者および中小企業の借り手に対する信用再生プログラム」を参照されたい。

（中略）

下表は、表示日現在の法人向け貸出のうち、減損したとみなされ、下記に記載される当行の一般利息計上方針に基づき未収利息不計上に分類される再編済み貸出の金額を示している。同表はまた、表示期間の法人向け貸出について、再編済み貸出金の償却合計および再編の一環として持分証券に転換された貸出に関する再編済み貸出の償却金額を示している。

（中略）

不良債務再編中の貸出金に係る貸出条件改訂プログラム

（中略）

貸出条件改訂プログラムの評価

（中略）

しかしながら、当行は限られた方法で、つまり、主に借り手と債権者機関との間で合意された再編計画の契約条件を借り手がどの程度遵守しているかという点から条件緩和の成果を限定的な方法で測定している。再編計画には通常、事業計画および借り手が実施する自力救済が含まれる。当行は、借り手による再編計画の遵守を定期的に監視し（再編計画の条件に従って年毎、半年毎および四半期毎）、(i)事業計画の実施の進展、()自力救済措置の実施の進展、ならびに()経済全般における主要な展開、規制環境、競争上の展望、上級役員の質および経営の透明化といったその他の質的要素という、主に3つの属性に関して当該条件緩和の成果を評価している。当行はまた、借り手のキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローを注意深く監視し、債権者委員会は通常、借り手による主な支出および借入関連の意思決定に参加する権利を有している。

（中略）

投資ポートフォリオ

(中略)

満期分析

下表は、2021年12月31日現在における当行の有価証券を満期および加重平均利回り別に分類したものである。

(中略)

(3) リスク管理

(中略)

信用リスク管理

(中略)

- ・ 関係するリスクの水準に見合った利益水準を達成すること。
- ・ 資産の質を改善し、最適な資産構成のポートフォリオを達成すること。
- ・ 特定の借り手または業種に対する過剰な貸出の集中を避けること。
- ・ 借り手の債務返済能力を厳密に監視すること。
- ・ 選別された顧客の成長を推進するために、財務支援を提供すること。

当行の全体的な信用リスク管理計画および信用方針ガイドラインを含む当行の信用リスク管理のための主な方針は、信用リスク管理に関する最高意思決定機関である当行のリスク方針委員会が決定する。リスク方針委員会は、最高リスク責任者（CRO）が代表を務め、最高与信責任者（CCO）および各事業単位の長からなっている。当行は、貸出承認機能を信用方針の意思決定から分離するために与信審議委員会を設けており、同委員会が、行われた貸出による資産の質および収益性の改善に注力して信用審査を評価し、リスク方針委員会とは別に運営される。リスク方針委員会と与信審議委員会はともに、それぞれの委員会の出席委員数の三分の二以上（それぞれの定足数を満たすためには、各委員会の委員数の少なくとも三分の二の出席が必要である。）の投票により決定を行う。

(中略)

信用評価および承認

(中略)

個人向けローン

個人向けローンの貸出申請は、当行の信用スコアリングシステムおよび当行の個人向け銀行業部門が維持・運用している担保付貸出および無担保貸出に関する客観的な統計モデルに従い審査されている。当行の信用スコアリングシステムは、貸出申請の評価に用いられる自動与信承認システムであり、貸出の適切な金利を決定し、借り手の個人情報、当行およびその他の金融機関との取引履歴ならびに関連する信用情報等の要素を考慮する。申請者に対しては、(i)申請者の貸出を承認するか否か、()貸出額、および()貸出に係る金利、を決定するために用いられるスコアが付与される。申請者のスコアに応じて申請者が与信を認められるか、条件付で認められるか、追加審査を必要とするか、与信を認められないかが決定される。申請者が追加審査の対象となる場合には、支店レベルまたは本店レベルの適切な裁量権を有する機関が、信用履歴、職業および過去の当行との関係等の質的要素ならびに量的要素に基づいて再評価を行う。

(中略)

貸出残高のある借り手に対する体系的監視

(中略)

当行は、早期警告システムによって決定された借り手の監視等級に応じた間隔（例えば、「監視を要する会社」である場合は3ヵ月ごとまたは6ヵ月ごと、「警戒を要する会社」以下の等級の借り手または信用格付がCCCより低い借り手の場合は3ヵ月ごと、「正常会社」には定期監視は行われない。）で上記の借り手に対して体系的な監視を行っている。さらに、与信審査担当者は、借り手に信用の質の悪化の兆候がある場合、より頻繁な監視を要請することができる。20億ウォン以上の貸出残高を有する借り手については、当行はまたかかる借り手の収益および利益を四半期ごとに四半期終了後7週間以内に監視する。

(中略)

市場リスク管理

(中略)

非トレーディング業務のための市場リスク管理

(中略)

市場価値分析

当行は、当行の有利子負債の市場価値と比較した利付資産の市場価値の変化を測定するために、金利が平行にシフトすると仮定して、市場価値分析を行っている。これらの測定は毎月行われている。

(中略)

(6) 監督および規制

銀行に適用される主要な規制

(中略)

自己資本比率

(中略)

FSCは2016年1月1日付で、システム上重要な銀行の追加資本積立ておよびカウンターシクリカル資本バッファ要件に関するバーゼルIIIの要件を実施した。FSCは年ごとに国内の金融システム上重大な影響力(規模およびその他金融機関との関係に基づく。)を有する銀行を国内のシステム上重要な銀行として指定し、(i)普通株式資本のリスク・アセットに対する比率(システム上重要性評価スコアにより、0.0%から2.0%の範囲内)、()銀行の持株会社が国内のシステム上重要な持株会社である場合、金融持株会社監督規則に基づき銀行持株会社に義務付けられる追加資本に対応する比率、または()銀行がまたバーゼル委員会によって定義されるグローバルなシステム上重要な銀行である場合、バーゼル委員会によって義務付けられる資本比率、のうち最も高いものに従い追加資本を積立てることを義務付けることができる。新韓フィナンシャル・グループおよび当行は2016年から2022年に国内のシステム上重要な銀行持株会社および国内のシステム上重要な銀行にそれぞれ指定された。FSCの指示に従い、当行を含む国内のシステム上重要な銀行は、2016年1月1日から0.25%の追加的資本バッファを維持することが義務付けられ、かかる資本バッファは2019年1月1日に1.00%に達するまで毎年0.25%ずつ引上げられることが義務付けられた。FSCはまた、四半期ごとの検討の際に、銀行が積立てなければならないカウンターシクリカル資本バッファの水準を国内総生産に対する与信の増加程度といった要因を考慮して、リスク・アセットの0%から2.5%の範囲で決定し、義務付けることができる。FSCは2016年3月以来、カウンターシクリカル資本バッファ要件を0%に維持しており、2022年第1四半期についてもカウンターシクリカル資本バッファ要件を0%に維持することが見込まれる。銀行業務の監督に関する細則もまた2018年6月30日に改正され、FSSが韓国の銀行のリスク管理制度を評価する際の追加基準として「個人向け部門のリスク集中」が加えられた。

(中略)

預貸率

2009年12月、FSSは、銀行が過去数年に渡って住宅に係る抵当権や中小企業への貸出金を付与することで過度に競って資産規模を拡大した結果、預貸率が継続的に上昇したことから、韓国の銀行の流動性が全般的に不安定になったと判断し、銀行業務の監督に関する規則の改正により預貸率に関する新たな一連の規制を導入することを発表した。銀行業務の監督に関する規則(2010年8月19日付および2014年12月26日付で改正され、それぞれ2014年1月1日および2015年1月1日から効力が生じている。)は、保有するウォン建て貸出金の直前の四半期の最終月の価値が2兆ウォン以上の銀行に対して、ウォン建て貸出金(韓国産業銀行もしくは韓国政府から借り入れた資金を利用した一定の種類の貸出または韓国銀行連合会の一定の業務規則に基づいて行われた貸出を除く。)のウォン建て預金(譲渡性預金証書を除く。)およびカバード・ボンドの発行に関する法律に基づく満期が5年以上のカバード・ボンドの残高(カバード・ボンドの発行によるかかる調達資金がウォン建てで使用され、かつ、ウォン建て預金の1%を超えない場合に限る。)に対する比率を100%以下に維持することを義務付けている。2020年1月1日から、預貸率の計算において、個人向け貸出と法人向け貸出に異なる掛け目が適用され、個人向け貸出は115%、法人向け貸出(SOHOに対する貸出を除く。)は85%を乗じることが規定されたことにより、預貸率の計算において個人向け貸出の影響が強まり、

法人向け貸出の影響が弱まることとなった。COVID-19によるパンデミックに対応し、FSSIは2020年4月20日に預貸率に関する規制を一時的に緩和する一連の措置を発表した。特に、2022年6月まで、最大100%の預貸率は一時的に105%に引上げられ、2020年1月1日から2021年12月31日まで、SOHOに対する法人向け貸出についても、かかる貸出が不動産関連貸出でない場合、掛け目は85%となる。2021年12月31日現在の当行の月平均残高に基づく預貸率は99.05%である。

(中略)

個人世帯向け貸出に関する最近の規制

(中略)

- ・それぞれ政府が指定する過剰投資地域または投機性の高い地域に所在する住宅（集合住宅を含む。）を担保とする新規の貸出については、借り手の債務所得比率（(i)年間返済合計額（(x)かかる住宅により担保されるローンならびに既存の抵当ローンおよび住宅担保ローンの元金および利息と、(y)借り手のその他の債務に係る利息の合計）の（ ）借り手の年収に対する比率として計算される。）は40%を超えてはならない。ただし、（ ）年間所得が80百万ウォン（または初めての住宅購入者の場合は90百万ウォン）未満で、（ ）現在住宅を所有しておらず、（ ）評価額が600百万ウォン以下の低価格の住宅を購入するためにローンを利用する低所得世帯に対する最大債務所得比率は50%とする。

(後略)

第3【事業の状況】

2【事業等のリスク】

< 訂正前 >

(前略)

当行の事業に関連するリスク

(中略)

韓国および世界の経済ならびに金融市場の困難な状況および乱高下が、当行の事業、資産の質、自己資本および利益に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当行の資産の多くは韓国に所在しており、当行はその収益の多くを韓国で得ている。したがって、当行の利益および収益性は、当行の法人および個人顧客の財務上の健全性に影響を及ぼす金利、インフレ、輸出、個人支出および消費、失業、企業製品およびサービスに対する需要、家計および企業の債務返済負担、信用が一般的にどの程度利用可能であるか、不動産および有価証券の資産価値ならびにその他の要因を含む韓国全般の経済および社会状況に大きく依存している。

(中略)

特に、金融および経済状況の困難は、当行の資産の質を著しく悪化させ、また、ますます多くの当行の法人および個人顧客が破産または支払不能を申し立て、またはその債務弁済義務に応じることが一層困難になるため、貸倒損失および償却のための引当金をより多く積立てることとなる。例えば、2011年および2012年に不動産市場および造船事業において継続した停滞は、「チャボル（財閥）」として知られるいくつかの韓国の商業コングロマリットを含む当行の法人借り手の多くの間の延滞の増加を招き、一定の場合においては、支払不能、債務整理、再生手続きおよび／または債権者との和議取決めさえも招いた。同じ時期に、不動産市場において持続する停滞はまた、当行の個人借り手の間の延滞を増加させ、特に新たに建設された集合住宅のユニットの事前販売に際しグループ貸出を受けている借り手の間の延滞を増加させた。従って、当行の延滞率（1ヵ月以上かつ償却および債権売却後の延滞に基づく。）は2010年12月31日現在の0.48%から2011年12月31日現在の0.60%および2012年12月31日現在の0.61%へと増加した。2013年以降、主に住宅市場の緩やかな回復に加え、資産の質を改善するための当行の戦略的イニシアチブの一環としての先制的なリスク管理政策を通じてかかる問題のある業界およびその他のリスクのある借り手に対するエクスポージャーを削減するための当行の積極的な取り組みならびに質の高い信用プロファイルを有する借り手への貸出の増加により、当行の延滞率は着実に減少した。主に個人向け貸出および法人向け貸出の双方の資産の質を高め、IT、製造および建設などの特定の業界におけるエクスポージャーを削減するための当行の取り組みにより、当行の延滞率は、過去数年間安定している。より最近では、COVID-19によるパンデミックに対応して導入された、ローンのリスケジュールや元本および利息の支払い延期プログラムなど、政府主導のさまざまな金融支援プログラムが、当行を含む金融機関の資産の質を安定したレベルで管理するのに役立っている。このような財政支援プログラムは、2020年4月1日から導入されており、中小企業や「中小企業・ホームオフィス」（「SOHO」）が、その以前のローンを滞納していないこと、清算または破産手続きの対象でないことなどの一定の基準を満たしている場合に利用できる。かかる金融支援プログラムは2022年9月30日まで継続する予定である。しかし、政府は、その時点の、(i)パンデミックの現況、()韓国経済の状況、および()金融業界の安定といった要因を包括的に検討した後、金融機関との協議に基づき、プログラムの終了予定日が変更される可能性があることを示唆している。これらにより、当行の延滞率は2013年12月31日現在で0.39%、2014年12月31日現在で0.31%、2015年12月31日現在で0.33%、2016年12月31日現在で0.28%、2017年12月31日現在で0.23%、2018年12月31日現在で0.25%、2019年12月31日現在で0.26%、2020年12月31日現在で0.24%および2021年12月31日現在で0.19%であった。しかしながら、景気低迷の中で不安定な産業の低迷が続いており、または他の理由で、かかる借り手に対する貸出の質がさらに悪化する可能性があるため、当行が借り手、特に問題のある産業に対する貸出に関し、さらなる貸倒損失を被らないという保証はない。さらに、COVID-19の発生が、世界および国内の消費に直接の影響を及ぼすことが予想されており、かかる影響は運輸、旅行、小売り、宿泊、ケータリング、工業生産および建設業において最も顕著であり、特に中小企業および個人の顧客が元利金を期日に返済するのに著しい困難に直面していることから、延滞を引き起こす可能性があり、当行の資産の質に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、政府主導の金融支援プログラムまたはその他の対策が意図する結果を達成できない可能性があり、さらに意図しない結果をもたらすか、さもなければ、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(中略)

当行は最低所要水準を上回る自己資本比率を維持することが要求されており、維持できなかった場合には、当行の事業の一部または全部が停止することがある。

当行は韓国他の商業銀行と同様、規定の自己資本比率を維持することが要求されている。例えば、2015年1月1日から、当行は普通株式等Tier 1自己資本比率を最低4.5%、Tier 1自己資本比率を最低6.0%に維持し、総自己資本比率（BIS比率）を最低8.0%に維持することを要求されている。これらの比率は連結ベースによるそれぞれの規制上の自己資本のリスクアセットに占める割合として測定し、FSCの指針に基づき決定される。さらに下記に詳述するように、当行はまた国内のシステム上重要な銀行として資本保全バッファおよび追加資本を維持しなければならず、カウンターシクリカル資本バッファの維持も義務付けられる可能性がある。2021年12月31日現在、当行の普通株式等Tier 1自己資本比率、Tier 1自己資本比率および合計自己資本（BIS）比率は連結ベースでそれぞれ14.77%、15.62%および18.23%であった。

（中略）

2010年12月、バーゼル委員会は(i)より回復力のある銀行および銀行制度のための世界的な規制枠組みおよび()流動性リスク測定、基準および監視のための国際的な枠組みに関する最終規則を発行し、これらは、通常「バーゼルIII」と総称される。バーゼルIIIに基づき、Tier 1資本は普通株式等Tier 1自己資本および追加的Tier 1自己資本を含むと定義される。普通株式等Tier 1自己資本は、主に普通株式、資本剰余金、利益剰余金およびその他包括利益（数年間にわたり資本比率の計算に段階的に組み込まれる。）からなる新たな資本区分である。普通株式等Tier 1自己資本比率の最低要件を4.5%および追加的強制資本保全バッファ要件を2.5%とすることを含む新たな最低資本要件が、2019年1月1日現在で完全実施されている。追加的な任意のカウンターシクリカル資本バッファ要件は段階的に実施される予定で、リスクアセットの0%から2.5%の範囲で、国家の監督機関の裁量により定められる。バーゼルIIIはまた最低レバレッジ比率要件を導入した。2017年12月7日、バーゼル委員会はリスクアセットの計測のいくつかの重要な手法を最終化した。この改訂には、信用リスクの標準的手法、オペレーショナル・リスクの標準的手法、信用評価調整（CVA）リスクの枠組みの改訂および内部モデル手法の使用の制限が含まれる。バーゼル委員会はまた、これまでに、カウンタパーティの信用リスクの標準化モデルの改訂、証券化の枠組みの改訂およびトレーディング勘定の抜本的見直しを最終化し、これにより、市場リスク測定のためのモデル手法および標準化手法の双方を更新している。かかる改訂はまた、銀行が内部モデル手法の利用によりリスクアセット水準を下げることができる程度を制限するために、アウトプット・フロアを改訂標準的手法に基づく合計リスクアセットの72.5%とすることを含んでいる。COVID-19の世界的な銀行システムに対する影響に対応するために、銀行および監督当局に追加的な業務能力を提供するために、バーゼル委員会は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの改訂標準化アプローチ、改訂CVA枠組み、および改訂市場リスク枠組みを含む最終的なバーゼルIII基準の実施日を1年間延期して2023年1月とすることを発表した。アウトプット・フロアの72.5%は、2020年1月に60%から開始して2028年1月に72.5%となるまで6年間で段階的に上げられる。実施に際し、外部信用格付の参照を認められている法域にある銀行は、一部の種類のエクスポージャーのリスクウェイトを計算する際に、外部信用格付を考慮することができるようになり、担保のローン資産価値比率（LTV）に応じて、異なるリスクウェイトが適用される。さらに、2017年の改革により、エクイティー・エクスポージャーの測定に内部格付に基づくアプローチを使用するという選択肢が撤廃され、標準化アプローチの使用が義務付けられている。銀行はまた、オペレーショナル・リスクの査定に際し、内部損失データを反映し、オペレーショナル・リスクの健全な管理のための原則を遵守する必要がある。韓国の金融監督官庁の決定に従い、当行は2020年9月からバーゼルIIIの信用リスク部分を導入および適用し、2023年1月に市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの双方を導入する計画である。

（中略）

当行は当行の情報技術システムに関する混乱、遅延およびその他の困難に遭遇する可能性がある。

当行は、広範な金融サービスならびに当行の日常業務（請求、オンラインおよびオフラインによる金融取引の決済ならびに記録保管を含む。）を継ぎ目なく提供するために情報技術システムに依存している。また当行は、特に技術の進歩によるサイバー・セキュリティ・リスクの高まりに照らして、顧客データの共有関連およびその他の顧客関係管理システムを含む当行のグループ全体の情報技術システムを継続的にアップグレードし、かつアップグレードのために莫大な支出を行っている。しかし、当行の最善の取組みにもかかわらず、当行は、当行の情報技術システムに関する混乱、遅延、サイバーもしくはその他のセキュリティ侵害またはその他の困難に直面する可能性があり、現在計画した通りに当行のシステムを適時に更新することができない場合がある。特に当行の顧客が、当行が最高のセキュリティ・システムを提供しておらず、当行の情報技術システムの障害を適時にかつ完全に修正できないと認識している場合、これらの展開のいずれかが、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の事業活動はサイバー・セキュリティ・リスクにさらされている。

（中略）

公衆はその個人情報秘匿することの重要性についてますます認識を高めており、金融規制当局が金融サービス提供者による個人情報保護により重点を置くようになっている。例えば、2020年8月に直近の改正

が行われた個人情報保護法に基づき、その他の法令により特別に住民登録番号の管理を要請もしくは許可されない限り、金融機関は個人情報管理者として、その顧客の住民登録番号を取得、保管、維持、利用もしくは提供してはならない。さらに、2021年12月に直近の改正が行われた信用情報の利用および保護に関する法律に基づき、金融機関には信用情報、つまり、金融取引およびその他の取引の相手方の信用評価に必要な重要な情報を保護するより厳しい義務がある。かかる規則は金融機関によるかかる情報のその関連会社もしくは持株会社への移転または提供をかなり制限し、かかる情報の漏洩について金融機関に対し5倍の損害賠償を課すことができる。さらに、2020年6月に直近の改正が行われ、2020年12月に施行された電子金融取引法に基づき、金融機関は、たとえかかる違反がその金融機関に直接起因しない場合でも、金融機関のサイバー・セキュリティ違反による被害を受けた顧客に対する補償に主たる責任がある。最近、2021年1月9日、韓国の国会は、3つの主要なデータ機密法（個人情報保護法、情報通信ネットワーク利用促進および情報保護等に関する法律ならびに信用情報の利用および保護に関する法律）の改正を可決し、金融機関の間で共有することができる個人情報の範囲が拡大した。このため、当行は、サイバー・セキュリティおよび顧客情報の機密性の確保は金融機関にとってこれまで以上に重要となると考えている。当行は、当行の顧客情報に関し、情報保護についての法令および行内方針を確実に遵守するよう緊密に監視する統合システムを維持している。

（中略）

法律、規則および政府政策に関するリスク

当行は厳しく規制されている事業体であり、変更されることがある法的・規制環境の中で営業しているため、これに違反した場合には罰則およびその他規制措置が課される可能性がある。

（中略）

さらに、2020年3月24日に金融消費者保護法（以下「FCPA」という。）が制定され、2021年3月25日から施行された。FCPAは、さまざまな法律に分散されていた金融商品の消費者保護システムを統合する一方で、既存の消費者保護システムを強化し、金融商品の消費者に与えられる権利を強化する。銀行法に基づく銀行は、FCPAの支配を受ける金融商品提供業者であり、銀行法に基づく預金および貸出商品はFCPAの支配を受ける金融商品である。

（中略）

当行はイランに関する限定的な決済取引ならびにロシアにおけるおよびロシアに関連する限定的な取引を行ったことがあり、これにより当行が法的または評判リスクにさらされる可能性がある。

（中略）

2016年8月、政府は、韓国とイラン事業との間のユーロ建て取引の決済銀行を務めることを当行に対し承認した。この認可を付与されるまでは、かかる事業活動の支払いは韓国ウォン建てでのみ決済されており、当行はかかる決済に参加していなかった。2016年8月から2017年8月まで、当行は10回のかかる取引を行い、最小限の収益を得た。2017年8月から、当行はかかる取引を停止しており、将来かかる取引を行う意思はない。当行は合法的取引のみに従事し、関連するすべてのOFAC制裁および欧州連合による制裁に従うことを誓約しているが、当行の従業員が行う行為がかかる制裁に違反しないと保証することはできない。2018年5月8日、米国大統領ドナルド・トランプは、米国の包括的共同作業計画（以下「JCPOA」という。）への参加を終了する決定を発表し、これに従いイランに関するOFAC制裁の一部の緩和が行われた。2018年8月6日に終了した期間と2018年11月4日に終了した期間の2つの事業縮小期間の後、JCPOAに従って免除されていたイランに関連するすべての二次制裁は再開され、イラン経済の一部の重要な部門と取引を行うか、または対象の活動に関連する付随サービスを提供する非米国人は現在、第二次制裁のリスクに直面している。そのため、イラン関連の活動により当行がOFAC制裁ならびに潜在的な法的および評判リスクにさらされる可能性がある。

（中略）

韓国に関連するリスク

韓国および世界における金融および経済の好ましくない情勢が、当行の資産の質、流動性および財務実績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

・外貨準備高水準、商品価格（石油価格を含む。）、為替相場（米ドル、ユーロもしくは日本円の為替相場の変動または中国人民元の切上げ、COVID-19（およびその回復）による為替相場のボラティリティの高まりおよびその結果としての政府による介入、金利、インフレ率または株式市場の悪化またはボラティリティの高まり。

（後略）

<訂正後>

（前略）

当行の事業に関連するリスク

（中略）

韓国および世界の経済ならびに金融市場の困難な状況および乱高下が、当行の事業、資産の質、自己資本および利益に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当行の資産の多くは韓国に所在しており、当行はその収益の多くを韓国で得ている。したがって、当行の事業および収益性は、当行の法人および個人顧客の財務上の健全性に影響を及ぼす金利、インフレ、輸出、個人支出および消費、失業、企業製品およびサービスに対する需要、家計および企業の債務返済負担、信用が一般的にどの程度利用可能であるか、不動産および有価証券の資産価値ならびにその他の要因を含む韓国全般の経済および社会状況に大きく依存している。

（中略）

特に、金融および経済状況の困難は、当行の資産の質を著しく悪化させ、また、ますます多くの当行の法人および個人顧客が破産または支払不能を申し立て、またはその債務弁済義務に応じることが一層困難になるため、貸倒損失および償却のための引当金をより多く積立てることとなる。例えば、2011年および2012年に不動産市場および造船事業において継続した停滞は、「チャボル（財閥）」として知られるいくつかの韓国の商業コングロマリットを含む当行の法人借り手の多くの間の延滞の増加を招き、一定の場合においては、支払不能、債務整理、再生手続きおよび／または債権者との和議取決めさえも招いた。同じ時期に、不動産市場において持続する停滞はまた、当行の個人借り手の間の延滞を増加させ、特に新たに建設された集合住宅のユニットの事前販売に際しグループ貸出を受けている借り手の間の延滞を増加させた。従って、当行の延滞率（1ヵ月以上の延滞かつ償却および債権売却後に基づく。）は2010年12月31日現在の0.48%から2011年12月31日現在の0.60%および2012年12月31日現在の0.61%へと増加した。2013年以降、主に住宅市場の緩やかな回復に加え、資産の質を改善するための当行の戦略的イニシアチブの一環としての先制的なリスク管理政策を通じてかかる問題のある業界およびその他のリスクのある借り手に対するエクスポージャーを削減するための当行の積極的な取り組みならびに質の高い信用プロファイルを有する借り手への貸出の増加により、当行の延滞率は着実に減少した。主に個人向け貸出および法人向け貸出の双方の資産の質を高め、IT、製造および建設などの特定の業界におけるエクスポージャーを削減するための当行の取り組みにより、当行の延滞率は、過去数年間安定している。より最近では、COVID-19によるパンデミックに対応して導入された、ローンのリスケジュールや元本および利息の支払い延期プログラムなど、政府主導のさまざまな金融支援プログラムが、当行を含む金融機関の資産の質を安定したレベルで管理するのに役立っている。このような財政支援プログラムは、2020年4月1日から導入されており、中小企業や「中小企業・ホームオフィス」（「SOHO」）が、その以前のローンを滞納していないこと、清算または破産手続きの対象でないことなどの一定の基準を満たしている場合に利用できる。かかる金融支援プログラムは2022年9月30日まで継続する予定である。しかし、政府は、その時点の、(i)パンデミックの現況、()韓国経済の状況、および()金融業界の安定といった要因を包括的に検討した後、金融機関との協議に基づき、プログラムの終了予定日が変更される可能性があることを示唆している。これらにより、当行の延滞率は2013年12月31日現在で0.39%、2014年12月31日現在で0.31%、2015年12月31日現在で0.33%、2016年12月31日現在で0.28%、2017年12月31日現在で0.23%、2018年12月31日現在で0.25%、2019年12月31日現在で0.26%、2020年12月31日現在で0.24%および2021年12月31日現在で0.19%であった。しかしながら、景気低迷の中で不安定な産業の低迷が続いており、または他の理由で、かかる借り手に対する貸出の質がさらに悪化する可能性があるため、当行が借り手、特に問題のある産業に対する貸出に関し、さらなる貸倒損失を被らないという保証はない。さらに、COVID-19の発生が、世界および国内の消費に直接の影響を及ぼすことが予想されており、かかる影響は運輸、旅行、小売り、宿泊、ケータリング、工業生産および建設業において最も顕著であり、特に中小企業および個人の顧客が元利金を期日に返済するのに著しい困難に直面していることから、延滞を引き起こす可能性があり、当行の資産の質に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、政府主導の金融支援プログラムまたはその他の対策が意図する結果を達成できない可能性があり、さらに意図しない結果をもたらすか、さもなければ、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

当行は最低所要水準を上回る自己資本比率を維持することが要求されており、維持できなかった場合には、当行の事業の一部または全部が停止することがある。

当行は韓国の他の商業銀行と同様、規定の自己資本比率を維持することが要求されている。例えば、2015年1月1日から、当行は普通株式等Tier 1自己資本比率を最低4.5%、Tier 1自己資本比率を最低6.0%に維持し、総自己資本比率（BIS比率）を最低8.0%に維持することを要求されている。これらの比率は連結ベースによるそれぞれの規制上の自己資本のリスクアセットに占める割合として測定し、FSCの指針に基づき決定される。さらに下記に詳述するように、当行はまた国内のシステム上重要な銀行として資本保全バッファおよび追加資本を維持しなければならず、カウンターシクリカル資本バッファの維持も義務付けられる可能性がある。2021年12月31日現在、当行の普通株式等Tier 1自己資本比率、Tier 1自己資本比率および合計自己資本（BIS）比率は連結ベースでそれぞれ14.72%、15.57%および18.18%であった。

（中略）

2010年12月、バーゼル委員会は(i)より回復力のある銀行および銀行制度のための世界的な規制枠組みおよび(ii)流動性リスク測定、基準および監視のための国際的な枠組みに関する最終規則を発行し、これらは、通常「バーゼルIII」と総称される。バーゼルIIIに基づき、Tier 1資本は普通株式等Tier 1自己資本およびその他Tier 1自己資本を含むと定義される。普通株式等Tier 1自己資本は、主に普通株式、資本剰余金、利益剰余金およびその他包括利益（数年間にわたり資本比率の計算に段階的に組み込まれる。）からなる新たな資本区分である。普通株式等Tier 1自己資本比率の最低要件を4.5%および追加的強制資本保全バッファ要件を2.5%とすることを含む新たな最低資本要件が、2019年1月1日現在で完全実施されている。追加的な任意のカウンターシクリカル資本バッファ要件は段階的に実施される予定で、リスクアセットの0%から2.5%の範囲で、国家の監督機関の裁量により定められる。バーゼルIIIはまた最低レバレッジ比率要件を導入した。2017年12月7日、バーゼル委員会はリスクアセットの計測のいくつかの重要な手法を最終化した。この改訂には、信用リスクの標準的手法、オペレーショナル・リスクの標準的手法、信用評価調整（CVA）リスクの枠組みの改訂および内部モデル手法の使用の制限が含まれる。バーゼル委員会はまた、これまでに、カウンタパーティの信用リスクの標準化モデルの改訂、証券化の枠組みの改訂およびトレーディング勘定の抜本的見直しを最終化し、これにより、市場リスク測定のためのモデル手法および標準化手法の双方を更新している。かかる改訂はまた、銀行が内部モデル手法の利用によりリスクアセット水準を引下げることができる程度を制限するために、アウトプット・フロアを改訂標準的手法に基づく合計リスクアセットの72.5%とすることを含んでいる。COVID-19の世界的な銀行システムに対する影響に対応するために、銀行および監督当局に追加的な業務能力を提供するために、バーゼル委員会は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの改訂標準化アプローチ、改訂CVA枠組み、および改訂市場リスク枠組みを含む最終的なバーゼルIII基準の実施日を1年間延期して2023年1月とすることを発表した。アウトプット・フロアの72.5%は、2020年1月に60%から開始して2028年1月に72.5%となるまで6年間で段階的に引上げられる。実施に際し、外部信用格付の参照を認められている法域にある銀行は、一部の種類のエクスポージャーのリスクウェイトを計算する際に、外部信用格付を考慮することができるようになり、担保のローン資産価値比率（LTV）に応じて、異なるリスクウェイトが適用される。さらに、2017年の改革により、エクイティー・エクスポージャーの測定に内部格付に基づくアプローチを使用するという選択肢が撤廃され、標準化アプローチの使用が義務付けられている。銀行はまた、オペレーショナル・リスクの査定に際し、内部損失データを反映し、オペレーショナル・リスクの健全な管理のための原則を遵守する必要がある。韓国の金融監督官庁の決定に従い、当行は2020年9月からバーゼルIIIの信用リスク部分を導入および適用し、2023年1月に市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの双方を導入する計画である。

（中略）

当行は当行の情報技術システムに関する混乱、遅延およびその他の困難に遭遇する可能性がある。

当行は、広範な金融サービスならびに当行の日常業務（請求、オンラインおよびオフラインによる金融取引の決済ならびに記録保管を含む。）を継ぎ目なく提供するために情報技術システムに依存している。また当行は、特に技術の進歩によるサイバー・セキュリティ・リスクの高まりに照らして、顧客データの共有関連およびその他の顧客関係管理システムを含む当行のグループ全体の情報技術システムを継続的にアップグレードし、かつアップグレードのために莫大な支出を行っている。しかし、当行の最善の取組みにもかかわらず、当行は、当行の情報技術システムに関する混乱、遅延、サイバーもしくはその他のセキュリティ侵害またはその他の困難に直面する可能性があり、現在計画した通りに当行のシステムを適時に更新することができない場合がある。特に当行の顧客が、当行が最高のセキュリティ・システムを提供しておらず、当行の情報技術システムの障害を適時にかつ完全に修正できないと認識している場合、これらの展開のいずれかが、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の事業活動はサイバー・セキュリティ・リスクにさらされている。

（中略）

公衆はその個人情報を秘匿することの重要性についてますます認識を高めており、金融規制当局が金融サービス提供者による個人情報保護により重点を置くようになっている。例えば、2020年8月に直近の改正が行われた個人情報保護法に基づき、その他の法令により特別に住民登録番号の管理を要請もしくは許可されない限り、金融機関は個人情報管理者として、その顧客の住民登録番号を取得、保管、維持、利用もしくは提供してはならない。さらに、2021年12月に直近の改正が行われた信用情報の利用および保護に関する法律に基づき、金融機関には信用情報、つまり、金融取引およびその他の取引の相手方の信用評価に必要な重要な情報を保護するより厳しい義務がある。かかる規則は金融機関によるかかる情報のその関連会社もしくは持株会社への移転または提供をかなり制限し、かかる情報の漏洩について金融機関に対し5倍の損害賠償を課すことができる。さらに、2020年6月に直近の改正が行われ、2020年12月に施行された電子金融取引法に基づき、金融機関は、たとえかかる違反がその金融機関に直接起因しない場合でも、金融機関のサイバー・セキュリティ違反による被害を受けた顧客に対する補償に主たる責任がある。最近、2020年1月9日、韓国の国会は、3つの主要なデータ機密法（個人情報保護法、情報通信ネットワーク利用促進および情報保護等に関する法律ならびに信用情報の利用および保護に関する法律）の改正を可決し、金融機関の間で共有することができる個人情報の範囲が拡大した。このため、当行は、サイバー・セキュリティおよび顧客情報の機密性の確保は金融機関にとってこれまで以上に重要となると考えている。当行は、当行の顧客情報に関し、情報保護についての法令および行内方針を確実に遵守するよう緊密に監視する統合システムを維持している。

（中略）

法律、規則および政府政策に関するリスク

当行は厳しく規制されている事業体であり、変更されることがある法的・規制環境の中で営業しているため、これに違反した場合には罰則およびその他規制措置が課される可能性がある。

（中略）

さらに、2020年3月24日に金融消費者保護法（以下「FCPA」という。）が制定され、2021年3月25日から施行された。FCPAは、さまざまな法律に分散されていた金融商品の消費者保護システムを統合する一方で、既存の消費者保護システムを強化し、金融商品の消費者に与えられる権利を強化する。銀行法に基づく銀行は、FCPAの規制を受ける金融商品提供業者であり、銀行法に基づく預金および貸出商品はFCPAの規制を受ける金融商品である。

（中略）

当行はイランに関する限定的な決済取引ならびにロシアにおけるおよびロシアに関連する限定的な取引を行ったことがあり、これにより当行が法的または評判リスクにさらされる可能性がある。

（中略）

2016年8月、政府は、韓国とイラン事業との間のユーロ建て取引の決済銀行を務めることを当行に対し承認した。この認可を付与されるまでは、かかる事業活動の支払いは韓国ウォン建てでのみ決済されており、当行はかかる決済に参加していなかった。2016年8月から2017年8月まで、当行は10回のかかる取引を行い、最小限の収益を得た。2017年8月から、当行はかかる取引を停止しており、将来かかる取引を行う意思はない。当行は合法的な取引のみに従事し、関連するすべてのOFAC制裁および欧州連合による制裁に従うことを誓約しているが、当行の従業員が行う行為がかかる制裁に違反しないと保証することはできない。2018年5月8日、米国大統領ドナルド・トランプは、米国の包括的共同作業計画（以下「JCPOA」という。）への参加を終了する決定を発表し、これに従いイランに関するOFAC制裁の一部の緩和が行われた。2018年8月6日に終了した期間と2018年11月4日に終了した期間の2つの事業縮小期間の後、JCPOAに従って免除されていたイランに関連するすべての二次制裁は再開され、イラン経済の一部の重要な部門と取引を行うか、または対象の活動に関連する付随サービスを提供する非米国人は現在、第二次制裁のリスクに直面している。そのため、イラン関連の活動により当行がOFAC制裁ならびに潜在的な法的および評判リスクにさらされる可能性がある。

（中略）

韓国に関連するリスク

韓国および世界における金融および経済の好ましくない情勢が、当行の資産の質、流動性および財務実績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

- ・外貨準備高水準、商品価格（石油価格を含む。）、為替相場（米ドル、ユーロもしくは日本円の為替相場の変動または中国人民元の切上げ、COVID-19（およびその回復）による為替相場のボラティリティの高まりおよびその結果としての政府による介入、金利、インフレ率または株式市場の悪化またはボラティリティの高まり。

（後略）

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

< 訂正前 >

(前略)

韓国経済の傾向

(中略)

連邦準備制度が2022年に基準金利を引き上げることによる圧力に対応し、韓国の金融政策委員会は、2021年11月および2022年2月に基準金利をそれぞれ25ベースポイント引き上げた。世界および国内の経済情勢によっては、基準金利がさらに引き上げられる可能性がある。さらに、大統領選挙後の補正予算およびそれに伴う国債の発行により、市場金利に圧力がかかる可能性がある。韓国では、家計債務が過去最高の1,800兆ウォンを超えており、家計債務負担を考えると、基準金利のさらなる引き上げは消費に悪影響を与える可能性が高い。COVID-19による被害を受けた小規模事業者に提供される財務支援パッケージは減少することが予想され、小規模事業の財務上の負担は増大する可能性がある。また、米国の金融引き締めが加速する可能性に加え、米中間の緊張およびロシア・ウクライナ紛争といった地政学的リスクにより、安全な資産がますます好まれることから、米ドル高が見込まれる。ロシアとウクライナの紛争は、国際的な原材料コストの変動と国境を越えた貿易の減速をもたらし、輸出の回復を遅らせる可能性がある。内外の不確実性が高まり続ける中、2022年にはウォン対ドルの為替レートのボラティリティが高まることが予想される。

(中略)

経営成績

正味受取利息

(中略)

正味利息マージン

正味利息マージンとは、正味受取利息の利付資産の平均残高に対する比率を表す。当行の全体的な正味利息マージンは、2020年の1.59%から2021年の1.62%に3ベースポイント上昇した。これは、主に、韓国銀行の加重平均基準金利が2020年の0.71%から2021年に0.61%に低下したにもかかわらず、利付資産の平均残高が増加したためである。正味利息スプレッドは、利付資産により得られる平均金利と有利子負債に支払われる平均金利の差を表しており、2020年の1.54%から2021年の1.59%に5ベースポイント上昇した。これは主に有利子負債にかかる支払利息の平均金利が2020年の1.04%から2021年の0.73%に31ベースポイント低下したことが、利付資産にかかる受取利息の平均金利が2020年の2.57%から2021年の2.32%に25ベースポイント低下したことを上回ったためである。有利子負債にかかる支払利息の平均金利の低下が利付資産にかかる受取利息の平均金利の低下を上回ったのは、利付資産と有利子負債の金利改定の平均頻度および相対的な満期プロフィールの違いによるものである。利付資産の平均金額は、主に個人向け貸出および法人向け貸出の金額が増加したため、2020年の373,507十億ウォンから9.0%増加して2021年には407,196十億ウォンとなった。有利子負債の平均金額は、主にCOVID-19によるパンデミックが長期化する中で流動性を上げるために策定された資金調達支援といった政府および地方政府による政策により、2020年の356,274十億ウォンから9.2%増加して2021年には388,997十億ウォンとなった。

(中略)

信用損失引当金繰入

(中略)

信用損失引当金繰入が2020年の677十億ウォンから47.9%減少して2021年に353十億ウォンとなったのは主に、法人向け貸出の信用損失引当金繰入が2020年の461十億ウォンから2021年の223十億ウォンに51.6%減少したことに加え、2020年のその他の信用損失引当金繰入が27十億ウォンであったのに対し、2021年には13十億ウォンの戻入れとなったためである。主に、COVID-19の感染拡大といった金融環境の変化に対応するための当行の積極的な措置の一環として、将来予測に関する情報およびデフォルト率の個別査定の対象となる借り手の数の増加を反映してデフォルト率を再見積もりにしたことに加え、担保付の法人向け貸出に比較してデフォルト時損失率が一般的により高い無担保の法人向け貸出の比率が低下したため、2021年の法人向け貸出の信用損失引当金繰入は比較的低水準であった。その他の信用損失引当金繰入の減少は主に、個人向け貸出の金額の減少により、未使用の与信枠の合計金額が減少したためである。

(中略)

当期その他包括利益（損失）

(中略)

その他包括損失は、2020年の167十億ウォンから41.3%減少して2021年には98十億ウォンとなった。かかる減少は主に、海外事業の外貨換算差額について、2020年には135十億ウォンの正味差損を認識したのに対し、2021年には208十億ウォンの正味差益を認識したことに加え、確定給付制度の再測定要素について正味利益が増加したためであり、これはFVOCI金融資産の公正価値の未実現の正味変動の減少により一部相殺された。2021年の海外事業の外貨換算差額の変動は主に、ウォンの評価が低下する中で外国為替レートが上昇したためである。確定給付制度の再測定要素の正味利益は、金利および株価の変動により、2020年の15十億ウォンから126.7%増加して2021年には34十億ウォンとなった。FVOCI金融資産の公正価値の未実現の正味変動にかかる損失は、2020年の42十億ウォンから742.9%増加して2021年に354十億ウォンとなった。かかる増加は主に、人口統計および財務上の仮定の変化による保険数理計算上の損失の増加によるものである。

(中略)

財政状態**資産**

表示日現在の当行の資産の主要項目を下表に示す。

	12月31日現在		
	2020年	2021年	増減率(%)
(中略)			
資産合計	427,675	467,435	9.3

* N/M=重要ではない。

(中略)

流動性および資金源

当行は、貸出、トレーディングおよび投資活動のための資金調達ならびにトレーディング・ポジションの管理から発生する流動性リスクにさらされている。当行の流動性管理の目標は、苦境においても、すべての負債を期日通りに返済し、すべての投資機会に資金を投入できることである。当行の流動性リスクの管理方法については、「第2 - 3 事業の内容 - (3) リスク管理 - 市場リスク管理 - 非トレーディング業務のための市場リスク管理 - 流動性リスク管理」を参照されたい。当行は、運転資本が当行の現在の需要を満たすために十分であると考えている。

(中略)

当行は、伝統的な商業銀行であったため、その主な資金源は、これまでも、また今後も、顧客預金である。2020年および2021年12月31日現在の預金は、それぞれ317,556十億ウォンおよび354,938十億ウォンであり、同日現在の当行の資金調達合計のそれぞれ83.0%および83.8%に相当した。従来、限られた状況を除き、特に低金利環境および株式市場の変動性に鑑みて、主に韓国の個人および家計には代替投資機会がなかったため、かかる顧客預金のほとんどが満期時に預け替えられる結果となり、当行にとって安定した資金源となっていた。しかしながら、株式市場が堅調である中、顧客は魅力ある代替投資機会に直面して、銀行預金のかんりの金額をより収益の高い投資機会を検索して、その代替投資機会に移転する可能性があり、そのために当行にとって有利な商業上の条件で効率的な資金調達手段を見い出すことが一時的に困難となる可能性がある。

当行は全般にこれまで、そして現在も、いかなる重要な点においても流動性上の困難に直面していないものの、ウォン安その他の理由により長期間にわたり、当行にとって受入れ可能な商業上の条件で資金需要を満たすことができない場合、当行はその金融業者としての生命力を確保し、規制上の要件を満たし、その戦略を実行し、または効率的に競争することができない可能性がある。

(中略)

さらに、当行は借入金ならびに社債および持分証券の発行によって資金を得ている。当行の借入金は主に、金融機関、韓国政府および韓国政府関連ファンドからの借入からなる。ウォン建ておよび外貨建ての双方で利用可能なコールマネーは、1ヵ月未満の満期を有する貸出のための短期貸出市場である国内コールローン市場で得られる。また、当行はその時々、新韓フィナンシャル・グループからの資本拠出も受ける。例えば、2008年12月、当時深刻化していた国際信用危機に関する懸念のただ中で当行の自己資本比率を改善するため、当行は新韓フィナンシャル・グループから800十億ウォンの資本拠出を受けた。当行は、2008年12月以降は、新韓フィナンシャル・グループからの資本拠出は受けていない。

当行は、重要な資金源として、主に社債の形で長期債務に依存している。1999年以降、当行は、韓国の固定利付証券市場で1年超の満期を有する長期社債を積極的に発行しており、現在も引き続き発行している。当行は、1999年以降、韓国の固定利付証券市場で取得できる最高の格付であるAAAを維持してきた。当行の長期債務証券の金利は概して預金金利よりも20ベースポイントから30ベースポイント高い。しかし、長期債務は預金保険および韓国銀行の準備金に支払われるプレミアムの対象となっていないため、長期債務証券による資金調達コストは、預金に係る当行の調達コストとほぼ同程度である。さらに、当行はまた、海外市場で外貨建て長期社債を発行することもできる。2020年および2021年12月31日現在、当行の長期債務（1年以内期限到来分を控除後）は、それぞれ39,793十億ウォンおよび39,422十億ウォンであった。このうち、それぞれ9,885十億ウォンおよび10,303十億ウォンは主に米ドルを含む外貨建てであった。

（中略）

契約債務、約定および保証

（中略）

契約上の現金債務

2021年12月31日現在の当行の契約上の現金債務を下表に示す。

2021年12月31日現在の満期構成⁽¹⁾

（中略）

注記：

- (1) 当行の有利子預金、借入金および債務証券に係る見積契約利息支払額のすべてを反映しており、2021年12月31日現在において変動金利ベースであった借入金および債務証券に係る見積契約利息支払額は、最終適用日（例えば、かかる変動金利貸出については金利決定日の直前の利払日）に使用された金利が、その他の全期間に適用されたとみなして計算されている。

約定および保証

（中略）

2021年12月31日現在の約定の満期構成

	1年未満	1 - 5年	5年超	合計
(単位：十億ウォン)				
信用供与約定 ⁽¹⁾	99,424	412	247	100,083
商業信用状 ⁽²⁾	3,391	113	-	3,504
金融保証 ⁽³⁾	2,715	1,105	7	3,827
履行保証 ⁽⁴⁾	3,721	3,334	8	7,063
特別目的事業体向け流動性ファシリティ ⁽⁵⁾	1,037	337	-	1,374
手形引受 ⁽⁶⁾	769	3	-	772
裏書手形 ⁽⁷⁾	7,691	-	-	7,691
その他	1,317	97	1,660	3,074
合計	120,065	5,401	1,922	127,388

注記：

- (1) 信用供与約定は、貸出の形で信用を供与することが承認されているもののうち、資金手当てされていない部分を表す。かかる約定は所定の日に終了し、顧客は、かかる約定に基づき資金を引き出すための事前に定められた条件に従わなければならない。与信枠を含む信用供与約定は、通常、債務者に影響する重大な悪化があった場合にかかる約定を取り消すことを当行に認める規定を含む。
- (2) 商業信用状は、顧客に代わって、特定の条件に基づいて所定の金額を上限として当行宛の手形を振り出すことを第三者に承認する約束である。これらは通常、短期であり、関連する船荷によって担保される。
- (3) 金融保証は、債務証書の要項に従い特定の債務者が期日に返済を行わなかった場合、当行に、発生した損失について保有者に特定の払戻しを行うことを義務付ける契約である。金融保証債務は当初は公正価値で認識され、その当初の公正価値は金融保証の期間にわたり償却される。金融保証債務はその後、この償却金額と、保証に基づく支払いが可能となった場合に見込まれる支払いの現在価値のいずれか高い金額で計上される。金融保証はその他債務に含まれる。
- (4) 履行保証は、建設もしくは類似のプロジェクトへの顧客の入札を保証するため、または契約条件に従ったかかるプロジェクトの完成を保証するために発行される。また、製品、商品、保守またはその他サービスを第三者に提供する顧客の義務を補充するためにも発行される。
- (5) 特別目的事業体向け流動性ファシリティは、当行が管理者として行為する特別目的事業体へのコマーシャル・ペーパー購入契約を含む緊急時与信枠を提供する取消不能の約定を表す。
- (6) 手形引受は、顧客宛てに振り出された為替手形を支払う当行による保証を表す。当行は、大半の当行引受手形についてはその呈示がなされても、顧客は通常、直ちに償還すると予想している。
- (7) 裏書手形は当行によって第三者に譲渡される手形である。当行は、主たる支払義務者がかかる手形を期日に引受けない場合に支払い義務を履行しなければならない。

< 訂正後 >

(前略)

韓国経済の傾向

(中略)

連邦準備制度が2022年に基準金利を引き上げることによる圧力に対応し、韓国の金融政策委員会は、2021年11月および2022年1月に基準金利をそれぞれ25ベースポイント引き上げた。世界および国内の経済情勢によっては、基準金利がさらに引き上げられる可能性がある。さらに、大統領選挙後の補正予算およびそれに伴う国債の発行により、市場金利に圧力がかかる可能性がある。韓国では、家計債務が過去最高の1,800兆ウォンを超えており、家計債務負担を考えると、基準金利のさらなる引き上げは消費に悪影響を与える可能性が高い。COVID-19による被害を受けた小規模事業者提供される財務支援パッケージは減少することが予想され、小規模事業の財務上の負担は増大する可能性がある。また、米国の金融引き締めが加速する可能性に加え、米中間の緊張およびロシア・ウクライナ紛争といった地政学的リスクにより、安全な資産がますます好まれることから、米ドル高が見込まれる。ロシアとウクライナの紛争は、国際的な原材料コストの変動と国境を越えた貿易の減速をもたらし、輸出の回復を遅らせる可能性がある。内外の不確実性が高まり続ける中、2022年にはウォン対ドルの為替レートのボラティリティが高まることが予想される。

(中略)

経営成績

正味受取利息

(中略)

正味利息マージン

正味利息マージンとは、正味受取利息の利付資産の平均残高に対する比率を表す。当行の全体的な正味利息マージンは、2020年の1.59%から2021年の1.62%に3ベースポイント上昇した。これは、主に、韓国銀行の加重平均基準金利が2020年の0.71%から2021年に0.61%に低下したにもかかわらず、利付資産の平均残高が増加したためである。正味利息スプレッドは、利付資産により得られる平均金利と有利子負債に支払われる平均金利の差を表しており、2020年の1.54%から2021年の1.59%に5ベースポイント上昇した。これは主に有利子負債にかかる支払利息の平均金利が2020年の1.04%から2021年の0.73%に31ベースポイント低下したことが、利付資産にかかる受取利息の平均金利が2020年の2.57%から2021年の2.32%に25ベースポイント低下したことを上回ったためである。有利子負債にかかる支払利息の平均金利の低下が利付資産にかかる受取利息の平均金利の低下を上回ったのは、利付資産と有利子負債の金利改定の平均頻度および相対

的な満期プロフィールの違いによるものである。利付資産の平均残高は、主に個人向け貸出および法人向け貸出の金額が増加したため、2020年の373,507十億ウォンから9.0%増加して2021年には407,196十億ウォンとなった。有利子負債の平均残高は、主にCOVID-19によるパンデミックが長期化する中で流動性を上げるために策定された資金調達支援といった政府および地方政府による政策により、2020年の356,274十億ウォンから9.2%増加して2021年には388,997十億ウォンとなった。

(中略)

信用損失引当金繰入

(中略)

信用損失引当金繰入が2020年の677十億ウォンから47.9%減少して2021年に353十億ウォンとなったのは主に、法人向け貸出の信用損失引当金繰入が2020年の461十億ウォンから2021年の223十億ウォンに51.6%減少したことに加え、2020年のその他の信用損失引当金繰入が27十億ウォンであったのに対し、2021年には13十億ウォンの戻入れとなったためである。主に、COVID-19の感染拡大といった金融環境の変化に対応するための当行の積極的な措置の一環として、将来予測に関する情報およびデフォルト率の個別査定の対象となる借り手の数の増加を反映してデフォルト率を再見積りしたことから2020年の信用損失引当金額が大幅に増加したことに加え、担保付の法人向け貸出に比較してデフォルト時損失率が一般的により高い無担保の法人向け貸出の比率が低下したため、2021年の法人向け貸出の信用損失引当金繰入は比較的低水準であった。その他の信用損失引当金繰入の減少は主に、個人向け貸出の金額の減少により、未使用の与信枠の合計金額が減少したためである。

(中略)

当期その他包括利益 (損失)

(中略)

その他包括損失は、2020年の167十億ウォンから41.3%減少して2021年には98十億ウォンとなった。かかる減少は主に、海外事業の外貨換算差額について、2020年には135十億ウォンの正味差損を認識したのに対し、2021年には208十億ウォンの正味差益を認識したことに加え、確定給付制度の再測定要素について正味利益が増加したためであり、これはFVOCI金融資産の公正価値の未実現の正味変動の減少により一部相殺された。2021年の海外事業の外貨換算差額の変動は主に、ウォンの価値が低下する中で外国為替レートが上昇したためである。確定給付制度の再測定要素の正味利益は、金利および株価の変動により、2020年の15十億ウォンから126.7%増加して2021年には34十億ウォンとなった。FVOCI金融資産の公正価値の未実現の正味変動にかかる損失は、2020年の42十億ウォンから742.9%増加して2021年に354十億ウォンとなった。かかる増加は主に、人口統計および財務上の仮定の変化による保険数理計算上の損失の増加によるものである。

(中略)

財政状態

資産

表示日現在の当行の資産の主要項目を下表に示す。

	12月31日現在		
	2020年	2021年	増減率(%)
(中略)			
資産合計	427,675	467,435	9.3

(中略)

キャッシュ・フロー

下表はキャッシュ・フローの変動についての分析を示している。詳細については「第6-1 財務書類」に記載される当行の連結財務書類およびそれらの注記を参照されたい。

12月31日に終了した年度

	2020年	2021年	増減率(%)
(単位: %を除き十億ウォン)			
営業活動による正味キャッシュ・フロー	1,422	13,443	845.4
投資活動による正味キャッシュ・フロー	(982)	(11,300)	1,050.7
財務活動による正味キャッシュ・フロー	(957)	1,646	(272.0)
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響	42	23	(45.2)
現金および現金同等物の純増(減)	(475)	3,812	N/M
期首における現金および現金同等物	7,111	6,636	(6.7)
期末における現金および現金同等物	6,636	10,447	57.4

* N/M=比較有意性がない。

流動性および資金源

当行は、貸出、トレーディングおよび投資活動のための資金調達ならびにトレーディング・ポジションの管理から発生する流動性リスクにさらされている。当行の流動性管理の目標は、不利な状況においても、すべての負債を期日通りに返済し、すべての投資機会に資金を投入できるようにすることである。当行の流動性リスクの管理方法については、「第2 - 3 事業の内容 - (3) リスク管理 - 市場リスク管理 - 非トレーディング業務のための市場リスク管理 - 流動性リスク管理」を参照されたい。当行は、運転資本が当行の現在の需要を満たすために十分であると考えている。

(中略)

当行は、伝統的な商業銀行であったため、その主な資金源は、これまでも、また今後も、顧客預金である。2020年および2021年12月31日現在の預金は、それぞれ317,556十億ウォンおよび354,938十億ウォンであり、同日現在の当行の資金調達合計のそれぞれ83.0%および83.8%に相当した。従来、限られた状況を除き、特に低金利環境および株式市場の変動性に鑑みて、主に韓国の個人および家計には代替投資機会がなかったため、かかる顧客預金のほとんどが満期時に繰り越される結果となり、当行にとって安定した資金源となっていた。しかしながら、株式市場が堅調であるなどの魅力ある代替投資機会に直面した場合、顧客はより収益の高い投資機会を求めて銀行預金の相当の金額を代替投資機会に移転する可能性があり、そのために当行にとって有利な商業上の条件で十分な資金調達手段を見い出すことが一時的に困難となる可能性がある。

当行は全般にこれまで、そして現在も、いかなる重要な点においても流動性上の困難に直面していないものの、ウォン安その他の理由により長期間にわたり、当行にとって受入れ可能な商業上の条件で資金需要を満たすことができない場合、当行はその財政的な存続可能性を確保し、規制上の要件を満たし、その戦略を実行し、または効率的に競争することができない可能性がある。

(中略)

さらに、当行は借入金ならびに社債および持分証券の発行によって資金を得ている。当行の借入金は主に、金融機関、韓国政府および韓国政府関連ファンドからの借入からなる。ウォン建ておよび外貨建ての双方で利用可能なコールマネーは、1ヵ月未満の満期を有する貸出のための短期貸出市場である国内コールローン市場で得られる。また、当行はその時々、新韓フィナンシャル・グループからの資本拠出も受ける。例えば、2008年12月、当時深刻化していた国際信用危機に関する懸念の真ただ中で当行の自己資本比率を改善するため、当行は新韓フィナンシャル・グループから800十億ウォンの資本拠出を受けた。当行は、2008年12月以降は、新韓フィナンシャル・グループからの資本拠出は受けていない。

当行は、重要な資金源として、主に社債の形で長期債務に依存している。1999年以降、当行は、韓国の固定利付証券市場で1年超の満期を有する長期社債を積極的に発行しており、現在も引き続き発行している。当行は、1999年以降、韓国の固定利付証券市場で取得できる最高の格付であるAAAを維持してきた。当行の長期債務証券の金利は概して預金金利よりも20ベースポイントから30ベースポイント高い。しかし、長期債務は預金保険料および韓国銀行の準備金の支払対象となっていないため、一般的に長期債務証券による資金調達コストは、預金に係る当行の調達コストとほぼ同程度である。さらに、当行はまた、海外市場で外貨建て長期社債を発行することもある。2020年および2021年12月31日現在、当行の長期債務(1年以内期限到

来分を控除後）は、それぞれ39,793十億ウォンおよび39,422十億ウォンであった。このうち、それぞれ9,885十億ウォンおよび10,303十億ウォンは主に米ドルを含む外貨建てであった。

（中略）

契約債務、約定および保証

（中略）

契約上の現金債務

2021年12月31日現在の当行の契約上の現金債務を下表に示す。

2021年12月31日現在の満期構成⁽¹⁾

（中略）

注記：

- (1) 当行の有利子預金、借入金および債務証券に係る見積契約利息支払額のすべてを反映しており、2021年12月31日現在において変動金利ベースであった借入金および債務証券に係る見積契約利息支払額は、最終適用日（例えば、かかる変動金利貸出についての金利決定日の直前の利払日）に使用された金利が、残りの期間全体に適用されたとみなして計算されている。

約定および保証

（中略）

2021年12月31日現在の約定の期間別内訳

	1年未満	1 - 5年	5年超	合計
	(単位：十億ウォン)			
信用供与約定 ⁽¹⁾	99,424	412	247	100,083
商業信用状 ⁽²⁾	3,391	113	-	3,504
金融保証 ⁽³⁾	2,715	1,105	7	3,827
履行保証 ⁽⁴⁾	3,721	3,334	8	7,063
特別目的事業体向け流動性ファシリティ ⁽⁵⁾	1,037	337	-	1,374
手形引受 ⁽⁶⁾	769	3	-	772
裏書手形 ⁽⁷⁾	7,691	-	-	7,691
その他	1,317	97	1,660	3,074
合計	120,065	5,401	1,922	127,388

注記：

- (1) 信用供与約定は、貸出の形で信用を供与することが承認されているもののうち、資金手当てされていない部分を表す。かかる約定は所定の日に終了し、顧客は、かかる約定に基づき資金を引き出すためには事前に定められた条件に従わなければならない。与信枠を含む信用供与約定は、通常、債務者に影響する重大な悪化があった場合に当行がかかる約定を取り消すことを認める規定を含む。
- (2) 商業信用状は、顧客に代わって、第三者が特定の条件に基づいて所定の金額を上限として当行宛の手形を振り出すことを承認する約束である。これらは通常、短期であり、関連する商品の出荷によって担保される。
- (3) 金融保証は、特定の債務者が債務証券の要項に従い期日に返済を行わなかったことで発生した損失を補填するために保有者に特定の支払いを行うことを当行に義務付ける契約である。金融保証債務は当初は公正価値で認識され、その当初の公正価値は金融保証の期間にわたり償却される。金融保証債務はその後、この償却金額と、保証に基づく支払いの可能性が高まった場合に見込まれる支払いの現在価値のいずれか高い金額で計上される。金融保証はその他債務に含まれる。

- (4) 履行保証は、建設もしくは類似のプロジェクトへの顧客の入札を保証するため、または契約条件に従ったかかるプロジェクトの完成を保証するために発行される。また、製品、商品、保守またはその他サービスを第三者に提供する顧客の義務を支援するためにも発行される。
- (5) 特別目的事業体向け流動性ファシリティは、当行が管理者として行為する特別目的事業体へのコマーシャル・ペーパー購入契約を含む緊急時与信枠を提供する取消不能の約定を表す。
- (6) 手形引受は、顧客宛てに振り出された為替手形を支払う当行による保証を表す。当行は、大半の引受手形については呈示がなされることを予想しているが、顧客による償還は通常、直ちに行われる。
- (7) 裏書手形は当行によって第三者に譲渡される手形である。当行は、主たる支払義務者がかかる手形を期日に引受けない場合に支払い義務を履行しなければならない。

第5【提出会社の状況】

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2)【役員の状況】

<訂正前>

(前略)

経営陣

提出日現在、当行の経営陣は21名の非取締役業務執行役員から成る。

非取締役 業務執行役員	生年月日	部署	業務執行役員 就任年月日	任期終了日
		(中略)		
朴 賢珠 (Hyun Ju Park)	1965年 4 月 <u>2</u> 日	消費者保護グループ	2022年 1 月 1 日	2023年12月31日

(後略)

<訂正後>

(前略)

経営陣

提出日現在、当行の経営陣は21名の非取締役業務執行役員から成る。

非取締役 業務執行役員	生年月日	部署	業務執行役員 就任年月日	任期終了日
		(中略)		
朴 賢珠 (Hyun Ju Park)	1965年 4 月 <u>22</u> 日	消費者保護グループ	2022年 1 月 1 日	2023年12月31日

(後略)

第 6 【経理の状況】

1 【財務書類】

2021年および2020年12月31日に終了した事業年度における監査済財務書類

(1) 連結財務書類

< 訂正前 >

(前略)

連結包括利益計算書

=====

第190 (当) 期 自2021年1月1日 至2021年12月31日

第189 (前) 期 自2020年1月1日 至2020年12月31日

株式会社新韓銀行及び子会社

(単位 : 百万ウォン)

科目	第190 (当) 期		第189 (前) 期	
I. 営業利益		3,586,717		2,913,646

(中略)

(7) 償却原価で測定する有価証券処分損益 (注記10)		(310)		-
----------------------------------	--	-------	--	---

(中略)

連結キャッシュ・フロー計算書

第190（当）期 自2021年1月1日 至2021年12月31日

第189（前）期 自2020年1月1日 至2020年12月31日

株式会社新韓銀行及び子会社

（単位：百万ウォン）

科目	第190（当）期		第189（前）期	
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		13,443,031		1,422,278

（中略）

（4）資産・負債の増減	9,483,273		(1,483,977)	
-------------	-----------	--	-------------	--

（中略）

11. 引当金	(21,631)		58,826	
---------	----------	--	--------	--

（中略）

（単位：百万円）

科目	第190（当）期		第189（前）期	
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		1,346,990		142,513

（中略）

（4）資産・負債の増減	950,223		(148,696)	
-------------	---------	--	-----------	--

（中略）

11. 引当金	(2,167)		5,894	
---------	---------	--	-------	--

（中略）

注記

第190（当）期 2021年12月31日現在

第189（前）期 2020年12月31日現在

株式会社新韓銀行及び子会社

1. 連結対象会社の概要

（中略）

（3） 連結しているストラクチャード・エンティティ

当期末現在における連結しているストラクチャード・エンティティの現況は次の通りです。

ストラクチャード・エンティティ	所在地	決算月	業種
-----------------	-----	-----	----

（中略）

家計金銭信託（旧新韓）	大韓民国	12月	信託
企業金銭信託（旧新韓）	大韓民国	12月	信託

（中略）

新韓AIM不動産専門投資型私募投資信託31号	大韓民国	6/12月	受益証券
------------------------	------	-------	------

（中略）

2. 重要な会計方針

（中略）

（2） 測定基準

連結財務諸表は以下に挙げる連結財務状態表の主要項目を除いては、取得原価を基準に作成されています。

- 公正価値で測定するデリバティブ
- 当期損益を通じて公正価値で測定する金融商品
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品
- 公正価値で測定する株式に基づく報酬
- 公正価値ヘッジ会計のヘッジ対象項目として指定され、ヘッジ対象リスクによる公正価値の変動を当期損益として認識する金融資産及び金融負債
- 確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を減算した確定給付債務

（中略）

（4） 見積りと判断

（中略）

連結グループは企業会計基準書第1109号「金融商品」の要求事項により、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する債務証券、貸付債権及び受取債権、貸付約定及び金融保証契約に対して信用損失引当金を設定しています。このような信用損失に対する引当金の正確性は、個別金融商品単位で見積もられた将来の回収予想キャッシュ・フロー及び集約的な方法で予想信用損失を測定するために連結グループが

使用した手法、仮定及びインプットにより決定されます。連結グループが当期末の信用損失引当金を測定するために使用した手法、仮定及びインプットに対する説明は、注記3に記載しています。

コロナウィルス（COVID-19）の感染拡大は世界経済に悪影響を及ぼしています。連結グループは企業会計基準書第1109号“金融商品”により予想信用損失の見積に将来展望情報を使用しており、予想デフォルト率を見積もるための主な変数である経済成長率、民間消費増減率、総合株価指数、設備投資増減率などに対する変更された将来展望情報を利用して2021年期末時点の予想デフォルト率の再見積を行いました。連結グループはCOVID-19が経済に及ぼす影響などに対して継続してモニタリングする予定です。

（５） 制定・改正基準書及び解釈書

（中略）

制定、または公表されたものの、施行日が到来していないため適用していない制定・改正基準書及び解釈書は次の通りです。

1) 企業会計基準書第1103号“企業結合”の改正 - 概念体系の認容

（中略）

3) 韓国採択国際会計基準年次改善2018-2020

韓国採択国際会計基準年次改善2018-2020は2022年1月1日以降開始する会計年度から適用され、早期適用が認められます。連結グループは同改正による財務諸表への重要な影響はないと予想しています。

- ・企業会計基準書第1101号“韓国採択国際会計基準の最初採択”：最初採択企業である子会社
- ・企業会計基準書第1109号“金融商品”：金融負債の認識中止目的の10%テストに関連する手数料
- ・企業会計基準書第1116号“リース”：リースインセンティブ

（中略）

（８） 企業結合

1) 企業結合

企業結合は共通支配下の企業実体、事業に対する結合を除き、取得法を適用して会計処理しました。連結グループは、識別可能な取得資産、引受負債は次の例外事項を除き、取得日の公正価値で測定して認識しています。

- リース契約：約定日の契約上条件及びその他の要素に基づいて分類
- 偶発債務：現在義務があり、信頼性をもって測定できる偶発債務を認識
- 繰延税金資産及び負債：企業会計基準書第1012号「法人所得税」により認識及び測定
- 従業員給付：企業会計基準書第1019号「従業員給付」により認識及び測定
- 補償資産：補償対象項目と一貫性のある基準により認識及び測定
- 再取得した権利：特別規定により測定
- 株式に基づく報酬：株式に基づく報酬に関する負債または資本性金融商品を企業会計基準書第1102号「株式に基づく報酬」により測定

- 売却目的で保有する非流動資産：企業会計基準書第1105号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」により公正価値純額で測定

また、連結グループは取得日現在、被取得企業に対する非支配持分を被取得企業の識別可能な純資産のうち、非支配持分の比例的持分で測定しています。

企業結合で取得原価は公正価値で測定し、同公正価値は連結グループが移転する資産、連結グループが被取得企業の以前の株主に対して負担する負債及び連結グループが発行した持分の取得日の公正価値の合計で算定します。但し、企業結合の取得原価に含まれた被取得企業の従業員が保有している報酬と交換して取得者が付与した株式に基づく報酬は公正価値で測定せず、上記の方法で測定します。

なお、連結グループが企業結合の効果をあげるために発生させた取得に関する費用には仲介手数料、即ち、アドバイザリー、法律、会計、価値評価及びその他の専門家またはコンサルティング手数料、内部の取得部署の維持のための費用を含めた一般管理費用、債務証券、持分証券を登録、発行する費用を含めます。このような取得に関する費用は企業会計基準書第1032号「金融商品：表示」、企業会計基準書第1109号「金融商品」により、費用が発生し、サービスの提供を受けた期間に費用として会計処理しています。

2) のれん

連結グループは取得日現在、取得原価、被取得企業に対する非支配持分及び段階的企業結合の場合、連結グループが保有している被取得企業に対する持分取得日の公正価値合計が取得する子会社の識別可能な純資産を超過する金額をのれんとして認識しています。しかし、取得した識別可能な純資産が取得原価、被取得企業に対する非支配持分及び段階的に行われる企業結合の場合、連結グループが保有していた被取得企業に対する持分取得日の公正価値の合計を超過する場合、測定を再検討し、再検討後にも継続して残る超過分は直ちに当期損益として認識します。

非支配持分の追加取得は株主間取引として会計処理し、その結果、関連するのれんなどは認識していません。

連結グループは2010年1月1日以降に発生した企業結合に対してのみ韓国採用国際会計基準を遡及適用して再表示しました。従って、2010年1月1日以前の企業結合に関するのれんは連結グループの過去の会計基準により認識された金額で表示しました。

(9) 関連会社及びジョイントベンチャー

(中略)

関連会社及びジョイントベンチャーの投資持分は当初に取得原価を含めて原価として認識し、取得後には持分法を使用して会計処理しています。即ち、取得日以降に発生した投資対象会社の当期純損益及び資本変動分のうち、連結グループの持分に該当する金額を帳簿価額に加減し、投資対象会社から受け取った分配額は投資持分の帳簿価額から減算しています。連結グループと関連会社間の内部取引で発生した未実現利益は連

結グループ持分だけ認識を中止しています。未実現損失もまた取引が移転された資産に対する減損の証拠を提供しない限り認識を中止しています。

(中略)

(13) 非デリバティブ資産

(中略)

1) FVTPL指定金融資産

互いに異なる基準により資産または負債を測定するか、それによる損益を認識する際に測定または認識のミスマッチが発生する場合、このようなミスマッチの認識を中止または著しく減少させる時には、次の金融資産の分類規定にもかかわらず、当初の認識時点で当該金融資産をFVTPL項目に指定できます。但し、一度指定すればこれを取り消すことはできません。

2) 資本性金融商品

(中略)

連結グループはすべての資本性金融商品に対する投資を、事後に公正価値で測定します。公正価値の変動をその他の包括利益として表示することを選択した資本性金融商品に対してその他の包括利益として認識した金額は、当該資本性金融商品の認識を中止する時にも当期損益に再分類しません。このような資本性金融商品に対する受取配当は、連結グループが配当を受ける権利が確定された時に「受取配当」として当期損益として認識します。

(中略)

3) 負債性金融商品

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを受け取るための保有が目的である事業モデルの下で金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている資産は償却原価で測定します。償却原価で測定する金融資産として、ヘッジ関係の適用対象ではない金融資産の損益は、当該金融資産の認識中止または減損の時に当期損益として認識します。実効金利法により認識する金融資産の受取利息は「受取利息」に含まれます。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方を通じて目的を達成する事業モデルの下で金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されます。減損損失（戻入）、受取利息及び為替損益を除いては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の損益はその他の包括利益として認識します。金融資産の認識中止時には、認識したその他の包括利益累計額を資本から当期損益に再分類します。実効金利法により認識する金融資産の受取利息は「受取利息」に含まれます。為替損益は「為替取引損益」と表示し、減損損失は「信用損失引当金繰入」と表示します。

(中略)

5) 金融資産の認識の中止

金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するか、あるいは金融資産のキャッシュ・フローに対する権利を譲渡して金融資産の所有によるリスクと経済価値の大部分を移転する場合、金融資産の認識を中止しています。仮に金融資産の所有によるリスクと経済価値の大部分を保有しておらず、移転もしていない場合、連結グループが金融資産を統制していなければ金融資産の認識を中止し、金融資産を継続して統制している場合は、その譲渡資産に対して引き続き関与する程度まで継続して認識し、関連負債を共に認識しています。

(中略)

(16) 有形固定資産

(中略)

有形固定資産の一部を取り替える時に発生する費用は、当該資産から発生する将来の経済的便益が連結グループに流入する可能性が高く、その費用を信頼性をもって測定できる場合に、資産の帳簿価額に含めるか、あるいは適切な場合は別途の資産として認識しています。この際、取り替えられた部分の帳簿価額は認識を中止しています。それ以外の日常的な修繕・維持と関連して発生する費用は発生時点で当期損益として認識しています。

(中略)

有形固定資産の認識中止により発生する損益は純売却価額と帳簿価額の差異で決定され、その差額は当期損益として認識しています。

(中略)

(18) 投資不動産

(中略)

取得後のコストは、資産から発生する将来の経済的便益が流入する可能性が高く、その原価を信頼性をもって測定できる場合に限り資産の帳簿価額に含めるか、あるいは適切な場合は別途の資産として認識しており、その後の支出により振り替えられた部分の帳簿価額は認識を中止しています。一方、日常的な修繕・維持に関連して発生する費用は発生時点で当期損益として認識しています。

(中略)

(19) リース

(中略)

リース負債はリース開始日現在、支払われていないリース料の現在価値で測定し、その他の負債項目に含めます。リース負債の測定に含まれるリース料は次の金額で構成されます。

- 固定リース料（実質的な固定リース料を含めて受取る予定のリースインセンティブは差引）
- 指数や料率（金利）により変わる変動リース料
- 残存価値保証により、借手が支払うと予想される金額
- 借手が購入オプションを行使することが相当に確実な場合にその購入オプションの行使価額
- リース期間が借手の解約オプションの行使を反映する場合にそのリースを終了するために負担する金額

リースの計算利率を容易に算定することができる場合には、その利率でリース料を割引し、リースの計算利率を容易に算定することができない場合には、借手の追加借入利率を使用します。

使用権資産は次の項目の原価で測定します。

- リース負債の初度測定金額
- リース開始日またはその前に支払ったリース料（受けたリースインセンティブは差引）
- 借手が負担するリース開設直接費用
- リース条件で要求したように原資産を解体し、除去するか、原資産が位置した敷地を復旧するか、原資産自体を復旧する時に借手が負担する費用の見積値

（中略）

連結グループが借手の会計処理時に追加で考慮する事項は次の通りです。

- 更新オプション及び解約オプションは連結グループの全体的に多数の不動産リース契約に含まれます。
- リース期間を算定するにあたり、経営者は更新オプションを行使するか、解約オプションを行使しない経済的なインセンティブを発生させる関連事実及び状況をすべて考慮します。
- 更新オプション（または解約オプション）の対象期間は契約が執行可能な期間において、解約不可能期間にリースの借手が更新オプションを行使すること（または行使しないこと）が相当確実な場合にのみリース期間に含まれます。
- リースの借手とリースの貸手が各々異なる当事者の同意を得ずに解約できる権利がある場合は、解約時に負担する経済的不利益を考慮して執行可能な期間を算定します。
- 借手が支配可能な範囲にあり、過去にリース期間を算定するにあたって影響を与えた重要な事象が発生するか、状況に重要な変化がある場合に、連結グループは更新オプションを行使すること（または行使しないこと）が極めて確実なのかを再評価します。

（中略）

（21） 非金融資産の減損

従業員給付で発生した資産、繰延税金資産及び売却目的に分類される資産を除いたすべての非金融資産に対しては、報告期間末ごとに資産減損を示唆する兆候があるかどうかを検討し、仮にそうした兆候があれば、当該資産の回収可能価額を見積もっています。但し、企業結合により取得したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産、まだ使用できない無形資産については、資産減損を示唆する兆候と関係なく、毎年回収可能価額と帳簿価額を比較して減損テストを行っています。

（中略）

企業結合により取得したのれんは企業結合によるシナジー効果が得られるものと期待される各資金生成単位に配分します。資金生成単位に対する減損損失はまず、資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減少させ、その後、資金生成単位に属する他の資産各々の帳簿価額に比例して資産の帳簿価額を減少させています。のれんに対して認識した減損損失は事後期間に戻し入れることができません。報告期間末ごとにのれんを除いた資産に対して過去期間に認識した減損損失がこれ以上存在しないか減少したことを示唆する兆候があるかどうかを検討し、直前減損損失の認識時点以後に回収可能価額を決定するにあたって使用された見積りに変化がある場合にのみ戻し入れます。減損損失戻入により増加した帳簿価額は、過去に減損損失を認識する前の帳簿価額の減価償却または償却後残高を超過することはできません。

(22) 非デリバティブ負債

(中略)

1) FVTPL指定金融負債

互いに異なる基準により資産または負債を測定するか、それによる損益を認識することにより生じる可能性のある認識または測定のミスマッチを認識中止または著しく減らすことができる場合及び文書化されたリスク管理戦略または投資戦略により金融商品集合を公正価値基準で管理し、その成果を評価する場合には、当初の認識時点で当該金融負債をFVTPL項目に指定できます。但し、一度指定すればこれを取り消すことはできません。FVTPL指定金融負債の自己信用リスク変動による公正価値の変動は、その他の包括利益として認識しています。

(中略)

3) その他金融負債

(中略)

金融負債は、契約上の義務が履行、取消または満了したことにより消滅した場合に、連結財務状態表から認識を中止しています。

(23) 払込資本

(中略)

3) 非支配持分

非支配持分は支配企業が直接または他の子会社を通じて間接に所有しない持分に帰属する子会社の当期純損益及び純資産の該当部分を意味し、企業会計基準書第1103号「企業結合」に基づいて計算した当初の企業結合時点の非支配持分純資産に該当する金額と企業結合以後の資本の変動分のうち、非支配持分に該当する金額で構成されます。

(24) 従業員給付

(中略)

3) 退職給付費用：確定給付型制度

報告期間末現在、確定給付型制度に関する退職給付に係る負債は確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を減算して認識しています。確定給付負債は毎年独立した計理人により予測単位積増方式で計算されています。確定給付債務の現在価値は確定給付型制度で支給される将来キャッシュ・フローを関連退職給付費用の満期と類似する満期を有する退職金が支給される通貨建の優良社債の収益率を使用して見積将来キャッシュ・フローを割り引いた後、決定されています。確定給付の費用のうち、勤務費用及び純確定給付債務（資産）の純利子は当期損益として認識し、純確定給付負債（資産）の再測定要素はその他の包括利益として認識しています。

（中略）

（25） 株式に基づく報酬

連結グループは提供を受ける財またはサービスの対価として従業員に株式またはストックオプションを付与する株式決済型の株式に基づく取引に対して、提供を受ける財やサービスの公正価値、または提供を受ける財、あるいはサービスの公正価値を信頼性をもって測定することができない場合は付与した資本性金融商品の公正価値に基づいて財やサービスの公正価値を間接的に測定し、その金額を権利確定期間にわたって従業員給付費用及び資本として認識しています。ストックオプションの権利確定条件がサービス提供条件または市場条件ではない権利確定の条件である場合は最終的に権利確定されるストックオプションの実際の数量に基づいて決定されるように認識された従業員費用を調整しています。

（中略）

（26） 引当金

過去事象の結果として現在の債務（法的または推定的）が存在し、当該義務を履行するために経済的便益を有する資源が流出する可能性が高く、当該債務金額を信頼性をもって見積もることができる場合に、引当金を認識しています。

引当金に認識する金額は、関連事象と状況に対する避けられないリスクと不確実性を考慮して現在の義務を報告期間末に履行するために必要となる支出に対する最善の見積りです。貨幣の時間価値効果が重要な場合、引当金は義務の履行のために予想される支出額の現在価値で評価しています。

報告期間末ごとに引当金の残高を検討し、報告期間末現在の最善の見積りを反映して調整しています。義務履行のために経済的便益を有する資源が流出する可能性がこれ以上高くない場合には、関連引当金を戻し入れています。引当金は当初認識に関する支出にのみ使用しています。

（27） 金融保証契約

（中略）

金融保証契約は当初認識時に公正価値で測定して支払保証引当金に含め、公正価値は当該金融保証契約の期間にわたって償却されます。

（中略）

（29） 法人所得税

法人所得税費用は当期法人所得税と繰延税金で構成されており、その他の包括利益や資本に直接認識される取引や事象または企業結合から発生する税額を除いては、当期損益として認識しています。

(中略)

3. 金融商品のリスク管理

3-1. 信用リスク

連結グループは一定水準の信用リスクにさらされています。これは取引相手の義務不履行により連結グループが財務的損失を被るリスクを意味します。信用リスクは連結グループの営業活動において最も重要に管理されなければならないリスクに分類され、経営者は信用リスクエクスポージャーを注意深く管理しています。信用リスクに対する最大エクスポージャーは主に預け金と貸付債権に関する貸付過程及び債務証券に対する投資活動及びグループ資産ポートフォリオの為替手形などで発生し、貸付約定などの連結財務諸表のオフバランス勘定に関する信用リスクが存在します。

(中略)

(2) リスク限度管理及びリスク軽減方針

連結グループの信用リスクを適正水準に統制するために、次のような限度管理体系を樹立・運用しています。

- 信用リスク限度は信用VaR (Value at Risk) 及び最大エクスポージャーを基準として事業セグメント別、顧客別、商品別、業種別など、各セグメント別に設定して管理する。
- リスク総括部では信用VaR及び最大エクスポージャー基準の限度設定と管理業務を行い、与信企画部と与信審査部でも信用リスク管理のために設定された最大エクスポージャー限度の管理業務を行う。
- リスク総括部、リスク工学部は毎年1回以上、銀行全体の信用リスク限度の運営計画を樹立してリスク方針委員会に付議する。
- 各事業セグメントは事業セグメント別に割り当てられた信用リスク限度をモニタリングして遵守する。
- 該当リスクは毎年もしくは必要であると判断される場合、一定期間内に再検討され、同一人別、産業別、国家別など、セグメント別にリスクの限度を設定して管理する。

(中略)

(3) 減損の測定に使用された変数、仮定及び手法

(中略)

信用リスクの顕著な増加

(中略)

企業エクスポージャー	個人エクスポージャー
信用格付の顕著な変動	信用格付の顕著な変動
継続延滞日数30日超過	継続延滞日数30日超過
資産健全性格付「要注意」以下	資産健全性格付「要注意」以下
早期警報モデルのモニタリング格付	早期警報モデルのモニタリング格付
完全債務超過	特定プールセグメント

不適正または意見不表明の監査意見	住宅施工会社の破産による住宅ローン集団に関する与信
3年連続の利子補償倍率1未満または2年連続で負の営業キャッシュ・フロー	その他信用リスクの重要な増加が確認できる指標が識別された与信
その他信用リスクの重要な増加が確認できる指標が識別された与信	

連結グループは特定のエクスポージャーの延滞日数が30日を超過する場合、事後に該当金融資産の信用リスクが重要に増加したものとみなします。連結グループは、連結グループが借主から受け取る契約上の支払額を完全に受け取ることができなかった最も早い日付から延滞日数を算定し、借主に付与した猶予期間は考慮しません。

(中略)

2) 変更された金融資産

金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉などを通じて変更されたものの、認識中止しない場合、連結グループは該当金融資産の当初の認識時点で変更前の契約条件により測定された債務不履行リスクと変更された条件により報告期間末現在において測定された債務不履行リスクを比較し、信用リスクが顕著に増加したかどうかを判断します。

(中略)

3) 債務不履行リスク

(中略)

借主の債務不履行を判断する時、連結グループは次の指標を活用します。

- 質的要素（例：契約条件の違反）
- 量的要素（例：同一借主が連結グループに対する一つ以上の支払義務を履行しない場合、各支払義務別の延滞日数。但し、特定のポートフォリオの場合、個別金融商品単位別に延滞日数などを活用）
- 内部観察資料及び外部から入手した情報

連結グループが適用している債務不履行の定義は、規制資本管理の目的で定義している不渡りの定義と大体一致し、債務不履行か否かを判断するために活用する情報及び各情報の活用度は状況によって異なる可能性があります。

(中略)

5) 予想信用損失の測定

予想信用損失の測定に投入された主要変数は次の通りです。

- 期間別のデフォルト率（PD）
- 不渡り時の損失率（LGD）
- 不渡り時のエクスポージャー（EAD）

(中略)

不渡り時の損失率は、不渡りの発生時に予想される損失の程度を意味します。連結グループは過去の不渡りエクスポージャーから測定された実績回収率に基づいて不渡り時の損失率を算出しました。不渡り時の損失率の測定モデルは担保の種類、担保に対する先順位、借主の種類及び回収に所要された費用を反映するよう開発され、特に、個人向け貸付商品の不渡り時の損失率モデルは担保貸付比率（Loan to Value、LTV）を主要変数として使用します。不渡り時の損失率の算出に反映された回収率は、実効金利で割り引かれた回収金額の現在価値を基準として算定されます。

不渡り時のエクスポージャーは、不渡り発生時点で予想されるエクスポージャーを意味します。連結グループは、現在実行されたエクスポージャーが契約上の限度内で不渡り時点まで追加的に使用されるものと予想される比率を反映して不渡り時のエクスポージャーを導出します。金融資産の不渡り時のエクスポージャーは該当資産の総帳簿価額と同一で、貸付約定及び金融保証契約の不渡り時のエクスポージャーは既に引き出して使用した金額及び今後追加で使用されると予想される金額の合計で算定されます。

（中略）

期間別のデフォルト率、不渡り時の損失率及び不渡り時のエクスポージャーのリスク測定要素は、次のような区分基準によって集約的に見積もられます。

（中略）

3-2. 市場リスク

（中略）

（2） 非トレーディングポジションの市場リスク管理

非トレーディングポジションから発生する最も主要な市場リスクは金利リスクです。そのため、非トレーディングポジションの市場リスクは市場金利の変動により純資産価値及び純受取利息が変動するリスクとして測定されます。

連結グループはリスク方針委員会で金利リスク管理に関する方針樹立、詳細限度設定などの意思決定機能を行い、同原則及び限度内で国外店舗を始めとした子会社及び資金部、信託本部、総合金融部など、勘定別管理部署は1次的に金利リスクを認識して管理します。リスク総括部及びリスク工学部はリスク方針委員会の金利リスク関連意思決定を支援し、金利リスクの許容限度の超過有無をモニタリングし、会社全体の金利リスクを評価して管理します。

（中略）

3 - 3. 流動性リスク

連結グループはリスク方針委員会で流動性リスク管理に関する方針樹立、詳細限度設定などの意思決定機能を行い、同原則及び限度内で国外店舗を始めとした子会社と資金部、信託本部、総合金融部など、勘定別管理部署が1次的に流動性リスクを認識して管理します。リスク総括部及びリスク工学部はリスク方針委員会の流動性リスクに関する意思決定を支援し、流動性リスク許容限度をモニタリングし、連結グループ全体の流動性リスクを評価・管理します。

（中略）

3-4. 金融商品の公正価値測定

(中略)

(2) 償却原価で測定する金融商品

(中略)

2) 当期末及び前期末現在、償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	帳簿価額				公正価値
	残高	未償却残高	引当金	合計	

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	帳簿価額				公正価値
	残高	未償却残高	引当金	合計	

(中略)

(5) 金融収益及び金融費用

当期及び前期における金融収益及び金融費用の詳細内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	受取利息 (支払利息)	受取手数料 (支払手数料)	信用損失 引当金繰入	その他	合計	その他の 包括利益
----	------------------	--------------------	---------------	-----	----	--------------

(中略)

オフバランス項目引当金	-	-	19,492	-	19,492	-
-------------	---	---	--------	---	--------	---

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	受取利息 (支払利息)	受取手数料 (支払手数料)	信用損失 引当金繰入	その他	合計	その他の 包括利益
----	------------------	--------------------	---------------	-----	----	--------------

(中略)

オフバランス項目引当金	-	-	(29,387)	-	(29,387)	-
-------------	---	---	----------	---	----------	---

(中略)

3-6. 金融商品の譲渡取引

(1) 認識の中止条件が充足されていない金融商品

1) 買戻条件付売却債券

当期末及び前期末現在、買戻条件付売却債券のうち、連結グループが保有している有価証券を確定価格で再買入することを条件として売却し、認識の中止条件が充足されていない金融商品の内訳は次の通りです。

(中略)

3) 金融資産の流動化

連結グループは金融資産の流動化を資金調達及びリスク移転手段として使用しています。このような流動化取引は一般的に金融資産ポートフォリオで発行された債務証券保有者に契約上キャッシュ・フローが移転される結果を発生させます。連結グループは資産流動化の時に、個別約定により資産の認識中止を行わず、発行された債務証券を認識するか、資産に対して連結グループが継続的に関与した程度まで資産を部分的に認識するか、あるいは資産の認識を中止し、譲渡で発生した権利及び義務を別途の資産及び負債として認識します。連結グループは金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利を移転するか、その契約上の権利を保有するものの重要な遅延や再投資無しで当該キャッシュ・フローを相手に支払わなければならない契約上の義務を負担し、保有によるリスク(例：信用リスク、金利リスク、早期償還リスクなど)及び便益の大部分を移転する場合にのみ全体流動化資産の認識を中止しています。当期末及び前期末現在、連結グループが資産流動化取引に関連して譲渡されたか、認識が中止されていない金融資産の帳簿価額は4,270,618百万ウォン及び4,075,141百万ウォンであり、関連負債の帳簿価額は2,677,423百万ウォン及び2,376,639百万ウォンです。

(2) 認識の中止条件を充足するが、継続的に関与する金融商品

当期末及び前期末現在、認識中止条件を充足するものの、連結グループが持続的に関与する金融商品はありません。

3-7. 金融商品の相殺

(中略)

当期末及び前期末現在、実行可能な一括相殺約定またはこれに類似する約定の適用を受ける金融商品の内訳は次の通りです。

(中略)

< 第190 (当) 期 >

(単位：百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	連結財務状態表 に表示される 金融資産純額	連結財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	

(中略)

(単位：百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	連結財務状態表に 表示される 金融負債純額	連結財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	

(中略)

(注1) 当行と各子会社の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手の不渡りのような信用事件発生時に該当取引相手とのすべてのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、または支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	連結財務状態表 に表示される 金融資産純額	連結財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	

(中略)

(単位 : 百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	連結財務状態表に 表示される 金融負債純額	連結財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	

(中略)

(注1) 当行と各子会社の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手の不渡りのような信用事件発生時に該当取引相手とのすべてのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、または支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

4. 重要な会計見積り及び判断

(中略)

(3) 貸倒引当金、支払保証引当金及び未使用約定引当金

連結グループは償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する債務証券、貸付債権及び受取債権に対して減損を評価して貸倒引当金を設定し、支払保証及び未使用約定限度に対しては引当金を設定し

ます。このような信用損失に対する引当金は、個別評価貸倒引当金の見積りのための借主別予想キャッシュ・フローの見積り、集合評価貸倒引当金及び支払保証、未使用約定引当金の見積りのために使用されたモデルの仮定及び変数により決定されます。

(中略)

5. 事業別セグメント情報

(1) 事業別セグメントに対する一般情報

(中略)

事業別セグメント	一般情報
個人セグメント	個人、機関、富裕層（WM）顧客に対する与信、受信、これに伴う業務
法人セグメント	大企業、中小企業、投資銀行に対する与信、受信、これに伴う業務

(中略)

(2) 当期及び前期における事業別セグメントの経営成績は次の通りです。

< 第190（当）期 >

(単位：百万ウォン)

区分	個人 セグメント	法人 セグメント	国際 セグメント	その他	連結調整	合計
----	-------------	-------------	-------------	-----	------	----

(中略)

< 第189（前）期 >

(単位：百万ウォン)

区分	個人 セグメント	法人 セグメント	国際 セグメント	その他	連結調整	合計
----	-------------	-------------	-------------	-----	------	----

(中略)

(3) 当期及び前期におけるセグメント別の外部顧客からの利息損益及びセグメント間利息損益は次の通りです。

< 第190（当）期 >

(単位：百万ウォン)

区分	個人 セグメント	法人 セグメント	国際 セグメント	その他	連結調整	合計
----	-------------	-------------	-------------	-----	------	----

(中略)

< 第189（前）期 >

(単位：百万ウォン)

区分	個人 セグメント	法人 セグメント	国際 セグメント	その他	連結調整	合計
----	-------------	-------------	-------------	-----	------	----

(中略)

6. 現金及び預け金

(中略)

(2) 使用制限預け金

当期末及び前期末現在、銀行法及びその他の関係法令などにより使用が制限されている預け金の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190(当)期	第189(前)期	根拠法令など
----	----------	----------	--------

(中略)

外貨建預け金	外貨建他店預け金	1,785,206	1,810,542	韓国銀行法など
	外貨建定期預け金	50,384	43,308	ニューヨーク州 銀行法など
	外貨建その他の預け金	35,892	20,427	デリバティブ契約書
	小計	1,871,482	1,874,277	

(中略)

8. デリバティブ

(中略)

(5) ヘッジ会計が連結財務状態表、連結包括利益計算書及び連結資本変動表に及ぼす影響

(中略)

3) 当期及び前期における公正価値ヘッジ会計でヘッジの非効果的な部分により当期損益として認識した金額及び勘定科目は次の通りです。

(中略)

(7) 金利指標改革に影響を受けるヘッジ関係

(中略)

USD LIBOR金利は実際の取引に基づいたSOFR (Secured Overnight Financing Rate) に代替される予定です。国内では“国債・通貨安定化証券RP金利”が無リスク指標金利 (RFR: Risk-Free Reference Rate) に最終選定されました。連結グループはこのようなヘッジ関係においてLIBOR金利算出中断以降、SOFR、RFR基準に変更されるスプレッドはヘッジ手段として使用された金利スワップに含まれたスプレッドと類似であると仮定しており、その他の条件の変動は仮定していません。

(中略)

11. 有形固定資産

(中略)

(2) 当期及び前期における有形固定資産帳簿価額の変動内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(中略)

(注2) 新規取得資産の資産除去債務繰入額3,614百万ウォンが含まれています。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(中略)

(注2) 新規取得資産の資産除去債務繰入額1,371百万ウォンが含まれています。

(中略)

12. リース

(1) 当期末及び前期末現在、借手の原資産の類型別の使用権資産の内訳は次の通りです。

(中略)

(5) 連結グループはCOVID - 19の直接的な結果として発生した不動産賃借料の割引に対してリースの変更
に該当するか否かを評価しない実務上の便法を適用しました。当期及び前期に賃借料の割引などによ
り発生したリース料の変動を反映するために当期損益として認識した金額は各々47,589百万ウォン及
び24,921百万ウォンです。

13. 無形資産

(中略)

(2) 当期及び前期における無形資産の帳簿価額の変動内訳は次の通りです。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(中略)

(注2) 当期中、連結グループは予測成果に達しない実績と今後の展望によって地方政府金融機関に係る無
形資産の回収可能価額を検討しており、検討結果、27,133百万ウォンの減損損失を当期損益とし
て認識しました。該当減損損失は連結グループの事業別セグメントのうち、個人セグメント損益
に反映されており、連結包括利益計算書の営業外費用の項目に含まれています。

(中略)

23. 純確定給付負債

連結グループは、従業員のサービス提供期間に基づき、確定給付型年金制度を運営しています。また、連結グループは制度資産を信託会社、ファンド会社及びその他の類似企業に信託しています。

(1) 確定給付制度の資産及び負債

当期末及び前期末現在、確定給付制度における資産及び負債の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190(当)期	第189(前)期
確定給付負債の現在価値	1,594,573	1,583,133
制度資産の公正価値	(1,703,164)	(1,590,977)
純確定給付負債(資産)	(108,591)	(7,844)

(中略)

(3) 制度資産の公正価値

(中略)

(4) 制度資産の構成内訳

当期末及び前期末現在、制度資産の構成内訳は次の通りです。

(中略)

24. 引当金

(1) 当期及び前期における未使用限度及び金融支払保証引当金に対する変動内訳は次の通りです。

(中略)

(2) 当期及び前期におけるその他の引当金に対する変動内訳は次の通りです。

< 第190(当)期 >

(単位：百万ウォン)

区分	資産除去債務	訴訟	非金融支払保証	その他	合計
----	--------	----	---------	-----	----

(中略)

< 第189(前)期 >

(単位：百万ウォン)

区分	資産除去債務	訴訟	非金融支払保証	その他	合計
----	--------	----	---------	-----	----

(中略)

(3) 資産除去債務

資産除去債務は報告期間末現在、賃借店舗の将来予想復旧費用の最善の見積り値を適切な割引率で割り引いた現在価値です。同復旧費用の支出は個別賃借店舗の賃借契約終了時点で発生する予定であり、これを合理的に見積もるために過去10年間、賃借契約が終了した賃借店舗の平均存続期間を利用しました。また、予想復旧費用を見積もるために、過去3年間復旧工事が発生した店舗の実際の復旧工事費用の平均値及び3年間の平均インフレーション率を使用しました。

(中略)

26. 資本

(1) 当期末及び前期末現在、資本の内訳は次の通りです。

(中略)

(注4) 当期末現在、個別財務諸表基準の貸倒準備金繰入予定額と連結財務諸表基準の貸倒準備金繰入予定額の差異は6,277百万ウォンであり、連結財務諸表基準の貸倒準備金の繰入予定額289,920百万ウォンが含まれています。前期末現在、個別財務諸表基準の貸倒準備金積立額と連結財務諸表基準の貸倒準備金積立額の差異は18,631百万ウォンで、連結財務諸表基準の貸倒準備金への繰入予定額99,209百万ウォンが含まれています。

(中略)

34. その他の営業損益

当期及び前期におけるその他の営業損益の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190(当)期	第189(前)期
その他の営業収益		

(中略)

その他営業収益	ヘッジ対象関連利益	289,733	50,805
	ヘッジ手段関連利益	16,421	289,111
	支払保証引当金戻入額	-	2,709
	その他	111,385	39,103
	小計	417,539	381,728
その他の営業収益の合計		431,734	397,995
その他の営業費用			
資産処分関連	償却原価で測定する貸付債権処分損失	255	18,584
その他営業費用	ヘッジ対象関連損失	19,359	279,071
	ヘッジ手段関連損失	296,661	58,236
	支払保証引当金繰入額	3,701	-
	その他の負債性引当金繰入額	4,894	11,252
	基金拠出金	388,790	359,071
	預金保険料	403,566	342,730
	その他	224,415	236,475
	小計	1,341,386	1,286,835

(中略)

36. 法人所得税費用及び繰延税金

(中略)

(3) 一時差異及び繰延税金

当期及び前期における一時差異及び繰延税金資産（負債）の増減内訳は次の通りです。

< 第190（当）期 >

（単位：百万ウォン）

区分	期首金額	当期損益反映	その他 包括利益反映	期末残高（注1）
----	------	--------	---------------	----------

（中略）

制度資産	(429,598)	(46,204)	7,432	(468,370)
その他の引当金	73,334	15,712	-	89,046
支払保証引当金	21,897	443	-	22,340
圧縮記帳引当金	(48,712)	-	-	(48,712)
一時償却引当金	(337)	63	-	(274)

（中略）

< 第189（前）期 >

（単位：百万ウォン）

区分	期首金額	当期損益反映	その他 包括利益反映	期末残高（注1）
----	------	--------	---------------	----------

（中略）

制度資産	(393,310)	(40,581)	4,293	(429,598)
その他の引当金	48,945	24,389	-	73,334
支払保証引当金	25,048	(3,151)	-	21,897
圧縮記帳引当金	(48,713)	1	-	(48,712)
一時償却引当金	(401)	64	-	(337)

（中略）

38. 偶発及び約定事項

（中略）

(2) 支払保証引当金

当期末及び前期末現在、支払保証引当金の設定対象及び支払保証引当金の設定比率は次の通りです。

（単位：百万ウォン）

区分	第190（当）期	第189（前）期
----	----------	----------

（中略）

支払保証引当金	81,237	79,624
---------	--------	--------

引当金設定比率(%)	0.49	0.53
------------	------	------

(3) 係争中の訴訟事件

(中略)

連結グループは1審で敗訴が決定された訴訟案件などに関して、当期末及び前期末に各々3,114百万ウォン及び8,893百万ウォンを訴訟引当金に計上しています。引当金に計上された訴訟以外の残余訴訟の結果は連結財務諸表に重大な影響を及ぼさないと予測されていますが、今後の訴訟結果により追加の損失が発生する可能性もあります。

(中略)

40. 特殊関係者の取引

(1) 特殊関係者の債権・債務

当期末及び前期末現在、特殊関係者間の重要な債権・債務の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

特殊関係者	勘定科目	第190(当)期	第189(前)期
-------	------	----------	----------

(中略)

2) 共通支配企業

(中略)

新韓金融投資	現金及び預け金	-	14,967
	デリバティブ資産	4,492	12,267
	貸付債権	192,413	56,386
	貸倒引当金	(236)	(12)
	その他の資産(注1)	24,645	24,437
	預り負債	637,566	847,450
	借入負債	19,074	11,450
	デリバティブ負債	3,939	1,799
	引当負債	492	536
	その他の負債	36,606	44,137

(中略)

(6) 特殊関係者の資金取引

1) 当期及び前期における特殊関係者との主要貸付・回収内訳は次の通りです。

(中略)

< 第189(前)期 >

(中略)

(注4) 前期に関連当事者に編入された会社で、当期末基準の貸付残高を回収などに記載しました。

(中略)

(7) デリバティブに関連する主な約定

当期末及び前期末現在、関連当事者とのデリバティブ資産及び負債に関連する主な約定は次の通りです。

(中略)

(8) 主要出資及び回収取引

当期における関連当事者との主要出資及び回収取引の内訳は次の通りです。

(中略)

(11) 当期末及び前期末現在、特殊関係者である新韓カードから提供されたクレジットカードの信用限度
約定金額はそれぞれ67,572百万ウォン及び68,438百万ウォンです。

41. 子会社財務諸表の要約

(1) 当期末及び前期末現在、支配企業である新韓銀行(個別)及び連結対象子会社の要約財務状態表は次の通りです。

(中略)

(注1) 企業結合時に行われた公正価値の調整事項を反映しました。

(2) 当期及び前期における支配企業である新韓銀行(個別)及び連結対象子会社の要約包括利益計算書は次の通りです。

(中略)

(注1) 企業結合時に行われた公正価値の調整事項を反映しました。

(後略)

[次へ](#)

< 訂正後 >

(前略)

連結包括利益計算書

第190 (当) 期 自2021年1月1日 至2021年12月31日

第189 (前) 期 自2020年1月1日 至2020年12月31日

株式会社新韓銀行及び子会社

(単位 : 百万ウォン)

科目	第190 (当) 期		第189 (前) 期	
Ⅰ. 営業利益		3,586,717		2,913,646

(中略)

(7) 償却原価で測定する有価証券処分損益 (注記10)		(310)		二
----------------------------------	--	-------	--	---

(中略)

連結キャッシュ・フロー計算書

第190（当）期 自2021年1月1日 至2021年12月31日

第189（前）期 自2020年1月1日 至2020年12月31日

株式会社新韓銀行及び子会社

（単位：百万ウォン）

科目	第190（当）期		第189（前）期	
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		13,443,031		1,422,278

（中略）

（4）資産・負債の増減	9,483,273		(1,483,977)	
-------------	-----------	--	-------------	--

（中略）

11. 引当負債	(21,631)		58,826	
----------	----------	--	--------	--

（中略）

（単位：百万円）

科目	第190（当）期		第189（前）期	
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		1,346,990		142,513

（中略）

（4）資産・負債の増減	950,223		(148,696)	
-------------	---------	--	-----------	--

（中略）

11. 引当負債	(2,167)		5,894	
----------	---------	--	-------	--

（中略）

注記

第190（当）期 2021年12月31日現在

第189（前）期 2020年12月31日現在

株式会社新韓銀行及び子会社

1. 連結対象会社の概要

（中略）

（3） 連結しているストラクチャード・エンティティ

当期末現在における連結しているストラクチャード・エンティティの現況は次の通りです。

ストラクチャード・エンティティ	所在地	決算月	業種
-----------------	-----	-----	----

（中略）

家計金銭信託	大韓民国	12月	信託
企業金銭信託	大韓民国	12月	信託

（中略）

新韓AIM不動産専門投資型私募投資信託31号	大韓民国	1月	受益証券
------------------------	------	----	------

（中略）

2. 重要な会計方針

（中略）

（2） 測定基準

連結財務諸表は以下に挙げる連結財務状態表の主要項目を除いては、取得原価を基準に作成されています。

- 公正価値で測定するデリバティブ
- 当期損益を通じて公正価値で測定する金融商品
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品
- 公正価値で測定する株式に基づく報酬
- 公正価値ヘッジ会計のヘッジ対象項目として指定され、ヘッジ対象リスクによる公正価値の変動を当期損益として認識する金融資産及び金融負債
- 確定給付債務の現在価値から社外積立資産の公正価値を減算した確定給付債務

（中略）

（4） 見積りと判断

（中略）

連結グループは企業会計基準書第1109号「金融商品」の要求事項により、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する債務証券、貸付債権及び受取債権、貸付約定及び金融保証契約に対して信用損失引当金を設定しています。このような信用損失に対する引当金の正確性は、個別金融商品単位で見積もられた将来の回収予想キャッシュ・フロー及び集約的な方法で予想信用損失を測定するために連結グループが

使用した手法、仮定及びインプットにより決定されます。連結グループが当期末の信用損失引当金を測定するために使用した手法、仮定及びインプットに対する説明は、注記4に記載しています。

コロナウィルス（COVID-19）の感染拡大は世界経済に悪影響を及ぼしています。連結グループは企業会計基準書第1109号“金融商品”により予想信用損失の見積に将来展望情報を使用しており、予想デフォルト率を見積もるための主な変数である経済成長率、民間消費増減率、総合株価指数などに対する変更された将来展望情報を利用して2021年期末時点の予想デフォルト率の再見積を行いました。連結グループはCOVID-19が経済に及ぼす影響などに対して継続してモニタリングする予定です。

（５） 制定・改正基準書及び解釈書

（中略）

制定、または公表されたものの、施行日が到来していないため適用していない制定・改正基準書及び解釈書は次の通りです。

1) 企業会計基準書第1103号“事業結合”の改正 - 概念体系の認容

（中略）

3) 韓国採用国際会計基準年次改善2018-2020

韓国採用国際会計基準年次改善2018-2020は2022年1月1日以降開始する会計年度から適用され、早期適用が認められます。連結グループは同改正による財務諸表への重要な影響はないと予想しています。

- ・企業会計基準書第1101号“韓国採用国際会計基準の最初採択”：最初採択企業である子会社
- ・企業会計基準書第1109号“金融商品”：金融負債の除去目的の10%テストに関連する手数料
- ・企業会計基準書第1116号“リース”：リースインセンティブ

（中略）

（８） 事業結合

1) 事業結合

事業結合は共通支配下の企業実体、事業に対する結合を除き、取得法を適用して会計処理しました。連結グループは、識別可能な取得資産、引受負債は次の例外事項を除き、取得日の公正価値で測定して認識しています。

- リース契約：約定日の契約上条件及びその他の要素に基づいて分類
- 偶発債務：現在義務があり、信頼性をもって測定できる偶発債務を認識
- 繰延税金資産及び負債：企業会計基準書第1012号「法人所得税」により認識及び測定
- 従業員給付：企業会計基準書第1019号「従業員給付」により認識及び測定
- 補償資産：補償対象項目と一貫性のある基準により認識及び測定
- 再取得した権利：特別規定により測定
- 株式に基づく報酬：株式に基づく報酬に関する負債または資本性金融商品を企業会計基準書第1102号「株式に基づく報酬」により測定

- 売却目的で保有する非流動資産：企業会計基準書第1105号「売却目的で保有する非流動資産及び中断営業」により公正価値純額で測定

また、連結グループは取得日現在、被取得企業に対する非支配持分を被取得企業の識別可能な純資産のうち、非支配持分の比例的持分で測定しています。

事業結合で取得原価は公正価値で測定し、同公正価値は連結グループが移転する資産、連結グループが被取得企業の以前の株主に対して負担する負債及び連結グループが発行した持分の取得日の公正価値の合計で算定します。但し、事業結合の取得原価に含まれた被取得企業の従業員が保有している報酬と交換して取得者が付与した株式に基づく報酬は公正価値で測定せず、上記の方法で測定します。

なお、連結グループが事業結合の効果をあげるために発生させた取得に関する費用には仲介手数料、即ち、アドバイザリー、法律、会計、価値評価及びその他の専門家またはコンサルティング手数料、内部の取得部署の維持のための費用を含めた一般管理費用、債務証券、持分証券を登録、発行する費用を含めます。このような取得に関する費用は企業会計基準書第1032号「金融商品：表示」、企業会計基準書第1109号「金融商品」により、費用が発生し、サービスの提供を受けた期間に費用として会計処理しています。

2) のれん

連結グループは取得日現在、取得原価、被取得企業に対する非支配持分及び段階的事業結合の場合、連結グループが保有している被取得企業に対する持分取得日の公正価値合計が取得する子会社の識別可能な純資産を超過する金額をのれんとして認識しています。しかし、取得した識別可能な純資産が取得原価、被取得企業に対する非支配持分及び段階的に行われる事業結合の場合、連結グループが保有していた被取得企業に対する持分取得日の公正価値の合計を超過する場合、測定を再検討し、再検討後にも継続して残る超過分は直ちに当期損益として認識します。

非支配持分の追加取得は株主間取引として会計処理し、その結果、関連するのれんなどは認識していません。

連結グループは2010年1月1日以降に発生した事業結合に対してのみ韓国採用国際会計基準を遡及適用して再表示しました。従って、2010年1月1日以前の事業結合に関するのれんは連結グループの過去の会計基準により認識された金額で表示しました。

(9) 関連会社及びジョイントベンチャー

(中略)

関連会社及びジョイントベンチャーの投資持分は当初に取得原価を含めて原価として認識し、取得後には持分法を使用して会計処理しています。即ち、取得日以降に発生した投資対象会社の当期純損益及び資本変動分のうち、連結グループの持分に該当する金額を帳簿価額に加減し、投資対象会社から受け取った分配額は投資持分の帳簿価額から減算しています。連結グループと関連会社間の内部取引で発生した未実現利益は連

結グループ持分だけ除去しています。未実現損失もまた取引が移転された資産に対する減損の証拠を提供しない限り除去しています。

(中略)

(13) 非デリバティブ資産

(中略)

1) FVTPL指定金融資産

互いに異なる基準により資産または負債を測定するか、それによる損益を認識する際に測定または認識のミスマッチが発生する場合、このようなミスマッチを除去または著しく減少させる時には、次の金融資産の分類規定にもかかわらず、当初の認識時点で当該金融資産をFVTPL項目に指定できます。但し、一度指定すればこれを取り消すことはできません。

2) 資本性金融商品

(中略)

連結グループはすべての資本性金融商品に対する投資を、事後に公正価値で測定します。公正価値の変動をその他の包括利益として表示することを選択した資本性金融商品に対してその他の包括利益として認識した金額は、当該資本性金融商品を除去する時にも当期損益に再分類しません。このような資本性金融商品に対する受取配当は、連結グループが配当を受ける権利が確定された時に「受取配当」として当期損益として認識します。

(中略)

3) 負債性金融商品

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを受け取るための保有が目的である事業モデルの下で金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている資産は償却原価で測定します。償却原価で測定する金融資産として、ヘッジ関係の適用対象ではない金融資産の損益は、当該金融資産の除去または減損の時に当期損益として認識します。実効金利法により認識する金融資産の受取利息は「受取利息」に含まれます。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方を通じて目的を達成する事業モデルの下で金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されます。減損損失（戻入）、受取利息及び為替損益を除いては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の損益はその他の包括利益として認識します。金融資産の除去時には、認識したその他の包括利益累計額を資本から当期損益に再分類します。実効金利法により認識する金融資産の受取利息は「受取利息」に含まれます。為替損益は「為替取引損益」と表示し、減損損失は「信用損失引当金繰入」と表示します。

(中略)

5) 金融資産の除去

金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するか、あるいは金融資産のキャッシュ・フローに対する権利を譲渡して金融資産の所有によるリスクと経済価値の大部分を移転する場合、金融資産を除去しています。仮に金融資産の所有によるリスクと経済価値の大部分を保有しておらず、移転もしていない場合、連結グループが金融資産を統制していなければ金融資産を除去し、金融資産を継続して統制している場合は、その譲渡資産に対して引き続き関与する程度まで継続して認識し、関連負債を共に認識しています。

(中略)

(16) 有形固定資産

(中略)

有形固定資産の一部を取り替える時に発生する費用は、当該資産から発生する将来の経済的便益が連結グループに流入する可能性が高く、その費用を信頼性をもって測定できる場合に、資産の帳簿価額に含めるか、あるいは適切な場合は別途の資産として認識しています。この際、取り替えられた部分の帳簿価額は除去しています。それ以外の日常的な修繕・維持と関連して発生する費用は発生時点で当期損益として認識しています。

(中略)

有形固定資産の除去により発生する損益は純売却価額と帳簿価額の差異で決定され、その差額は当期損益として認識しています。

(中略)

(18) 投資不動産

(中略)

取得後のコストは、資産から発生する将来の経済的便益が流入する可能性が高く、その原価を信頼性をもって測定できる場合に限って資産の帳簿価額に含めるか、あるいは適切な場合は別途の資産として認識しており、その後の支出により振り替えられた部分の帳簿価額は除去しています。一方、日常的な修繕・維持に関連して発生する費用は発生時点で当期損益として認識しています。

(中略)

(19) リース

(中略)

リース負債はリース開始日現在、支払われていないリース料の現在価値で測定し、その他の負債項目に含めます。リース負債の測定に含まれるリース料は次の金額で構成されます。

- 固定リース料 (実質的な固定リース料を含めて受取る予定のリースインセンティブは差引)

- 指数や料率（金利）により変わる変動リース料
- 残存価値保証により、借手が支払うと予想される金額
- リースの借手が購入オプションを行使することが相当に確実な場合にその購入オプションの行使価額
- リース期間がリースの借手の解約オプションの行使を反映する場合にそのリースを終了するために負担する金額

リースの計算利率を容易に算定することができる場合には、その利率でリース料を割引し、リースの計算利率を容易に算定することができない場合には、リースの借手の追加借入利率を使用します。

使用権資産は次の項目の原価で測定します。

- リース負債の初度測定金額
- リース開始日またはその前に支払ったリース料（受けたリースインセンティブは差引）
- リースの借手が負担するリース開設直接費用
- リース条件で要求したように原資産を解体し、除去するか、原資産が位置した敷地を復旧するか、原資産自体を復旧する時にリースの借手が負担する費用の見積値

（中略）

連結グループがリースの借手の会計処理時に追加で考慮する事項は次の通りです。

- 更新オプション及び解約オプションは連結グループの全体的に多数の不動産リース契約に含まれます。
- リース期間を算定するにあたり、経営者は更新オプションを行使するか、解約オプションを行使しない経済的なインセンティブを発生させる関連事実及び状況をすべて考慮します。
- 更新オプション（または解約オプション）の対象期間は契約が執行可能な期間において、解約不可能期間にリースの借手が更新オプションを行使すること（または行使しないこと）が相当確実な場合にのみリース期間に含まれます。
- リースの借手とリースの貸手が各々異なる当事者の同意を得ずに解約できる権利がある場合は、解約時に負担する経済的不利益を考慮して執行可能な期間を算定します。
- リースの借手が支配可能な範囲にあり、過去にリース期間を算定するにあたって影響を与えた重要な事象が発生するか、状況に重要な変化がある場合に、連結グループは更新オプションを行使すること（または行使しないこと）が極めて確実なのかを再評価します。

（中略）

（21） 非金融資産の減損

従業員給付で発生した資産、繰延税金資産及び売却目的に分類される資産を除いたすべての非金融資産に対しては、報告期間末ごとに資産減損を示唆する兆候があるかどうかを検討し、仮にそうした兆候があれば、当該資産の回収可能価額を見積もっています。但し、事業結合により取得したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産、まだ使用できない無形資産については、資産減損を示唆する兆候と関係なく、毎年回収可能価額と帳簿価額を比較して減損テストを行っています。

(中略)

事業結合により取得したのれんは事業結合によるシナジー効果が得られるものと期待される各資金生成単位に配分します。資金生成単位に対する減損損失はまず、資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減少させ、その後、資金生成単位に属する他の資産各々の帳簿価額に比例して資産の帳簿価額を減少させています。のれんに対して認識した減損損失は事後期間に戻し入れることができません。報告期間末ごとにのれんを除いた資産に対して過去期間に認識した減損損失がこれ以上存在しないか減少したことを示唆する兆候があるかどうかを検討し、直前減損損失の認識時点以後に回収可能価額を決定するにあたって使用された見積りに変化がある場合にのみ戻し入れます。減損損失戻入により増加した帳簿価額は、過去に減損損失を認識する前の帳簿価額の減価償却または償却後残高を超過することはできません。

(22) 非デリバティブ負債

(中略)

1) FVTPL指定金融負債

互いに異なる基準により資産または負債を測定するか、それによる損益を認識することにより生じる可能性のある認識または測定のミスマッチを除去または著しく減らすことができる場合及び文書化されたリスク管理戦略または投資戦略により金融商品集合を公正価値基準で管理し、その成果を評価する場合には、当初の認識時点で当該金融負債をFVTPL項目に指定できます。但し、一度指定すればこれを取り消すことはできません。FVTPL指定金融負債の自己信用リスク変動による公正価値の変動は、その他の包括利益として認識しています。

(中略)

3) その他金融負債

(中略)

金融負債は、契約上の義務が履行、取消または満了したことにより消滅した場合に、連結財務状態表から除去しています。

(23) 払込資本

(中略)

3) 非支配持分

非支配持分は支配企業が直接または他の子会社を通じて間接に所有しない持分に帰属する子会社の当期純損益及び純資産の該当部分を意味し、企業会計基準書第1103号「事業結合」に基づいて計算した当初の事業結合時点の非支配持分純資産に該当する金額と事業結合以後の資本の変動分のうち、非支配持分に該当する金額で構成されます。

(24) 従業員給付

(中略)

3) 退職給付費用：確定給付型制度

報告期間末現在、確定給付型制度に関する退職給付に係る負債は確定給付債務の現在価値から社外積立資産の公正価値を減算して認識しています。確定給付負債は毎年独立した計理人により予測単位積増方式で計算されています。確定給付債務の現在価値は確定給付型制度で支給される将来キャッシュ・フローを関連退職給付費用の満期と類似する満期を有する退職金が支給される通貨建の優良社債の収益率を使用して見積将来キャッシュ・フローを割り引いた後、決定されています。確定給付の費用のうち、勤務費用及び純確定給付債務（資産）の純利子は当期損益として認識し、純確定給付負債（資産）の再測定要素はその他の包括利益として認識しています。

（中略）

（25） 株式に基づく報酬

連結グループは提供を受ける財またはサービスの対価として従業員に株式またはストックオプションを付与する持分決済型の株式に基づく取引に対して、提供を受ける財やサービスの公正価値、または提供を受ける財、あるいはサービスの公正価値を信頼性をもって測定することができない場合は付与した資本性金融商品の公正価値に基づいて財やサービスの公正価値を間接的に測定し、その金額を権利確定期間にわたって従業員給付費用及び資本として認識しています。ストックオプションの権利確定条件がサービス提供条件または市場条件ではない権利確定の条件である場合は最終的に権利確定されるストックオプションの実際の数量に基づいて決定されるように認識された従業員費用を調整しています。

（中略）

（26） 引当負債

過去事象の結果として現在の債務（法的または推定的）が存在し、当該義務を履行するために経済的便益を有する資源が流出する可能性が高く、当該債務金額を信頼性をもって見積もることができる場合に、引当負債を認識しています。

引当負債に認識する金額は、関連事象と状況に対する避けられないリスクと不確実性を考慮して現在の義務を報告期間末に履行するために必要となる支出に対する最善の見積りです。貨幣の時間価値効果が重要な場合、引当負債は義務の履行のために予想される支出額の現在価値で評価しています。

報告期間末ごとに引当負債の残高を検討し、報告期間末現在の最善の見積りを反映して調整しています。義務履行のために経済的便益を有する資源が流出する可能性がこれ以上高くない場合には、関連引当負債を戻し入れています。引当負債は当初認識に関する支出にのみ使用しています。

（27） 金融保証契約

（中略）

金融保証契約は当初認識時に公正価値で測定して支払保証引当負債に含め、公正価値は当該金融保証契約の期間にわたって償却されます。

（中略）

（29） 法人所得税

法人所得税費用は当期法人所得税と繰延税金で構成されており、その他の包括利益や資本に直接認識される取引や事象または事業結合から発生する税額を除いては、当期損益として認識しています。

(中略)

3. 金融商品のリスク管理

3-1. 信用リスク

連結グループは一定水準の信用リスクにさらされています。これは取引相手の義務不履行により連結グループが財務的損失を被るリスクを意味します。信用リスクは連結グループの営業活動において最も重要に管理されなければならないリスクに分類され、経営者は信用リスクエクスポージャーを注意深く管理しています。信用リスクに対するエクスポージャーは主に預け金と貸付債権に関する貸付過程及び債務証券に対する投資活動及びグループ資産ポートフォリオの為替手形などで発生し、貸付約定などの連結財務諸表のオフバランス勘定に関する信用リスクが存在します。

(中略)

(2) リスク限度管理及びリスク軽減方針

連結グループの信用リスクを適正水準に統制するために、次のような限度管理体系を樹立・運用しています。

- 信用リスク限度は信用VaR (Value at Risk) 及び最大エクスポージャーを基準として事業セグメント別、顧客別、商品別、業種別など、各セグメント別に設定して管理する。
- リスク総括部では信用VaR及び最大エクスポージャー基準の限度設定と管理業務を行い、与信企画部と与信審査部でも信用リスク管理のために設定された最大エクスポージャー限度の管理業務を行う。
- リスク総括部、リスク工学部は毎年1回以上、銀行全体の信用リスク限度の運営計画を樹立してリスク方針委員会に付議する。
- 各事業セグメントは事業セグメント別に割り当てられた信用リスク限度をモニタリングして遵守する。
- 該当リスクは毎年もしくは必要であると判断される場合、期間内に再検討され、同一人別、産業別、国家別など、セグメント別にリスクの限度を設定して管理する。

(中略)

(3) 減損の測定に使用された変数、仮定及び手法

(中略)

信用リスクの顕著な増加

(中略)

企業エクスポージャー	個人エクスポージャー
信用格付の顕著な変動	信用格付の顕著な変動
継続延滞日数30日超過	継続延滞日数30日超過
資産健全性格付「要注意」以下	資産健全性格付「要注意」以下
早期警報モデルのモニタリング格付	早期警報モデルのモニタリング格付
完全債務超過	特定プールセグメント

不適正または意見不表明の監査意見	住宅施工会社の <u>不実</u> による住宅ローン集団に関する与信
3年連続の利子補償倍率1未満または2年連続で負の営業キャッシュ・フロー	その他信用リスクの重要な増加が確認できる指標が識別された与信
その他信用リスクの重要な増加が確認できる指標が識別された与信	

連結グループは特定のエクスポージャーの延滞日数が30日を超過する場合、認識後に該当金融資産の信用リスクが著しく増加したものとみなします。連結グループは、連結グループが借主から受け取る契約上の支払額を完全に受け取ることができなかった最も早い日付から延滞日数を算定し、借主に付与した猶予期間は考慮しません。

(中略)

2) 変更された金融資産

金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉などを通じて変更されたものの、除去しない場合、連結グループは該当金融資産の当初の認識時点で変更前の契約条件により測定された債務不履行リスクと変更された条件により報告期間末現在において測定された債務不履行リスクを比較し、信用リスクが顕著に増加したかどうかを判断します。

(中略)

3) 債務不履行リスク

(中略)

借主の債務不履行を判断する時、連結グループは次の指標を活用します。

- 質的要素（例：契約条件の違反）
- 量的要素（例：同一借主が連結グループに対する一つ以上の支払義務を履行しない場合、各支払義務別の延滞日数。但し、特定のポートフォリオの場合、個別金融商品単位別に延滞日数などを活用）
- 内部観察資料及び外部から入手した情報

連結グループが適用している債務不履行の定義は、規制資本管理の目的で定義しているデフォルトの定義と大体一致し、債務不履行か否かを判断するために活用する情報及び各情報の活用度は状況によって異なる可能性があります。

(中略)

5) 予想信用損失の測定

予想信用損失の測定に投入された主要変数は次の通りです。

- 期間別のデフォルト率（PD）
- デフォルト時の損失率（LGD）
- デフォルト時のエクスポージャー（EAD）

(中略)

デフォルト時の損失率は、デフォルトの発生時に予想される損失の程度を意味します。連結グループは過去のデフォルト時エクスポージャーから測定された実績回収率に基づいてデフォルト時の損失率を算出しました。デフォルト時の損失率の測定モデルは担保の種類、担保に対する先順位、借主の種類及び回収に所要された費用を反映するよう開発され、特に、個人向け貸付商品のデフォルト時の損失率モデルは担保貸付比率（Loan to Value、LTV）を主要変数として使用します。デフォルト時の損失率の算出に反映された回収率は、実効金利で割り引かれた回収金額の現在価値を基準として算定されます。

デフォルト時のエクスポージャーは、デフォルト発生時点で予想されるエクスポージャーを意味します。連結グループは、現在実行されたエクスポージャーが契約上の限度内でデフォルト時点まで追加的に使用されるものと予想される比率を反映してデフォルト時のエクスポージャーを導出します。金融資産のデフォルト時のエクスポージャーは該当資産の総帳簿価額と同一で、貸付約定及び金融保証契約のデフォルト時のエクスポージャーは既に引き出して使用した金額及び今後追加で使用されると予想される金額の合計で算定されます。

（中略）

期間別のデフォルト率、デフォルト時の損失率及びデフォルト時のエクスポージャーのリスク測定要素は、次のような区分基準によって集合的に見積もられます。

（中略）

3-2. 市場リスク

（中略）

（２） 非トレーディングポジションの市場リスク管理

非トレーディングポジションから発生する最も主要な市場リスクは金利リスクです。そのため、非トレーディングポジションの市場リスクは市場金利の変動により純資産価値及び純受取利息が変動するリスクとして測定されます。

連結グループはリスク方針委員会で金利リスク管理に関する方針樹立、詳細限度設定などの意思決定機能を行い、同原則及び限度内で国外店舗を始めとした子会社及び資金部、信託部、総合金融部など、勘定別管理部署は1次的に金利リスクを認識して管理します。リスク総括部及びリスク工学部はリスク方針委員会の金利リスク関連意思決定を支援し、金利リスクの許容限度の超過有無をモニタリングし、会社全体の金利リスクを評価して管理します。

（中略）

3 - 3. 流動性リスク

連結グループはリスク方針委員会で流動性リスク管理に関する方針樹立、詳細限度設定などの意思決定機能を行い、同原則及び限度内で国外店舗を始めとした子会社と資金部、信託部、総合金融部など、勘定別管理部署が1次的に流動性リスクを認識して管理します。リスク総括部及びリスク工学部はリスク方針委員会の流動性リスクに関する意思決定を支援し、流動性リスク許容限度をモニタリングし、連結グループ全体の流動性リスクを評価・管理します。

（中略）

3-4. 金融商品の公正価値測定

(中略)

(2) 償却原価で測定する金融商品

(中略)

2) 当期末及び前期末現在、償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	帳簿価額				公正価値
	残高	未償却残高	引当負債	合計	

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	帳簿価額				公正価値
	残高	未償却残高	引当負債	合計	

(中略)

(5) 金融収益及び金融費用

当期及び前期における金融収益及び金融費用の詳細内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	受取利息 (支払利息)	受取手数料 (支払手数料)	信用損失 引当金繰入	その他	合計	その他の 包括利益
----	------------------	--------------------	---------------	-----	----	--------------

(中略)

オフバランス項目引当負債	-	-	19,492	-	19,492	-
--------------	---	---	--------	---	--------	---

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	受取利息 (支払利息)	受取手数料 (支払手数料)	信用損失 引当金繰入	その他	合計	その他の 包括利益
----	------------------	--------------------	---------------	-----	----	--------------

(中略)

オフバランス項目引当負債	-	-	(29,387)	-	(29,387)	-
--------------	---	---	----------	---	----------	---

(中略)

3-6. 金融商品の譲渡取引

(1) 除去条件が充足されていない金融商品

1) 買戻条件付売却債券

当期末及び前期末現在、買戻条件付売却債券のうち、連結グループが保有している有価証券を確定価格で再購入することを条件として売却し、除去条件が充足されていない金融商品の内訳は次の通りです。

(中略)

3) 金融資産の流動化

連結グループは金融資産の流動化を資金調達及びリスク移転手段として使用しています。このような流動化取引は一般的に金融資産ポートフォリオで発行された債務証券保有者に契約上キャッシュ・フローが移転される結果を発生させます。連結グループは資産流動化の時に、個別約定により資産の除去を行わず、発行された債務証券を認識するか、資産に対して連結グループが継続的に関与した程度まで資産を部分的に認識するか、あるいは資産を除去し、譲渡で発生した権利及び義務を別途の資産及び負債として認識します。連結グループは金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利を移転するか、その契約上の権利を保有するものの重要な遅延や再投資無しで当該キャッシュ・フローを相手に支払わなければならない契約上の義務を負担し、保有によるリスク(例：信用リスク、金利リスク、早期償還リスクなど)及び便益の大部分を移転する場合にのみ全体流動化資産を除去しています。当期末及び前期末現在、連結グループが資産流動化取引に関連して譲渡されたか、除去されていない金融資産の帳簿価額は4,270,618百万ウォン及び4,075,141百万ウォンであり、関連負債の帳簿価額は2,677,423百万ウォン及び2,376,639百万ウォンです。

(2) 除去条件を充足するが、継続的に関与する金融商品

当期末及び前期末現在、除去条件を充足するものの、連結グループが持続的に関与する金融商品はありません。

3-7. 金融商品の相殺

(中略)

当期末及び前期末現在、実行可能な一括相殺約定またはこれに類似する約定の適用を受ける金融商品の内訳は次の通りです。

(中略)

<第190(当)期>

(単位：百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	連結財務状態表 に表示される 金融資産純額	連結財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	

(中略)

(単位：百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	連結財務状態表に 表示される 金融負債純額	連結財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	

(中略)

(注1) 当行と各子会社の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手のデフォルトのような信用事件発生時に該当取引相手とのすべてのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、または支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	連結財務状態表 に表示される 金融資産純額	連結財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	

(中略)

(単位 : 百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	連結財務状態表に 表示される 金融負債純額	連結財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	

(中略)

(注1) 当行と各子会社の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手のデフォルトのような信用事件発生時に該当取引相手とのすべてのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、または支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

4. 重要な会計見積り及び判断

(中略)

(3) 貸倒引当金、支払保証引当負債及び未使用約定引当負債

連結グループは償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する債務証券、貸付債権及び受取債権に対して減損を評価して貸倒引当金を設定し、支払保証及び未使用約定限度に対しては引当負債を設定

します。このような信用損失に対する引当金は、個別評価貸倒引当金の見積りのための借主別予想キャッシュ・フローの見積り、集合評価貸倒引当金及び支払保証、未使用約定引当負債の見積りのために使用されたモデルの仮定及び変数により決定されます。

(中略)

5. 事業別セグメント情報

(1) 事業別セグメントに対する一般情報

(中略)

事業別セグメント	一般情報
<u>リテール</u> セグメント	個人、機関、富裕層（WM）顧客に対する与信、受信、これに伴う業務
<u>企業</u> セグメント	大企業、中小企業、投資銀行に対する与信、受信、これに伴う業務

(中略)

(2) 当期及び前期における事業別セグメントの経営成績は次の通りです。

< 第190（当）期 >

(単位：百万ウォン)

区分	<u>リテール</u> セグメント	<u>企業</u> セグメント	国際 セグメント	その他	連結調整	合計
----	----------------------	--------------------	-------------	-----	------	----

(中略)

< 第189（前）期 >

(単位：百万ウォン)

区分	<u>リテール</u> セグメント	<u>企業</u> セグメント	国際 セグメント	その他	連結調整	合計
----	----------------------	--------------------	-------------	-----	------	----

(中略)

(3) 当期及び前期におけるセグメント別の外部顧客からの利息損益及びセグメント間利息損益は次の通りです。

< 第190（当）期 >

(単位：百万ウォン)

区分	<u>リテール</u> セグメント	<u>企業</u> セグメント	国際 セグメント	その他	連結調整	合計
----	----------------------	--------------------	-------------	-----	------	----

(中略)

< 第189（前）期 >

(単位：百万ウォン)

区分	<u>リテール</u> セグメント	<u>企業</u> セグメント	国際 セグメント	その他	連結調整	合計
----	----------------------	--------------------	-------------	-----	------	----

(中略)

6. 現金及び預け金

(中略)

(2) 使用制限預け金

当期末及び前期末現在、銀行法及びその他の関係法令などにより使用が制限されている預け金の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190(当)期	第189(前)期	根拠法令など
----	----------	----------	--------

(中略)

外貨建預け金	外貨建他店預け金	1,785,206	1,810,542	韓国銀行法など
	外貨建定期預け金	50,384	43,308	ニューヨーク州 銀行法
	外貨建その他の預け金	35,892	20,427	デリバティブ契約書
	小計	1,871,482	1,874,277	

(中略)

8. デリバティブ

(中略)

(5) ヘッジ会計が連結財務状態表、連結包括利益計算書及び連結資本変動表に及ぼす影響

(中略)

3) 当期及び前期におけるヘッジでヘッジの非効果的な部分により当期損益として認識した金額及び勘定科目は次の通りです。

(中略)

(7) 金利指標改革に影響を受けるヘッジ関係

(中略)

USD LIBOR金利は実際の取引に基づいたSOFR (Secured Overnight Financing Rate) に代替される予定です。国内では“国債・通貨安定証券RP金利”が無リスク指標金利(RFR: Risk-Free Reference Rate)に最終選定されました。連結グループはこのようなヘッジ関係においてLIBOR金利算出中断以降、SOFR、RFR基準に変更されるスプレッドはヘッジ手段として使用された金利スワップに含まれたスプレッドと類似であると仮定しており、その他の条件の変動は仮定していません。

(中略)

11. 有形固定資産

(中略)

(2) 当期及び前期における有形固定資産帳簿価額の変動内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(中略)

(注2) 新規取得資産の復旧引当負債繰入額3,614百万ウォンが含まれています。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(中略)

(注2) 新規取得資産の復旧引当負債繰入額1,371百万ウォンが含まれています。

(中略)

12. リース

(1) 当期末及び前期末現在、リースの借手の原資産の類型別の使用権資産の内訳は次の通りです。

(中略)

(5) 連結グループはCOVID - 19の直接的な結果として発生した不動産賃借料の割引に対してリースの変更
に該当するか否かを評価しない実務上の便法を適用しました。当期及び前期に賃借料の割引により発
生したリース料の変動を反映するために当期損益として認識した金額は各々47,589百万ウォン及び
24,921百万ウォンです。

13. 無形資産

(中略)

(2) 当期及び前期における無形資産の帳簿価額の変動内訳は次の通りです。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(中略)

(注2) 当期中、連結グループは予測成果に達しない実績と今後の展望によって地方政府金融機関に係る無
形資産の回収可能価額を検討しており、検討結果、27,133百万ウォンの減損損失を当期損益とし
て認識しました。該当減損損失は連結グループの事業別セグメントのうち、リテールセグメント
損益に反映されており、連結包括利益計算書の営業外費用の項目に含まれています。

(中略)

23. 純確定給付負債

連結グループは、従業員のサービス提供期間に基づき、確定給付型年金制度を運営しています。また、連結グループは社外積立資産を信託会社、ファンド会社及びその他の類似企業に信託しています。

(1) 確定給付制度の資産及び負債

当期末及び前期末現在、確定給付制度における資産及び負債の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190(当)期	第189(前)期
確定給付負債の現在価値	1,594,573	1,583,133
<u>社外積立資産</u> の公正価値	(1,703,164)	(1,590,977)
純確定給付負債(資産)	(108,591)	(7,844)

(中略)

(3) 社外積立資産の公正価値

(中略)

(4) 社外積立資産の構成内訳

当期末及び前期末現在、社外積立資産の構成内訳は次の通りです。

(中略)

24. 引当負債

(1) 当期及び前期における未使用限度及び金融支払保証引当負債に対する変動内訳は次の通りです。

(中略)

(2) 当期及び前期におけるその他の引当負債に対する変動内訳は次の通りです。

<第190(当)期>

(単位：百万ウォン)

区分	<u>復旧引当負債</u>	訴訟	非金融支払保証	その他	合計
----	---------------	----	---------	-----	----

(中略)

<第189(前)期>

(単位：百万ウォン)

区分	<u>復旧引当負債</u>	訴訟	非金融支払保証	その他	合計
----	---------------	----	---------	-----	----

(中略)

(3) 復旧引当負債

復旧引当負債は報告期間末現在、賃借店舗の将来予想復旧費用の最善の見積り値を適切な割引率で割り引いた現在価値です。同復旧費用の支出は個別賃借店舗の賃借契約終了時点で発生する予定であり、これを合理的に見積もるために過去10年間、賃借契約が終了した賃借店舗の平均存続期間を利用しました。また、予想復旧費用を見積もるために、過去3年間復旧工事が発生した店舗の実際の復旧工事費用の平均値及び3年間の平均インフレーション率を使用しました。

(中略)

26. 資本

(1) 当期末及び前期末現在、資本の内訳は次の通りです。

(中略)

(注4) 当期末現在、個別財務諸表基準の貸倒準備金積立予定額と連結財務諸表基準の貸倒準備金積立予定額の差異は6,277百万ウォンであり、連結財務諸表基準の貸倒準備金の繰入予定額289,920百万ウォンが含まれています。前期末現在、個別財務諸表基準の貸倒準備金積立予定額と連結財務諸表基準の貸倒準備金積立予定額の差異は18,631百万ウォンで、連結財務諸表基準の貸倒準備金への繰入予定額99,209百万ウォンが含まれています。

(中略)

34. その他の営業損益

当期及び前期におけるその他の営業損益の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190(当)期	第189(前)期
その他の営業収益		

(中略)

その他営業収益	ヘッジ対象関連利益	289,733	50,805
	ヘッジ手段関連利益	16,421	289,111
	支払保証引当負債戻入額	-	2,709
	その他	111,385	39,103
	小計	417,539	381,728
その他の営業収益の合計		431,734	397,995
その他の営業費用			
資産処分関連	償却原価で測定する貸付債権処分損失	255	18,584
その他営業費用	ヘッジ対象関連損失	19,359	279,071
	ヘッジ手段関連損失	296,661	58,236
	支払保証引当負債繰入額	3,701	-
	その他の負債性引当負債繰入額	4,894	11,252
	基金拠出金	388,790	359,071
	預金保険料	403,566	342,730
	その他	224,415	236,475
	小計	1,341,386	1,286,835

(中略)

36. 法人所得税費用及び繰延税金

(中略)

(3) 一時差異及び繰延税金

当期及び前期における一時差異及び繰延税金資産（負債）の増減内訳は次の通りです。

< 第190（当）期 >

（単位：百万ウォン）

区分	期首金額	当期損益反映	その他 包括利益反映	期末残高（注1）
----	------	--------	---------------	----------

（中略）

社外積立資産	(429,598)	(46,204)	7,432	(468,370)
その他の引当負債	73,334	15,712	-	89,046
支払保証引当負債	21,897	443	-	22,340
圧縮記帳引当負債	(48,712)	-	-	(48,712)
一時償却引当負債	(337)	63	-	(274)

（中略）

< 第189（前）期 >

（単位：百万ウォン）

区分	期首金額	当期損益反映	その他 包括利益反映	期末残高（注1）
----	------	--------	---------------	----------

（中略）

社外積立資産	(393,310)	(40,581)	4,293	(429,598)
その他の引当負債	48,945	24,389	-	73,334
支払保証引当負債	25,048	(3,151)	-	21,897
圧縮記帳引当負債	(48,713)	1	-	(48,712)
一時償却引当負債	(401)	64	-	(337)

（中略）

38. 偶発及び約定事項

（中略）

(2) 支払保証引当負債

当期末及び前期末現在、支払保証引当負債の設定対象及び支払保証引当負債の設定比率は次の通りです。

（単位：百万ウォン）

区分	第190（当）期	第189（前）期
----	----------	----------

（中略）

支払保証引当負債	81,237	79,624
----------	--------	--------

引当負債設定比率(%)	0.49	0.53
-------------	------	------

(3) 係争中の訴訟事件

(中略)

連結グループは1審で敗訴が決定された訴訟案件などに関して、当期末及び前期末に各々3,114百万ウォン及び8,893百万ウォンを訴訟引当負債に計上しています。引当負債に計上された訴訟以外の残余訴訟の結果は連結財務諸表に重大な影響を及ぼさないと予測されていますが、今後の訴訟結果により追加の損失が発生する可能性もあります。

(中略)

40. 特殊関係者の取引

(1) 特殊関係者の債権・債務

当期末及び前期末現在、特殊関係者間の重要な債権・債務の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

特殊関係者	勘定科目	第190(当)期	第189(前)期
-------	------	----------	----------

(中略)

2) 共通支配企業

(中略)

新韓金融投資	現金及び預け金	-	14,967
	デリバティブ資産	4,492	12,267
	貸付債権	192,413	56,386
	貸倒引当金	(236)	(12)
	その他の資産(注1)	24,645	24,437
	預り負債	637,566	847,450
	社債	19,074	11,450
	デリバティブ負債	3,939	1,799
	引当負債	492	536
	その他の負債	36,606	44,137

(中略)

(6) 特殊関係者の資金取引

1) 当期及び前期における特殊関係者との主要貸付・回収内訳は次の通りです。

(中略)

< 第189(前)期 >

(中略)

(注4) 前期に特殊関係者に編入された会社で、当期末基準の貸付残高を回収などに記載しました。

(中略)

(7) デリバティブに関連する主な約定

当期末及び前期末現在、特殊関係者とのデリバティブ資産及び負債に関連する主な約定は次の通りです。

(中略)

(8) 主要出資及び回収取引

当期における特殊関係者との主要出資及び回収取引の内訳は次の通りです。

(中略)

(11) 当期末及び前期末現在、特殊関係者である新韓カードから提供されたクレジットカードの信用限度

約定金額はそれぞれ67,572百万ウォン及び68,438百万ウォンです。

41. 子会社財務諸表の要約

(1) 当期末及び前期末現在、支配企業である新韓銀行（個別）及び連結対象子会社の要約財務状態表は次の通りです。

(中略)

(注1) 事業結合時に行われた公正価値の調整事項を反映しました。

(2) 当期及び前期における支配企業である新韓銀行（個別）及び連結対象子会社の要約包括利益計算書は次の通りです。

(中略)

(注1) 事業結合時に行われた公正価値の調整事項を反映しました。

(後略)

[次へ](#)

(2) 個別財務書類

< 訂正前 >

(前略)

キャッシュ・フロー計算書

=====

第190 (当) 期 自2021年1月1日 至2021年12月31日

第189 (前) 期 自2020年1月1日 至2020年12月31日

株式会社新韓銀行

(単位 : 百万ウォン)

科目	第190 (当) 期		第189 (前) 期	
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		13,662,058		(24,097)

(中略)

(4) 資産・負債の増減	10,179,265		(2,519,248)	
----------------	------------	--	-------------	--

(中略)

11. 引当金	(12,904)		60,791	
---------	----------	--	--------	--

(中略)

(単位 : 百万円)

科目	第190 (当) 期		第189 (前) 期	
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		1,368,938		(2,415)

(中略)

(4) 資産・負債の増減	1,019,962		(252,429)	
----------------	-----------	--	-----------	--

(中略)

11. 引当金	(1,293)		6,091	
---------	---------	--	-------	--

(中略)

注記

第190（当）期 2021年12月31日現在

第189（前）期 2020年12月31日現在

株式会社新韓銀行

（中略）

2. 重要な会計方針

（中略）

（2） 測定基準

財務諸表は次に挙げる財務状態表の主要項目を除いては、取得原価を基準に作成されています。

- 公正価値で測定するデリバティブ
- 当期損益を通じて公正価値で測定する金融商品
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品
- 公正価値で測定する株式に基づく報酬
- 公正価値ヘッジ会計のヘッジ対象項目として指定され、ヘッジ対象リスクによる公正価値の変動を当期損益として認識する金融資産及び金融負債
- 確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を減算した確定給付債務

（5） 制定・改正基準書及び解釈書

（中略）

1) 企業会計基準書第1103号“企業結合”の改正 - 概念体系の認容

認識する資産及び負債の定義を、改正された財務報告のための概念体系を参照するように改正されましたが、企業会計基準書第1037号“引当負債、偶発負債及び偶発資産”及び解釈書第2121号“負担金”の適用範囲に含まれる負債及び偶発負債に対しては当該基準書を適用するように例外を追加し、偶発資産が取得日に認識されないことを明確にしました。同改正事項は2022年1月1日以降開始する会計年度から適用され、早期適用が認められます。当行は同改正による財務諸表への重要な影響はないと予想しています。

（中略）

3) 韓国採択国際会計基準年次改善2018-2020

韓国採択国際会計基準年次改善2018-2020は2022年1月1日以降開始する会計年度から適用され、早期適用が認められます。当行は同改正による財務諸表への重要な影響はないと予想しています。

- ・企業会計基準書第1101号“韓国採択国際会計基準の最初採択”：最初採択企業である子会社
- ・企業会計基準書第1109号“金融商品”：金融負債の認識中止目的の10%テストに関連する手数料
- ・企業会計基準書第1116号“リース”：リースインセンティブ

（中略）

（10） 非デリバティブ資産

1) FVTPL指定金融資産

互いに異なる基準により資産または負債を測定するか、それによる損益を認識する際に測定または認識のミスマッチが発生する場合、このようなミスマッチの認識を中止または著しく減少させる時には、次の金融資

産の分類規定にもかかわらず、当初の認識時点で当該金融資産をFVTPL項目に指定できます。但し、一度指定すればこれを取り消すことはできません。

2) 資本性金融商品

(中略)

当行はすべての資本性金融商品に対する投資を、事後に公正価値で測定します。公正価値の変動をその他の包括利益として表示することを選択した資本性金融商品に対してその他の包括利益として認識した金額は、当該資本性金融商品の認識を中止する時にも当期損益に再分類しません。このような資本性金融商品に対する受取配当は、当行が配当を受ける権利が確定された時に「受取配当」として当期損益として認識します。

(中略)

3) 負債性金融商品

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを受け取るための保有が目的である事業モデルの下で金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている資産は償却原価で測定します。償却原価で測定する金融資産として、ヘッジ関係の適用対象ではない金融資産の損益は、当該金融資産の認識中止または減損の時に当期損益として認識します。実効金利法により認識する金融資産の受取利息は「受取利息」に含まれます。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方を通じて目的を達成する事業モデルの下で金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されます。減損損失（戻入）、受取利息及び為替損益を除いては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の損益はその他の包括利益として認識します。金融資産の認識中止時には、認識したその他の包括利益累計額を資本から当期損益に再分類します。実効金利法により認識する金融資産の受取利息は「受取利息」に含まれます。為替損益は「為替取引損益」と表示し、減損損失は「信用損失引当金繰入」として表示します。

(中略)

5) 金融資産の認識の中止

金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するか、あるいは金融資産のキャッシュ・フローに対する権利を譲渡して金融資産の所有によるリスクと経済価値の大部分を移転する場合、金融資産の認識を中止しています。仮に金融資産の所有によるリスクと経済価値の大部分を保有しておらず、移転もしていない場合、当行が金融資産を統制していなければ金融資産の認識を中止し、金融資産を継続して統制している場合は、その譲渡資産に対して引き続き関与する程度まで継続して認識し、関連負債を共に認識しています。

(中略)

(13) 有形固定資産

(中略)

有形固定資産の認識中止により発生する損益は純売却価額と帳簿価額の差異で決定され、その差額は当期損益として認識しています。

(中略)

(16) リース

(中略)

リース負債はリース開始日現在、支払われていないリース料の現在価値で測定し、その他の負債項目に含めます。リース負債の測定に含まれるリース料は次の金額で構成されます。

- 固定リース料 (実質的な固定リース料を含めて受取る予定のリースインセンティブは差引)
- 指数や料率 (金利) により変わる変動リース料
- 残存価値保証により、借手が支払うと予想される金額
- 借手が購入オプションを行使することが相当に確実な場合にその購入オプションの行使価額
- リース期間が借手の解約オプションの行使を反映する場合にそのリースを終了するために負担する金額

リースの計算利率を容易に算定することができる場合には、その利率でリース料を割引し、リースの計算利率を容易に算定することができない場合には、借手の追加借入利率を使用します。

使用権資産は次の項目の原価で測定します。

- リース負債の初度測定金額
- リース開始日またはその前に支払ったリース料 (受けたリースインセンティブは差引)
- 借手が負担するリース開設直接費用
- リース条件で要求したように原資産を解体し、除去するか、原資産が位置した敷地を復旧するか、原資産自体を復旧する時に借手が負担する費用の見積値

(中略)

短期リースや原資産が少額なリースに関わるリース料は定額法によって当期費用として認識します。

当行が借手の会計処理時に追加で考慮する事項は次の通りです。

- 更新オプション及び解約オプションは当行の全体的に多数の不動産リース契約に含まれます。
- リース期間を算定するにあたり、経営者は更新オプションを行使するか、解約オプションを行使しない経済的なインセンティブを発生させる関連事実及び状況をすべて考慮します。
- 更新オプション (または解約オプション) の対象期間は契約が執行可能な期間において、解約不可能期間にリースの借手が更新オプションを行使すること (または行使しないこと) が相当確実な場合にのみリース期間に含まれます。
- リースの借手とリースの貸手が各々異なる当事者の同意を得ずに解約できる権利がある場合は、解約時に負担する経済的不利益を考慮して執行可能な期間を算定します。
- 借手が支配可能な範囲にあり、過去にリース期間を算定するにあたって影響を与えた重要な事象が発生するか、状況に重要な変化がある場合に、当行は更新オプションを行使すること (または行使しないこと) が極めて確実なのかを再評価します。

(中略)

(18) 非金融資産の減損

従業員給付で発生した資産、繰延税金資産及び売却目的に分類される資産を除いたすべての非金融資産に対しては、報告期間末ごとに資産減損を示唆する兆候があるかどうかを検討し、仮にそうした兆候があれば、当該資産の回収可能価額を見積もっています。但し、企業結合により取得したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産、まだ使用できない無形資産については、資産減損を示唆する兆候と関係なく、毎年回収可能価額と帳簿価額を比較して減損テストを行っています。

(中略)

企業結合により取得したのれんは企業結合によるシナジー効果が得られるものと期待される各資金生成単位に配分します。資金生成単位に対する減損損失はまず、資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減少させ、その後、資金生成単位に属する他の資産各々の帳簿価額に比例して資産の帳簿価額を減少させています。のれんに対して認識した減損損失は事後期間に戻し入れることができません。報告期間末ごとにのれんを除いた資産に対して過去期間に認識した減損損失がこれ以上存在しないか減少したことを示唆する兆候があるかどうかを検討し、直前減損損失の認識時点以後に回収可能価額を決定するに当たって使用された見積りに変化がある場合にのみ戻し入れます。減損損失戻入により増加した帳簿価額は、過去に減損損失を認識する前の帳簿価額の減価償却または償却後残高を超過することはできません。

(19) 非デリバティブ負債

(中略)

1) FVTPL指定金融負債

互いに異なる基準により資産または負債を測定するか、それによる損益を認識することにより生じる可能性のある認識または測定のミスマッチを認識中止または著しく減らすことができる場合及び文書化されたりリスク管理戦略または投資戦略により金融商品集合を公正価値基準で管理し、その成果を評価する場合には、当初の認識時点で当該金融負債をFVTPL項目に指定できます。但し、一度指定すればこれを取り消すことはできません。FVTPL指定金融負債の自己信用リスク変動による公正価値の変動は、その他の包括利益として認識しています。

(中略)

3) その他金融負債

(中略)

金融負債は、契約上の義務が履行、取消または満了したことにより消滅した場合に、財務状態表から認識を中止しています。

(中略)

(23) 引当金

過去事象の結果として現在の債務(法的または推定的)が存在し、当該義務を履行するために経済的便益を有する資源が流出する可能性が高く、当該債務金額を信頼性をもって見積もることができる場合に、引当金を認識しています。

引当金に認識する金額は、関連事象と状況に対する避けられないリスクと不確実性を考慮して現在の義務を報告期間末に履行するために必要となる支出に対する最善の見積りです。貨幣の時間価値効果が重要な場合、引当金は義務の履行のために予想される支出額の現在価値で評価しています。

報告期間末ごとに引当金の残高を検討し、報告期間末現在の最善の見積りを反映して調整しています。義務履行のために経済的便益を有する資源が流出する可能性がこれ以上高くない場合には、関連引当金を戻し入れています。引当金は当初認識に関連する支出にのみ使用しています。

(24) 金融保証契約

金融保証契約は負債性金融商品の当初契約条件または変更された契約条件により支払期日に特定債務者が支払うことができない場合に、保有者が受けた損失を補償するために、発行者が特定金額を支払わなければならない契約です。

金融保証契約は当初認識時に公正価値で測定して支払保証引当金に含め、公正価値は当該金融保証契約の期間にわたって償却されます。

(中略)

(26) 法人所得税

法人所得税費用は当期法人所得税と繰延税金で構成されており、その他の包括利益や資本に直接認識される取引や事象または企業結合から発生する税額を除いては、当期損益として認識しています。

(中略)

3. 金融商品のリスク管理

3-1. 信用リスク

(中略)

(3) 減損の測定に使用された変数、仮定及び手法

(中略)

信用リスクの顕著な増加

(中略)

企業エクスポージャー	個人エクスポージャー
信用格付の顕著な変動	信用格付の顕著な変動
継続延滞日数30日超過	継続延滞日数30日超過
資産健全性格付「要注意」以下	資産健全性格付「要注意」以下
早期警報モデルのモニタリング格付	早期警報モデルのモニタリング格付
完全債務超過	特定プールセグメント
不適正または意見不表明の監査意見	住宅施工会社の破産による住宅ローン集団に関する与信
3年連続の利子補償倍率1未満または2年連続で負の営業キャッシュ・フロー	その他信用リスクの重要な増加が確認できる指標が識別された与信
その他信用リスクの重要な増加が確認できる指標が識別された与信	

当行は特定のエクスポージャーの延滞日数が30日を超過する場合、事後に該当金融資産の信用リスクが重要に増加したものとみなします。当行は、当行が借主から受け取る契約上の支払額を完全に受け取ることができなかった最も早い日付から延滞日数を算定し、借主に付与した猶予期間は考慮しません。

(中略)

2) 変更された金融資産

金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉などを通じて変更されたものの、認識中止しない場合、当行は該当金融資産の当初の認識時点で変更前の契約条件により測定された債務不履行リスクと変更された条件により報告期間末現在において測定された債務不履行リスクを比較し、信用リスクが顕著に増加したかどうかを判断します。

(中略)

3) 債務不履行リスク

(中略)

当行が適用している債務不履行の定義は、規制資本管理の目的で定義している不渡りの定義と大体一致し、債務不履行か否かを判断するために活用する情報及び各情報の活用度は状況によって異なる可能性があります。

(中略)

5) 予想信用損失の測定

予想信用損失の測定に投入された主要変数は次の通りです。

- 期間別のデフォルト率 (PD)
- 不渡り時の損失率 (LGD)
- 不渡り時のエクスポージャー (EAD)

(中略)

不渡り時の損失率は、不渡りの発生時に予想される損失の程度を意味します。当行は過去の不渡りエクスポージャーから測定された実績回収率に基づいて不渡り時の損失率を算出しました。不渡り時の損失率の測定モデルは担保の種類、担保に対する先順位、借主の種類及び回収に所要された費用を反映するよう開発され、特に、個人向け貸付商品の不渡り時の損失率モデルは担保貸付比率 (Loan to Value、LTV) を主要変数として使用します。不渡り時の損失率の算出に反映された回収率は、実効金利で割り引かれた回収金額の現在価値を基準として算定されます。

不渡り時のエクスポージャーは、不渡り発生時点で予想されるエクスポージャーを意味します。当行は、現在実行されたエクスポージャーが契約上の限度内で不渡り時点まで追加的に使用されるものと予想される比率を反映して不渡り時のエクスポージャーを導出します。金融資産の不渡り時のエクスポージャーは該当資産の総帳簿価額と同一で、貸付約定及び金融保証契約の不渡り時のエクスポージャーは既に引き出して使用した金額及び今後追加で使用されると予想される金額の合計で算定されます。

(中略)

期間別のデフォルト率、不渡り時の損失率及び不渡り時のエクスポージャーのリスク測定要素は、次のような区分基準によって集合的に見積もられます。

(中略)

3-2. 市場リスク

(中略)

(2) 非トレーディングポジションの市場リスク管理

(中略)

当行はリスク方針委員会で金利リスク管理に関する方針樹立、詳細限度設定などの意思決定機能を行い、同原則及び限度内で国外店舗を始めとした子会社及び資金部、信託本部、総合金融部など、勘定別管理部署は1次的に金利リスクを認識して管理します。リスク総括部及びリスク工学部はリスク方針委員会の金利リスク関連意思決定を支援し、金利リスクの許容限度の超過有無をモニタリングし、会社全体の金利リスクを評価して管理します。

(中略)

3-3. 流動性リスク

当行はリスク方針委員会で流動性リスク管理に関する方針樹立、詳細限度設定などの意思決定機能を行い、同原則及び限度内で国外店舗を始めとした子会社と資金部、信託本部、総合金融部など、勘定別管理部署が1次的に流動性リスクを認識して管理します。リスク総括部及びリスク工学部はリスク方針委員会の流動性リスクに関する意思決定を支援し、流動性リスク許容限度をモニタリングし、銀行全体の流動性リスクを評価・管理します。

(中略)

3-4. 金融商品の公正価値測定

(中略)

(1) 公正価値で測定する金融商品

(中略)

4) 公正価値の評価手法及びインプット

(中略)

当行は報告期間末毎にグループ資産の公正価値を決定するために外部の独立的で資格を保有している評価者の評価値あるいは内部評価モデルの評価値を使用しています。当期末及び前期末現在、公正価値レベル3に分類された金融商品の公正価値で測定時に使用された評価手法及び重要であるものの、観察不能なインプットは次の通りです。

(中略)

<第189(前)期>

(中略)

(注1) オプションモデルはBinomial Tree及びLSMCモデルモデルです。

(中略)

(5) 金融収益及び金融費用

当期及び前期における金融収益及び金融費用の詳細内訳は次の通りです。

<第190(当)期>

(単位：百万ウォン)

区分	受取利息 (支払利息)	受取手数料 (支払 手数料)	信用損失 引当金戻入 (繰入)	その他	合計	その他の 包括利益

(中略)

オフバランス項目引当金	-	-	22,762	-	22,762	-
-------------	---	---	--------	---	--------	---

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	受取利息 (支払利息)	受取手数料 (支払 手数料)	信用損失 引当金戻入 (繰入)	その他	合計	その他の 包括利益
----	------------------	------------------------	-------------------------	-----	----	--------------

(中略)

オフバランス項目引当金	-	-	(21,894)	-	(21,894)	-
-------------	---	---	----------	---	----------	---

(中略)

3-6. 金融商品の譲渡取引

(1) 認識の中止条件が充足されていない金融商品

1) 買戻条件付売却債券

当期末及び前期末現在、買戻条件付売却債券のうち、当行が保有している有価証券を確定価格で再買入することを条件として売却し、認識の中止条件が充足されていない金融商品の内訳は次の通りです。

(中略)

(2) 認識の中止条件を充足するが、継続的に関与する金融商品

当期末及び前期末現在、認識中止条件を充足するものの、当行が持続的に関与する金融商品はありません。

3-7. 金融商品の相殺

当期末及び前期末現在、実行可能な一括相殺約定またはこれに類似する約定の適用を受ける金融商品の内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	財務状態表に 表示される 金融資産純額	財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	

(中略)

(単位 : 百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	財務状態表に 表示される 金融負債純額	財務状態表で 相殺されていない関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	

(中略)

(注1) 当行の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手の不渡りのような信用事件発生時に該当取引相手とのすべてのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、または支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	財務状態表に 表示される 金融資産純額	財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	

(中略)

(単位 : 百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	財務状態表に 表示される 金融負債純額	財務状態表で 相殺されていない関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	

(注1) 当行の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手の不渡りのような信用事件発生時に該当取引相手とのすべてのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、または支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

4. 重要な会計見積り及び判断

(中略)

(3) 貸倒引当金、支払保証引当金及び未使用約定引当金

当行は償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する債務証券、貸付債権及び受取債権に対して減損を評価して貸倒引当金を設定し、支払保証及び未使用約定限度に対しては引当金を設定します。このような信用損失に対する引当金は、個別評価貸倒引当金の見積りのための借主別予想キャッシュ・フローの見積り、集合評価貸倒引当金及び支払保証、未使用約定引当金の見積りのために使用されたモデルの仮定及び変数により決定されます。

(中略)

7. デリバティブ

(中略)

(5) ヘッジ会計が財務状態表、包括利益計算書及び資本変動表に及ぼす影響

(中略)

3) 当期及び前期における公正価値ヘッジ会計でヘッジの非効果的な部分により当期損益として認識した金額及び勘定科目は次の通りです。

(中略)

(7) 金利指標改革に影響を受けるヘッジ関係

(中略)

USD LIBOR金利は実際の取引に基づいたSOFR (Secured Overnight Financing Rate) に代替される予定です。国内では“国債・通貨安定化証券RP金利”が無リスク指標金利(RFR: Risk-Free Reference Rate)に最終選定されました。当行はこのようなヘッジ関係においてLIBOR金利算出中断以降、SOFR、RFR基準に変更されるスプレッドはヘッジ手段として使用された金利スワップに含まれたスプレッドと類似であると仮定しており、その他の条件の変動は仮定していません。

(中略)

10. 有形固定資産

(中略)

(2) 当期及び前期における有形固定資産帳簿価額の変動内訳は次の通りです。

<第190(当)期>

(中略)

(注2) 新規取得資産の資産除去債務繰入額3,614百万ウォンが含まれています。

(中略)

<第189(前)期>

(中略)

(注2) 新規取得資産の資産除去債務繰入額1,371百万ウォンが含まれています。

(中略)

11. リース

(1) 当期末及び前期末現在、借手の原資産の類型別の使用権資産の内訳は次の通りです。

(中略)

(5) 当行はCOVID - 19の直接的な結果として発生した不動産賃借料の割引に対してリースの変更に該当するか否かを評価しない実務上の便法を適用しました。当期及び前期に賃借料の割引などにより発生した

リース料の変動を反映するために当期損益として認識した金額は各々47,589百万ウォン及び24,921百万ウォンです。

(中略)

22. 純確定給付負債

当行は、従業員のサービス提供期間に基づき、確定給付型年金制度を運営しています。また、当行は制度資産を信託会社、ファンド会社及びその他の類似企業に信託しています。

(1) 確定給付制度の資産及び負債

当期末及び前期末現在、確定給付制度における資産及び負債の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190 (当) 期	第189 (前) 期
確定給付負債の現在価値	1,584,830	1,576,227
制度資産の公正価値	(1,703,164)	(1,590,977)
純確定給付負債(資産)	(118,334)	(14,750)

(中略)

(3) 制度資産の公正価値

(中略)

(4) 制度資産の構成内訳

当期末及び前期末現在、制度資産の構成内訳は次の通りです。

(中略)

23. 引当金

(1) 当期及び前期における未使用限度及び金融支払保証引当金に対する変動内訳は次の通りです。

(中略)

(2) 当期及び前期におけるその他の引当金に対する変動内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位：百万ウォン)

区分	資産除去債務	訴訟	非金融支払保証	その他	合計
----	--------	----	---------	-----	----

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位：百万ウォン)

区分	資産除去債務	訴訟	非金融支払保証	その他	合計
----	--------	----	---------	-----	----

(中略)

(3) 資産除去債務

資産除去債務は報告期間末現在、賃借店舗の将来予想復旧費用の最善の見積り値を適切な割引率で割り引いた現在価値です。同復旧費用の支出は個別賃借店舗の賃借契約終了時点で発生する予定であり、これを合理的に見積もるために過去10年間、賃借契約が終了した賃借店舗の平均存続期間を利用しました。また、予想復旧費用を見積もるために、過去3年間復旧工事が発生した店舗の実際の復旧工事費用の平均値及び3年間の平均インフレーション率を使用しました。

(中略)

33. その他の営業損益

当期及び前期におけるその他の営業損益の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190(当)期	第189(前)期
その他の営業収益		

(中略)

その他営業収益	ヘッジ対象関連利益	289,733	50,805
	ヘッジ手段関連利益	16,421	284,814
	支払保証引当金戻入額	-	2,425
	その他の負債性引当金戻入額	-	-
	その他	48,518	25,811
	小計	354,672	363,855
その他の営業収益の合計		366,532	378,071
その他の営業費用			
資産処分関連	償却原価で測定する貸付債権処分損失	-	18,003
その他営業費用	ヘッジ対象関連損失	19,359	279,071
	ヘッジ手段関連損失	294,567	51,805
	支払保証引当負債繰入額	3,671	-
	その他の負債性引当金繰入額	4,894	6,678
	基金拠出金	388,765	358,956
	預金保険料	388,552	328,628
	その他	217,680	231,675
	小計	1,317,488	1,256,813

(中略)

36. 法人所得税費用及び繰延税金

(中略)

(3) 一時差異及び繰延税金

当期及び前期における一時差異及び繰延税金資産(負債)の増減内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期首金額	当期損益反映	その他 包括利益反映	期末残高
----	------	--------	---------------	------

(中略)

制度資産	(429,598)	(46,204)	7,432	(468,370)
その他の引当金	64,689	15,398	-	80,087
支払保証引当金	37,541	(801)	-	36,740
圧縮記帳引当金	(48,712)	-	-	(48,712)
一時償却引当金	(337)	64	-	(273)

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期首金額	当期損益反映	その他 包括利益反映	期末残高
----	------	--------	---------------	------

(中略)

制度資産	(393,311)	(40,580)	4,293	(429,598)
その他の引当金	40,992	23,697	-	64,689
支払保証引当金	34,918	2,623	-	37,541
圧縮記帳引当金	(48,713)	1	-	(48,712)
一時償却引当金	(401)	64	-	(337)

(中略)

38. 偶発及び約定事項

(中略)

(2) 支払保証引当金

当期末及び前期末現在、支払保証引当金の設定対象及び支払保証引当金の設定比率は次の通りです。

(単位 : 百万ウォン)

区分	第190 (当) 期	第189 (前) 期
----	--------------	--------------

(中略)

支払保証引当金	133,602	136,513
引当金設定比率 (%)	0.63	0.70

(3) 係争中の訴訟事件

(中略)

当行は1審で敗訴が決定された訴訟案件などに関して、当期末及び前期末に各々3,114百万ウォン及び8,893百万ウォンを訴訟引当金に計上しています。引当金に計上された訴訟以外の残余訴訟の結果は財務諸表に重大な影響を及ぼさないと予測されていますが、今後の訴訟結果により追加の損失が発生する可能性もあります。

(中略)

40. 特殊関係者の取引

(中略)

(6) 特殊関係者の資金取引

1) 当期及び前期における特殊関係者との主要貸付・回収内訳は次の通りです。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(中略)

(注4) 前期に関連当事者に編入された会社で、当期末基準の貸付残高を回収などに記載しました。

(中略)

(7) デリバティブに関連する主な約定

当期末及び前期末現在、関連当事者とのデリバティブ資産及び負債に関連する主な約定は次の通りです。

(中略)

(8) 主要出資及び回収取引

当期における関連当事者との主要出資及び回収取引の内訳は次の通りです。

(後略)

[次へ](#)

<訂正後>

(前略)

キャッシュ・フロー計算書

=====

第190(当)期 自2021年1月1日 至2021年12月31日

第189(前)期 自2020年1月1日 至2020年12月31日

株式会社新韓銀行

(単位:百万ウォン)

科目	第190(当)期		第189(前)期	
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		13,662,058		(24,097)

(中略)

(4) 資産・負債の増減	10,179,265		(2,519,248)	
--------------	------------	--	-------------	--

(中略)

11. 引当負債	(12,904)		60,791	
----------	----------	--	--------	--

(中略)

(単位:百万円)

科目	第190(当)期		第189(前)期	
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		1,368,938		(2,415)

(中略)

(4) 資産・負債の増減	1,019,962		(252,429)	
--------------	-----------	--	-----------	--

(中略)

11. 引当負債	(1,293)		6,091	
----------	---------	--	-------	--

(中略)

注記

第190（当）期 2021年12月31日現在

第189（前）期 2020年12月31日現在

株式会社新韓銀行

（中略）

2. 重要な会計方針

（中略）

（2） 測定基準

財務諸表は次に挙げる財務状態表の主要項目を除いては、取得原価を基準に作成されています。

- 公正価値で測定するデリバティブ
- 当期損益を通じて公正価値で測定する金融商品
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品
- 公正価値で測定する株式に基づく報酬
- 公正価値ヘッジ会計のヘッジ対象項目として指定され、ヘッジ対象リスクによる公正価値の変動を当期損益として認識する金融資産及び金融負債
- 確定給付債務の現在価値から社外積立資産の公正価値を減算した確定給付債務

（5） 制定・改正基準書及び解釈書

（中略）

1) 企業会計基準書第1103号“事業結合”の改正 - 概念体系の認容

認識する資産及び負債の定義を、改正された財務報告のための概念体系を参照するように改正されましたが、企業会計基準書第1037号“引当負債、偶発負債及び偶発資産”及び解釈書第2121号“負担金”の適用範囲に含まれる負債及び偶発負債に対しては当該基準書を適用するように例外を追加し、偶発資産が取得日に認識されないことを明確にしました。同改正事項は2022年1月1日以降開始する会計年度から適用され、早期適用が認められます。当行は同改正による財務諸表への重要な影響はないと予想しています。

（中略）

3) 韓国採用国際会計基準年次改善2018-2020

韓国採用国際会計基準年次改善2018-2020は2022年1月1日以降開始する会計年度から適用され、早期適用が認められます。当行は同改正による財務諸表への重要な影響はないと予想しています。

- ・企業会計基準書第1101号“韓国採用国際会計基準の最初採択”：最初採択企業である子会社
- ・企業会計基準書第1109号“金融商品”：金融負債の除去目的の10%テストに関連する手数料
- ・企業会計基準書第1116号“リース”：リースインセンティブ

（中略）

（10） 非デリバティブ資産

1) FVTPL指定金融資産

互いに異なる基準により資産または負債を測定するか、それによる損益を認識する際に測定または認識のミスマッチが発生する場合、このようなミスマッチを除去または著しく減少させる時には、次の金融資産の分

類規定にもかかわらず、当初の認識時点で当該金融資産をFVTPL項目に指定できます。但し、一度指定すればこれを取り消すことはできません。

2) 資本性金融商品

(中略)

当行はすべての資本性金融商品に対する投資を、事後に公正価値で測定します。公正価値の変動をその他の包括利益として表示することを選択した資本性金融商品に対してその他の包括利益として認識した金額は、当該資本性金融商品を除くする時にも当期損益に再分類しません。このような資本性金融商品に対する受取配当は、当行が配当を受ける権利が確定された時に「受取配当」として当期損益として認識します。

(中略)

3) 負債性金融商品

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを受け取るための保有が目的である事業モデルの下で金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている資産は償却原価で測定します。償却原価で測定する金融資産として、ヘッジ関係の適用対象ではない金融資産の損益は、当該金融資産の除去または減損の時に当期損益として認識します。実効金利法により認識する金融資産の受取利息は「受取利息」に含まれます。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方を通じて目的を達成する事業モデルの下で金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されます。減損損失（戻入）、受取利息及び為替損益を除いては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の損益はその他の包括利益として認識します。金融資産の除去時には、認識したその他の包括利益累計額を資本から当期損益に再分類します。実効金利法により認識する金融資産の受取利息は「受取利息」に含まれます。為替損益は「為替取引損益」と表示し、減損損失は「信用損失引当金繰入」として表示します。

(中略)

5) 金融資産の除去

金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するか、あるいは金融資産のキャッシュ・フローに対する権利を譲渡して金融資産の所有によるリスクと経済価値の大部分を移転する場合、金融資産を除去しています。仮に金融資産の所有によるリスクと経済価値の大部分を保有しておらず、移転もしていない場合、当行が金融資産を統制していなければ金融資産を除去し、金融資産を継続して統制している場合は、その譲渡資産に対して引き続き関与する程度まで継続して認識し、関連負債を共に認識しています。

(中略)

(13) 有形固定資産

(中略)

有形固定資産の除去により発生する損益は純売却価額と帳簿価額の差異で決定され、その差額は当期損益として認識しています。

(中略)

(16) リース

(中略)

リース負債はリース開始日現在、支払われていないリース料の現在価値で測定し、その他の負債項目に含めます。リース負債の測定に含まれるリース料は次の金額で構成されます。

- 固定リース料（実質的な固定リース料を含めて受取る予定のリースインセンティブは差引）
- 指数や料率（金利）により変わる変動リース料
- 残存価値保証により、借手が支払うと予想される金額
- リースの借手が購入オプションを行使することが相当に確実な場合にその購入オプションの行使価額
- リース期間がリースの借手の解約オプションの行使を反映する場合にそのリースを終了するために負担する金額

リースの計算利率を容易に算定することができる場合には、その利率でリース料を割引し、リースの計算利率を容易に算定することができない場合には、リースの借手の追加借入利率を使用します。

使用権資産は次の項目の原価で測定します。

- リース負債の初度測定金額
- リース開始日またはその前に支払ったリース料（受けたリースインセンティブは差引）
- リースの借手が負担するリース開設直接費用
- リース条件で要求したように原資産を解体し、除去するか、原資産が位置した敷地を復旧するか、原資産自体を復旧する時にリースの借手が負担する費用の見積値

(中略)

短期リースや原資産が少額なリースに関わるリース料は定額法によって当期費用として認識します。

当行が借手の会計処理時に追加で考慮する事項は次の通りです。

- 更新オプション及び解約オプションは当行の全体的に多数の不動産リース契約に含まれます。
- リース期間を算定するにあたり、経営者は更新オプションを行使するか、解約オプションを行使しない経済的なインセンティブを発生させる関連事実及び状況をすべて考慮します。
- 更新オプション（または解約オプション）の対象期間は契約が執行可能な期間において、解約不可能期間にリースの借手が更新オプションを行使すること（または行使しないこと）が相当確実な場合にのみリース期間に含まれます。
- リースの借手とリースの貸手が各々異なる当事者の同意を得ずに解約できる権利がある場合は、解約時に負担する経済的不利益を考慮して執行可能な期間を算定します。
- リースの借手が支配可能な範囲にあり、過去にリース期間を算定するにあたって影響を与えた重要な事象が発生するか、状況に重要な変化がある場合に、当行は更新オプションを行使すること（または行使しないこと）が極めて確実なのかを再評価します。

(中略)

(18) 非金融資産の減損

従業員給付で発生した資産、繰延税金資産及び売却目的に分類される資産を除いたすべての非金融資産に対しては、報告期間末ごとに資産減損を示唆する兆候があるかどうかを検討し、仮にそうした兆候があれば、当該資産の回収可能価額を見積もっています。但し、事業結合により取得したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産、まだ使用できない無形資産については、資産減損を示唆する兆候と関係なく、毎年回収可能価額と帳簿価額を比較して減損テストを行っています。

(中略)

事業結合により取得したのれんは事業結合によるシナジー効果が得られるものと期待される各資金生成単位に配分します。資金生成単位に対する減損損失はまず、資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減少させ、その後、資金生成単位に属する他の資産各々の帳簿価額に比例して資産の帳簿価額を減少させています。のれんに対して認識した減損損失は事後期間に戻し入れることができません。報告期間末ごとにのれんを除いた資産に対して過去期間に認識した減損損失がこれ以上存在しないか減少したことを示唆する兆候があるかどうかを検討し、直前減損損失の認識時点以後に回収可能価額を決定するに当たって使用された見積りに変化がある場合にのみ戻し入れます。減損損失戻入により増加した帳簿価額は、過去に減損損失を認識する前の帳簿価額の減価償却または償却後残高を超過することはできません。

(19) 非デリバティブ負債

(中略)

1) FVTPL指定金融負債

互いに異なる基準により資産または負債を測定するか、それによる損益を認識することにより生じる可能性のある認識または測定のミスマッチを除去または著しく減らすことができる場合及び文書化されたリスク管理戦略または投資戦略により金融商品集合を公正価値基準で管理し、その成果を評価する場合には、当初の認識時点で当該金融負債をFVTPL項目に指定できます。但し、一度指定すればこれを取り消すことはできません。FVTPL指定金融負債の自己信用リスク変動による公正価値の変動は、その他の包括利益として認識しています。

(中略)

3) その他金融負債

(中略)

金融負債は、契約上の義務が履行、取消または満了したことにより消滅した場合に、財務状態表から除去しています。

(中略)

(23) 引当負債

過去事象の結果として現在の債務(法的または推定的)が存在し、当該義務を履行するために経済的便益を有する資源が流出する可能性が高く、当該債務金額を信頼性をもって見積もることができる場合に、引当負債を認識しています。

引当負債に認識する金額は、関連事象と状況に対する避けられないリスクと不確実性を考慮して現在の義務を報告期間末に履行するために必要となる支出に対する最善の見積りです。貨幣の時間価値効果が重要な場合、引当負債は義務の履行のために予想される支出額の現在価値で評価しています。

報告期間末ごとに引当負債の残高を検討し、報告期間末現在の最善の見積りを反映して調整しています。義務履行のために経済的便益を有する資源が流出する可能性がこれ以上高くない場合には、関連引当負債を戻し入れています。引当負債は当初認識に関連する支出にのみ使用しています。

(24) 金融保証契約

金融保証契約は負債性金融商品の当初契約条件または変更された契約条件により支払期日に特定債務者が支払うことができない場合に、保有者が受けた損失を補償するために、発行者が特定金額を支払わなければならない契約です。

金融保証契約は当初認識時に公正価値で測定して支払保証引当負債に含め、公正価値は当該金融保証契約の期間にわたって償却されます。

(中略)

(26) 法人所得税

法人所得税費用は当期法人所得税と繰延税金で構成されており、その他の包括利益や資本に直接認識される取引や事象または事業結合から発生する税額を除いては、当期損益として認識しています。

(中略)

3. 金融商品のリスク管理

3-1. 信用リスク

(中略)

(3) 減損の測定に使用された変数、仮定及び手法

(中略)

信用リスクの顕著な増加

(中略)

企業エクスポージャー	個人エクスポージャー
信用格付の顕著な変動	信用格付の顕著な変動
継続延滞日数30日超過	継続延滞日数30日超過
資産健全性格付「要注意」以下	資産健全性格付「要注意」以下
早期警報モデルのモニタリング格付	早期警報モデルのモニタリング格付
完全債務超過	特定プールセグメント
不適正または意見不表明の監査意見	住宅施工会社の不実による住宅ローン集団に関する与信
3年連続の利子補償倍率1未満または2年連続で負の営業キャッシュ・フロー	その他信用リスクの重要な増加が確認できる指標が識別された与信
その他信用リスクの重要な増加が確認できる指標が識別された与信	

当行は特定のエクスポージャーの延滞日数が30日を超過する場合、認識後に該当金融資産の信用リスクが著しく増加したものとみなします。当行は、当行が借主から受け取る契約上の支払額を完全に受け取ることができなかった最も早い日付から延滞日数を算定し、借主に付与した猶予期間は考慮しません。

(中略)

2) 変更された金融資産

金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉などを通じて変更されたものの、除去しない場合、当行は該当金融資産の当初の認識時点で変更前の契約条件により測定された債務不履行リスクと変更された条件により報告期間末現在において測定された債務不履行リスクを比較し、信用リスクが顕著に増加したかどうかを判断します。

(中略)

3) 債務不履行リスク

(中略)

当行が適用している債務不履行の定義は、規制資本管理の目的で定義しているデフォルトの定義と大体一致し、債務不履行か否かを判断するために活用する情報及び各情報の活用度は状況によって異なる可能性があります。

(中略)

5) 予想信用損失の測定

予想信用損失の測定に投入された主要変数は次の通りです。

- 期間別のデフォルト率 (PD)
- デフォルト時の損失率 (LGD)
- デフォルト時のエクスポージャー (EAD)

(中略)

デフォルト時の損失率は、デフォルトの発生時に予想される損失の程度を意味します。当行は過去のデフォルト時のエクスポージャーから測定された実績回収率に基づいてデフォルト時の損失率を算出しました。デフォルト時の損失率の測定モデルは担保の種類、担保に対する先順位、借主の種類及び回収に所要された費用を反映するよう開発され、特に、個人向け貸付商品のデフォルト時の損失率モデルは担保貸付比率 (Loan to Value、LTV) を主要変数として使用します。デフォルト時の損失率の算出に反映された回収率は、実効金利で割り引かれた回収金額の現在価値を基準として算定されます。

デフォルト時のエクスポージャーは、デフォルト発生時点で予想されるエクスポージャーを意味します。当行は、現在実行されたエクスポージャーが契約上の限度内でデフォルト時点まで追加的に使用されるものと予想される比率を反映してデフォルト時のエクスポージャーを導出します。金融資産のデフォルト時のエクスポージャーは該当資産の総帳簿価額と同一で、貸付約定及び金融保証契約のデフォルト時のエクスポージャーは既に引き出して使用した金額及び今後追加で使用されると予想される金額の合計で算定されます。

(中略)

期間別のデフォルト率、デフォルト時の損失率及びデフォルト時のエクスポージャーのリスク測定要素は、次のような区分基準によって集合的に見積もられます。

(中略)

3-2. 市場リスク

(中略)

(2) 非トレーディングポジションの市場リスク管理

(中略)

当行はリスク方針委員会で金利リスク管理に関する方針樹立、詳細限度設定などの意思決定機能を行い、同原則及び限度内で国外店舗を始めとした子会社及び資金部、信託部、総合金融部など、勘定別管理部署は1次的に金利リスクを認識して管理します。リスク総括部及びリスク工学部はリスク方針委員会の金利リスク関連意思決定を支援し、金利リスクの許容限度の超過有無をモニタリングし、会社全体の金利リスクを評価して管理します。

(中略)

3-3. 流動性リスク

当行はリスク方針委員会で流動性リスク管理に関する方針樹立、詳細限度設定などの意思決定機能を行い、同原則及び限度内で国外店舗を始めとした子会社と資金部、信託部、総合金融部など、勘定別管理部署が1次的に流動性リスクを認識して管理します。リスク総括部及びリスク工学部はリスク方針委員会の流動性リスクに関する意思決定を支援し、流動性リスク許容限度をモニタリングし、銀行全体の流動性リスクを評価・管理します。

(中略)

3-4. 金融商品の公正価値測定

(中略)

(1) 公正価値で測定する金融商品

(中略)

4) 公正価値の評価手法及びインプット

(中略)

当行は報告期間末毎にグループ資産の公正価値を決定するために外部の独立的で資格を保有している評価者の評価値あるいは内部評価モデルの評価値を使用しています。当期末及び前期末現在、公正価値レベル3に分類された金融商品の公正価値で測定時に使用された評価手法及び重要であるものの、観察不能なインプットは次の通りです。

(中略)

<第189(前)期>

(中略)

(注1) オプションモデルはBinomial Tree及びLSMCモデルです。

(中略)

(5) 金融収益及び金融費用

当期及び前期における金融収益及び金融費用の詳細内訳は次の通りです。

<第190(当)期>

(単位：百万ウォン)

区分	受取利息 (支払利息)	受取手数料 (支払 手数料)	信用損失 引当金戻入 (繰入)	その他	合計	その他の 包括利益

(中略)

オフバランス項目引当負債	-	-	22,762	-	22,762	-
--------------	---	---	--------	---	--------	---

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	受取利息 (支払利息)	受取手数料 (支払 手数料)	信用損失 引当金戻入 (繰入)	その他	合計	その他の 包括利益
----	------------------	------------------------	-------------------------	-----	----	--------------

(中略)

オフバランス項目引当負債	-	-	(21,894)	-	(21,894)	-
--------------	---	---	----------	---	----------	---

(中略)

3-6. 金融商品の譲渡取引

(1) 除去条件が充足されていない金融商品

1) 買戻条件付売却債券

当期末及び前期末現在、買戻条件付売却債券のうち、当行が保有している有価証券を確定価格で再買入することを条件として売却し、除去条件が充足されていない金融商品の内訳は次の通りです。

(中略)

(2) 除去条件を充足するが、継続的に関与する金融商品

当期末及び前期末現在、除去条件を充足するものの、当行が持続的に関与する金融商品はありません。

3-7. 金融商品の相殺

当期末及び前期末現在、実行可能な一括相殺約定またはこれに類似する約定の適用を受ける金融商品の内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	財務状態表に 表示される 金融資産純額	財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	

(中略)

(単位 : 百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	財務状態表に 表示される 金融負債純額	財務状態表で 相殺されていない関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	

(中略)

(注1) 当行の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手のデフォルトのような信用事件発生時に該当取引相手とのすべてのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、または支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	財務状態表に 表示される 金融資産純額	財務状態表で 相殺されていない 関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	

(中略)

(単位 : 百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	財務状態表に 表示される 金融負債純額	財務状態表で 相殺されていない関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	

(注1) 当行の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手のデフォルトのような信用事件発生時に該当取引相手とのすべてのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、または支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

4. 重要な会計見積り及び判断

(中略)

(3) 貸倒引当金、支払保証引当負債及び未使用約定引当負債

当行は償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する債務証券、貸付債権及び受取債権に対して減損を評価して貸倒引当金を設定し、支払保証及び未使用約定限度に対しては引当負債を設定します。このような信用損失に対する引当金は、個別評価貸倒引当金の見積りのための借主別予想キャッシュ・フローの見積り、集合評価貸倒引当金及び支払保証、未使用約定引当負債の見積りのために使用されたモデルの仮定及び変数により決定されます。

(中略)

7. デリバティブ

(中略)

(5) ヘッジ会計が財務状態表、包括利益計算書及び資本変動表に及ぼす影響

(中略)

3) 当期及び前期におけるヘッジでヘッジの非効果的な部分により当期損益として認識した金額及び勘定科目は次の通りです。

(中略)

(7) 金利指標改革に影響を受けるヘッジ関係

(中略)

USD LIBOR金利は実際の取引に基づいたSOFR (Secured Overnight Financing Rate) に代替される予定です。国内では“国債・通貨安定証券RP金利”が無リスク指標金利(RFR: Risk-Free Reference Rate)に最終選定されました。当行はこのようなヘッジ関係においてLIBOR金利算出中断以降、SOFR、RFR基準に変更されるスプレッドはヘッジ手段として使用された金利スワップに含まれたスプレッドと類似であると仮定しており、その他の条件の変動は仮定していません。

(中略)

10. 有形固定資産

(中略)

(2) 当期及び前期における有形固定資産帳簿価額の変動内訳は次の通りです。

<第190(当)期>

(中略)

(注2) 新規取得資産の復旧引当負債繰入額3,614百万ウォンが含まれています。

(中略)

<第189(前)期>

(中略)

(注2) 新規取得資産の復旧引当負債繰入額1,371百万ウォンが含まれています。

(中略)

11. リース

(1) 当期末及び前期末現在、リースの借手の原資産の類型別の使用権資産の内訳は次の通りです。

(中略)

(5) 当行はCOVID - 19の直接的な結果として発生した不動産賃借料の割引に対してリースの変更に該当するか否かを評価しない実務上の便法を適用しました。当期及び前期に賃借料の割引により発生したリー

ス料の変動を反映するために当期損益として認識した金額は各々47,589百万ウォン及び24,921百万ウォンです。

(中略)

22. 純確定給付負債

当行は、従業員のサービス提供期間に基づき、確定給付型年金制度を運営しています。また、当行は社外積立資産を信託会社、ファンド会社及びその他の類似企業に信託しています。

(1) 確定給付制度の資産及び負債

当期末及び前期末現在、確定給付制度における資産及び負債の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190 (当) 期	第189 (前) 期
確定給付負債の現在価値	1,584,830	1,576,227
<u>社外積立資産</u> の公正価値	(1,703,164)	(1,590,977)
純確定給付負債(資産)	(118,334)	(14,750)

(中略)

(3) 社外積立資産の公正価値

(中略)

(4) 社外積立資産の構成内訳

当期末及び前期末現在、社外積立資産の構成内訳は次の通りです。

(中略)

23. 引当負債

(1) 当期及び前期における未使用限度及び金融支払保証引当負債に対する変動内訳は次の通りです。

(中略)

(2) 当期及び前期におけるその他の引当負債に対する変動内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位：百万ウォン)

区分	復旧引当負債	訴訟	非金融支払保証	その他	合計
----	--------	----	---------	-----	----

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位：百万ウォン)

区分	復旧引当負債	訴訟	非金融支払保証	その他	合計
----	--------	----	---------	-----	----

(中略)

(3) 復旧引当負債

復旧引当負債は報告期間末現在、賃借店舗の将来予想復旧費用の最善の見積り値を適切な割引率で割り引いた現在価値です。同復旧費用の支出は個別賃借店舗の賃借契約終了時点で発生する予定であり、これを合理的に見積もるために過去10年間、賃借契約が終了した賃借店舗の平均存続期間を利用しました。また、予想復旧費用を見積もるために、過去3年間復旧工事が発生した店舗の実際の復旧工事費用の平均値及び3年間の平均インフレーション率を使用しました。

(中略)

33. その他の営業損益

当期及び前期におけるその他の営業損益の内訳は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第190 (当) 期	第189 (前) 期
その他の営業収益		

(中略)

その他営業収益	ヘッジ対象関連利益	289,733	50,805
	ヘッジ手段関連利益	16,421	284,814
	支払保証引当負債戻入額	-	2,425
	その他の負債性引当負債戻入額	-	-
	その他	48,518	25,811
	小計	354,672	363,855
その他の営業収益の合計		366,532	378,071
その他の営業費用			
資産処分関連	償却原価で測定する貸付債権処分損失	-	18,003
その他営業費用	ヘッジ対象関連損失	19,359	279,071
	ヘッジ手段関連損失	294,567	51,805
	支払保証引当負債繰入額	3,671	-
	その他の負債性引当負債繰入額	4,894	6,678
	基金拠出金	388,765	358,956
	預金保険料	388,552	328,628
	その他	217,680	231,675
	小計	1,317,488	1,256,813

(中略)

36. 法人所得税費用及び繰延税金

(中略)

(3) 一時差異及び繰延税金

当期及び前期における一時差異及び繰延税金資産 (負債) の増減内訳は次の通りです。

< 第190 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期首金額	当期損益反映	その他 包括利益反映	期末残高
----	------	--------	---------------	------

(中略)

社外積立資産	(429,598)	(46,204)	7,432	(468,370)
その他の引当負債	64,689	15,398	-	80,087
支払保証引当負債	37,541	(801)	-	36,740
圧縮記帳引当負債	(48,712)	-	-	(48,712)
一時償却引当負債	(337)	64	-	(273)

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期首金額	当期損益反映	その他 包括利益反映	期末残高
----	------	--------	---------------	------

(中略)

社外積立資産	(393,311)	(40,580)	4,293	(429,598)
その他の引当負債	40,992	23,697	-	64,689
支払保証引当負債	34,918	2,623	-	37,541
圧縮記帳引当負債	(48,713)	1	-	(48,712)
一時償却引当負債	(401)	64	-	(337)

(中略)

38. 偶発及び約定事項

(中略)

(2) 支払保証引当負債

当期末及び前期末現在、支払保証引当負債の設定対象及び支払保証引当負債の設定比率は次の通りです。

(単位 : 百万ウォン)

区分	第190 (当) 期	第189 (前) 期
----	--------------	--------------

(中略)

支払保証引当負債	133,602	136,513
引当負債設定比率 (%)	0.63	0.70

(3) 係争中の訴訟事件

(中略)

当行は1審で敗訴が決定された訴訟案件などに関して、当期末及び前期末に各々3,114百万ウォン及び8,893百万ウォンを訴訟引当負債に計上しています。引当負債に計上された訴訟以外の残余訴訟の結果は財務諸表に重大な影響を及ぼさないと予測されていますが、今後の訴訟結果により追加の損失が発生する可能性もあります。

(中略)

40. 特殊関係者の取引

(中略)

(6) 特殊関係者の資金取引

1) 当期及び前期における特殊関係者との主要貸付・回収内訳は次の通りです。

(中略)

< 第189 (前) 期 >

(中略)

(注4) 前期に特殊関係者に編入された会社で、当期末基準の貸付残高を回収などに記載しました。

(中略)

(7) デリバティブに関連する主な約定

当期末及び前期末現在、特殊関係者とのデリバティブ資産及び負債に関連する主な約定は次の通りです。

(中略)

(8) 主要出資及び回収取引

当期における特殊関係者との主要出資及び回収取引の内訳は次の通りです。

(後略)

3【その他】

<訂正前>

訴訟手続

上記「1 財務書類」に掲げる2021年および2020年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類に対する注記38および個別財務書類に対する注記38を参照のこと。

<訂正後>

訴訟手続

上記「第2 - 3 - (1) 事業 - 法的手続きおよびその他事項」ならびに「1 財務書類」に掲げる2021年および2020年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類に対する注記38および個別財務書類に対する注記38を参照のこと。

独立監査人の監査報告書

(韓国語で発行された監査報告書の日本語訳)

< 訂正前 >

(中略)

監査意見

我々は、株式会社新韓銀行及び子会社(以下、「連結グループ」)の連結財務諸表を監査しました。当該連結財務諸表は、2021年12月31日及び2020年12月31日現在の連結財務状態表、同日をもって終了する報告期間の連結包括損益計算書、連結資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約を含む連結財務諸表の注記で構成されています。

我々の意見としては、別添の連結グループの連結財務諸表が、韓国採用国際会計基準に準拠して、連結グループの2021年12月31日及び2020年12月31日現在の連結財務状態並びに同日をもって終了する報告期間の連結財務成績及び連結キャッシュ・フローを重要性の観点から公正に表示しているものと認めます。

監査意見の根拠

我々は大韓民国の会計監査基準に従い監査を行いました。当該基準による我々の責任は、本監査報告書の連結財務諸表監査に対する監査人の責任の区分に記述されています。我々は連結財務諸表監査に関する大韓民国の倫理的要求事項に従って連結グループから独立した立場を保ち、このような要求事項に伴うその他の倫理的責任を履行しました。我々は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと信じています。

強調事項

監査意見には影響を及ぼさない事項として、利用者は以下の事項に対して注意を払う必要があります。

(1) COVID-19の感染拡大

注記2で説明している通り、COVID-19の急速な感染拡大は世界経済に悪影響を及ぼしており、これは特定ポートフォリオの予想信用損失及び資産の潜在的減損を増加させて連結グループの収益創出能力に悪影響を与える可能性があります。

(中略)

連結財務諸表監査に対する監査人の責任

(中略)

監査基準による監査の一部として、我々は監査の全過程を通じて専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を保持しています。また、我々は、

- 不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価し、このようなリスクに対応する監査手続を立案し、遂行します。また、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手します。不正は共謀、偽造、意図的な欠落、虚偽の陳述又は内部統制の無効化が介入する可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬によるリスクよりさらに高くなります。

(中略)

- 経営陣が使用した会計の継続企業の前提の適切性、入手した監査証拠を根拠として継続企業としての存続能力に重要な疑義をもたらす事象又は状況に関連した重要な不確実性の存在の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、我々は連結財務諸表の関連開示について監査報告書で注意喚起し、このような開示が不適切な場合には意見を変更するよう求められています。我々の結論は監査報告書日までに入手された監査証拠に基づくものの、将来の事象又は状況により銀行の継続企業としての存続が困難になることがあります。

(中略)

我々は諸々の事項のうち、計画された監査の範囲、時期、そして監査中に識別された内部統制上の重要な不備等、監査における重要な発見事項について支配機構とコミュニケーションを図ります。

-

(中略)

本監査報告書は監査報告書日(2022年3月14日)現在、有効なものです。したがって、監査報告書日以後、本報告書を閲覧される時点までの間に、添付された連結グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼし得る事象や状況が発生することがあり、これにより本監査報告書が修正されることがあります。

< 訂正後 >

(中略)

監査意見

我々は、株式会社新韓銀行及びその従属企業(以下、「連結グループ」)の連結財務諸表を監査しました。当該連結財務諸表は、2021年12月31日及び2020年12月31日現在の連結財務状態表、同日をもって終了する両報告期間の連結包括損益計算書、連結資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約を含む連結財務諸表の注記で構成されています。

我々の意見としては、別添の連結グループの連結財務諸表が、韓国採用国際会計基準に準拠して、連結グループの2021年12月31日及び2020年12月31日現在の連結財務状態並びに同日をもって終了する両報告期間の連結財務成績及び連結キャッシュ・フローを重要性の観点から公正に表示しているものと認めます。

監査意見の根拠

我々は大韓民国の会計監査基準に従い監査を行いました。当該基準による我々の責任は、本監査報告書の連結財務諸表監査に対する監査人の責任の段落に記述されています。我々は連結財務諸表監査に関する大韓民国の倫理的要求事項に従って連結グループから独立した立場を保ち、このような要求事項に伴うその他の倫理的責任を履行しました。我々は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと信じています。

強調事項

監査意見には影響を及ぼさない事項として、利用者は以下の事項に対して注意を払う必要があります。

(1) COVID-19の感染拡大

注記2で説明している通り、COVID-19の急速な感染拡大は世界経済に否定的な影響を及ぼしており、これは特定ポートフォリオの予想信用損失及び資産の潜在的減損を増加させて連結グループの収益創出能力に否定的な影響を与える可能性があります。

(中略)

連結財務諸表監査に対する監査人の責任

(中略)

監査基準による監査の一部として、我々は監査の全過程を通じて専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を保持しています。また、我々は、

- 不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別し評価し、このようなリスクに対応する監査手続を設計し、遂行します。また、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手します。不正は共謀、偽造、意図的な欠落、虚偽の陳述又は内部統制の無効化が介入する可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬によるリスクよりさらに高くなります。

(中略)

- 経営陣が使用した会計の継続企業の前提の適切性、入手した監査証拠を根拠として継続企業としての存続能力に重要な疑義をもたらす事象又は状況に関連した重要な不確実性の存在の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、我々は連結財務諸表の関連開示について監査報告書で注意喚

起し、このような開示が不適切な場合には意見を変更するよう求められています。我々の結論は監査報告書日までに入手された監査証拠に基づくものの、将来の事象又は状況により連結グループの継続企業としての存続が困難になることがあります。

(中略)

我々は諸々の事項のうち、計画された監査の範囲、時期、そして監査中に識別された内部統制上の重要な不備等、監査における重要な発見事項について支配機構とコミュニケーションを図ります。

次は監査意見には影響を及ぼさないものの、連結財務諸表の利用者の合理的な意思決定に参考となる事項です。

(1) 適用された会計処理基準の制限

添付された連結財務諸表は、大韓民国の韓国採用国際会計基準に準拠して作成された連結財務諸表です。したがって、大韓民国以外の他国で一般に認められる会計処理基準や国際会計基準などに従う場合には、会社の財務状態と財務成果、そしてキャッシュフローの内容が変わることがあります。また、添付された連結財務諸表を監査するために行った諸般手続も、大韓民国以外の他国で適用されているか一般に認められる諸般手続きなどとは異なる場合があります。

このため、大韓民国の韓国採用国際会計基準や会計監査基準などに対する十分な理解のない会計情報利用者の場合には、本監査報告書及び添付された連結財務諸表を直接的又は間接的に活用する時に上記のような点に留意しなければなりません。

(中略)

本監査報告書は監査報告書日(2022年3月14日)現在、有効なものです。したがって、監査報告書日以後、本報告書を閲覧される時点までの間に、添付された連結グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼし得る事象や状況が発生することがあり、これにより本監査報告書が修正されることがあります。

独立監査人の監査報告書

(韓国語で発行された監査報告書の日本語訳)

<訂正前>

(中略)

監査意見

我々は、株式会社新韓銀行(以下、「銀行」)の財務諸表を監査しました。当該財務諸表は、2021年12月31日及び2020年12月31日現在の財務状態表、同日をもって終了する報告期間の包括損益計算書、資本変動表及びキャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約を含む財務諸表の注記で構成されています。

我々の意見としては、別添の銀行の財務諸表が、韓国採用国際会計基準に準拠して、銀行の2021年12月31日及び2020年12月31日現在の財務状態並びに同日をもって終了する報告期間の財務成績及びキャッシュ・フローを重要性の観点から公正に表示しているものと認めます。

監査意見の根拠

我々は大韓民国の会計監査基準に従い監査を行いました。当該基準による我々の責任は、本監査報告書の財務諸表監査に対する監査人の責任の区分に記述されています。我々は財務諸表監査に関する大韓民国の倫理的要求事項に従って銀行から独立した立場を保ち、このような要求事項に伴うその他の倫理的責任を履行しました。我々は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと信じています。

強調事項

(中略)

(1) COVID-19の感染拡大

注記2で説明している通り、COVID-19の急速な感染拡大は世界経済に悪影響を及ぼしており、これは特定ポートフォリオの予想信用損失及び資産の潜在的減損を増加させて銀行の収益創出能力に悪影響を与える可能性があります。

(中略)

財務諸表監査に対する監査人の責任

(中略)

監査基準による監査の一部として、我々は監査の全過程を通じて専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を保持しています。また、我々は、

- 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価し、このようリスクに対応する監査手続を立案し、遂行します。また、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手します。不正は共謀、偽造、意図的な欠落、虚偽の陳述又は内部統制の無効化が介入する可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬によるリスクよりさらに高くなります。

(中略)

我々は諸々の事項のうち、計画された監査の範囲、時期、そして監査中に識別された内部統制上の重要な不備など、監査における重要な発見事項について支配機構とコミュニケーションを図ります。

(中略)

本監査報告書は監査報告書日(2022年3月14日)現在、有効なものです。したがって、監査報告書日以後、本報告書を閲覧される時点までの間に、添付された銀行の財務諸表に重要な影響を及ぼし得る事象や状況が発生することがあり、これにより本監査報告書が修正されることがあります。

< 訂正後 >

(中略)

監査意見

我々は、株式会社新韓銀行(以下、「銀行」)の財務諸表を監査しました。当該財務諸表は、2021年12月31日及び2020年12月31日現在の財務状態並びに同日をもって終了する両報告期間の包括損益計算書、資本変動表及びキャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約を含む財務諸表の注記で構成されています。

我々の意見としては、別添の銀行の財務諸表が韓国採用国際会計基準に準拠して、銀行の2021年12月31日及び2020年12月31日現在の財務状態並びに同日をもって終了する両報告期間の財務成績及びキャッシュ・フローを重要性の観点から公正に表示しているものと認めます。

監査意見の根拠

我々は大韓民国の会計監査基準に従い監査を行いました。当該基準による我々の責任は、本監査報告書の財務諸表監査に対する監査人の責任の段落に記述されています。我々は財務諸表監査に関する大韓民国の倫理的要求事項に従って銀行から独立した立場を保ち、このような要求事項に伴うその他の倫理的責任を履行しました。我々は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと信じています。

強調事項

(中略)

(1) COVID-19の感染拡大

注記2で説明している通り、COVID-19の急速な感染拡大は世界経済に否定的な影響を及ぼしており、これは特定ポートフォリオの予想信用損失及び資産の潜在的減損を増加させて銀行の収益創出能力に否定的な影響を与える可能性があります。

(中略)

財務諸表監査に対する監査人の責任

(中略)

監査基準による監査の一部として、我々は監査の全過程を通じて専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を保持しています。また、我々は、

- 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価し、このようなリスクに対応する監査手続を設計し、遂行します。また、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手します。不正は共謀、偽造、意図的な欠落、虚偽の陳述又は内部統制の無効化が介入する可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬によるリスクよりさらに高くなります。

(中略)

我々は諸々の事項のうち、計画された監査の範囲、時期、そして監査中に識別された内部統制上の重要な不備など、監査における重要な発見事項について支配機構とコミュニケーションを図ります。

次は監査意見には影響を及ぼさないものの、財務諸表の利用者の合理的な意思決定に参考となる事項です。

(1) 適用された会計処理基準の制限

添付された財務諸表は、大韓民国の韓国採用国際会計基準に準拠して作成された財務諸表です。したがって、大韓民国以外の他国で一般に認められる会計処理基準や国際会計基準などに従う場合には、会社の財務状態と財務成果、そしてキャッシュフローの内容が変わることがあります。また、添付された財務諸表を監査するために行った諸般手続も、大韓民国以外の他国で適用されているか一般に認められる諸般手続きなどとは異なる場合があります。

このため、大韓民国の韓国採用国際会計基準や会計監査基準などに対する十分な理解のない会計情報利用者の場合には、本監査報告書及び添付された財務諸表を直接的又は間接的に活用する時に上記のような点に留意しなければなりません。

(中略)

本監査報告書は監査報告書日(2022年3月14日)現在、有効なものです。したがって、監査報告書日以後、本報告書を閲覧される時点までの間に、添付された銀行の財務諸表に重大な影響を及ぼし得る事象や状況が発生することがあり、これにより本監査報告書が修正されることがあります。